

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年 6 月30日

【発行者名】 S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・
カンパニー・エス・エイ
(SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.)

【代表者の役職氏名】 取締役 高 橋 寿 幸

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L-2557
ロベルトシュトゥンパー通り 9 A
(9A, Rue Robert Stümper, L-2557 Luxembourg, Grand Duchy of
Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 竹 野 康 造

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 竹 野 康 造
弁護士 大 西 信 治

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03 (6212) 8316

【届出の対象とした募集（売
出）外国投資信託受益証券に係
るファンドの名称】 日興オフショア・ファンズ -
日興ロックフェラー・グローバル・エナジー・ファンドSM
(Nikko Offshore Funds - Nikko Rockefeller Global Energy
FundSM)

【届出の対象とした募集外国投
資信託受益証券の金額】 1,000億円を上限とする。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

日興オフショア・ファンズ - 日興ロックフェラー・グローバル・エナジー・ファンドSM

（Nikko Offshore Funds - Nikko Rockefeller Global Energy FundSM）

（注１）日興ロックフェラー・グローバル・エナジー・ファンドSM（以下「サブ・ファンド」または「当ファンド」という。）は、アンブレラ・ファンドである日興オフショア・ファンズ（以下「ファンド」という。）のサブ・ファンドである。なお、アンブレラとは、一または複数の投資信託（サブ・ファンド）を設定できる仕組みのものを指す。

（注２）「ROCKEFELLER」は、ロックフェラー・アンド・カンパニー・インクによりライセンスされたサービス・マークである。本ファンドの正式名称は上記の通りであるが、技術上の理由でやむを得ず表示できない場合は、「日興オフショア・ファンズ - 日興ロックフェラー・グローバル・エナジー・ファンド（SM）」または「Nikko Offshore Funds - Nikko Rockefeller Global Energy Fund（SM）」と表記することがある。また、日本において、本ファンドの名称について、「日興オフショア・ファンズ」を省略することがある。

（２）【外国投資信託受益証券の形態等】

円建の記名式無額面受益証券であり、以下「受益証券」という。

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ（以下「管理会社」という。）の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

受益証券は追加型である。

（３）【発行（売出）価額の総額】

1,000億円を上限とする。

（注１）サブ・ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設定されるが、本書の金額表示は、別段の記載がない限り米ドル貨および円貨をもって行う。

（注２）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。従って、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

（４）【発行（売出）価格】

受益証券の、（管理事務代行会社により算出される）当該発行日現在の受益証券１口当たり純資産価格（以下「発行価格」という。）。

（注）「発行日」とは、各営業日または管理会社が適宜決定したその他の日をいう。

「営業日」とは、ニューヨーク、ルクセンブルグおよびケイマン諸島で銀行が営業している日で、かつ日本において金融商品取引業者が営業している日（土曜日および日曜日を除く。）、またはサブ・ファンドに関して管理会社が随時決定するその他の日をいう。

（５）【申込手数料】

日本国内における取得申込みについては、以下の申込手数料が上記発行価格に加算される。

申 込 口 数	申 込 手 数 料
1 万口未満	3.24%（税抜3.00%）
1 万口以上 5 万口未満	1.62%（税抜1.50%）
5 万口以上10万口未満	0.81%（税抜0.75%）
10万口以上	0.54%（税抜0.50%）

（注）管理会社および販売会社（以下に定義される。）が契約により申込手数料について別途合意する場合には、それに従うものとし、上記と異なる取扱いとすることができる。

（６）【申込単位】

100口以上 1 口単位

（注）管理会社および販売会社が契約により取得申込単位について別途合意する場合には、それに従うものとし、上記と異なる取扱いとすることができる。

（７）【申込期間】

平成26年 7 月 1 日（火曜日）から平成27年 6 月30日（火曜日）まで

（注 1）日本における申込受付時間は、原則として、発行日の前営業日の午後 4 時（日本時間）までとする。上記時刻以降の申込みは、翌発行日の申込みとして取り扱われる。

（注 2）サブ・ファンドの毎営業日を発行日として買付が行われるが、その前営業日までに申込みがなされる必要がある。

（注 3）サブ・ファンドは、米国の居住者もしくは法人等、または、ケイマン諸島の居住者もしくは法人等に該当しない者に限り、申込みを行うことができる（本書別紙 A「定義」「適格投資家」参照）。

（注 4）申込期間は、その終了前に有価証券届出書を提出することにより更新される。

（８）【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所については以下に照会のこと。

S M B C 日興証券株式会社（代行協会員）

東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号

ホームページ・アドレス：<http://www.smbcnikko.co.jp/>

（以下「S M B C 日興証券」という。）

なお、以下、申込取扱場所となる各金融商品取引業者を「販売会社」という。

（９）【払込期日】

投資者は、受益証券の取得申込注文の成立を販売会社が確認した日（以下「日本における約定日」という。）（通常、発行日の日本における翌営業日）から起算して日本における 4 営業日目に申込金額および申込手数料を販売会社に支払うものとする。日本における申込金額の総額は、販売会社によって、最終的に保管会社である S M B C 日興ルクセンブルク銀行株式会社の口座に、適用される発行日の後 4 営業日目の日（以下「払込期日」という。）までに円貨で払い込まれる。

（10）【払込取扱場所】

上記（８）申込取扱場所に同じ。

（11）【振替機関に関する事項】

該当事項なし。

（12）【その他】

（イ）申込証拠金はない。

（ロ）引受等の概要

販売会社は、管理会社との間の日本における受益証券の販売および買戻しに関する契約に基づき、ファンド証券の募集を行う。

販売会社は、直接または他の販売・買戻し取扱会社（以下「販売取扱会社」という。なお、販売会社が直接日本の受益者に販売する場合については、販売会社も含むものとする。）を通じて間接的に受けたファンド証券の販売・買戻請求の管理事務代行会社への取次ぎを行う場合がある。

（注）販売取扱会社とは、販売会社とファンド証券の取次業務にかかる契約を締結し、投資者からのファンド証券の申込または買戻請求を販売会社に取り次ぎ、投資者からの申込金額の受入れまたは投資者に対する買戻代金の支払等にかかる事務等を取り扱う取次金融商品取引業者および（または）取次登録金融機関をいう。

管理会社は、S M B C日興証券をサブ・ファンドに関して日本における代行協会員に指定している。

（注）代行協会員とは、外国投資信託証券の発行者と契約を締結し、受益証券1口当たり純資産価格の公表を行い、また決算報告書その他の書類を日本証券業協会および販売取扱会社に提出または送付する等の業務を行う会社をいう。

（ハ）申込みの方法

受益証券の取得申込みを行う投資者は、販売取扱会社と外国証券の取引に関する契約を締結する。このため、販売取扱会社は「外国証券取引口座約款」および他所定の約款を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。申込金額および申込手数料は、日本円で支払われる。

申込金額は、販売会社により各払込期日までに最終的に保管会社に日本円で払い込まれる。

（二）日本以外の地域における発行

サブ・ファンドの受益証券は、日本における募集と並行して、日本国外において受益証券1口当たり純資産価格で受益証券の上限の定めなく同時に募集されることがある。

信託証書的一方当事者である管理会社は、ルクセンブルグ金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）（以下「C S S F」という。）の規制を受けているが、ファンドは、ルクセンブルグの投資信託ではなく、ルクセンブルグの法律に服しておらず、ルクセンブルグ大公国におけるまたはルクセンブルグ大公国からの販売のための登録を行っていない。ファンドは、ルクセンブルグ大公国の監督官庁による認可を受けておらず、ルクセンブルグ当局の監督に服していない。ファンドの受益証券は、欧州連合に所在するいかなるタイプの投資家に対しても販売されない。監督官庁を通じて行われる規制された投資信託の投資者の保護は、ファンドの投資者には提供されない。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

a．ファンドの目的、信託金の限度額

アンブレラ型ユニット・トラストとして設立された日興オフショア・ファンズ（以下「ファンド」という。）は、ケイマン諸島のシリーズ・ユニット・トラストの集合体である。ファンドの各シリーズ・ユニット・トラストは、受託会社と管理会社との間でそれぞれ締結された2006年2月1日付基本信託証書（改訂済）（以下「基本信託証書」という。）および追補信託証書（以下、特に断わらない限り、基本信託証書と併せて「信託証書」という。）に基づいて設定される。

本書に基づいて募集を行うシリーズ・ユニット・トラストは、日興ロックフェラー・グローバル・エナジー・ファンドSM（以下「サブ・ファンド」という。）である。受益証券の基準通貨は、日本円とする。

各シリーズ・ユニット・トラストの信託財産を形成する資産は、それぞれのシリーズ・ユニット・トラスト毎に分別管理され、各シリーズ・ユニット・トラストに帰属する負債は、他のシリーズ・ユニット・トラストの負債と分離されている。

信託証書は、ケイマン諸島の法律に準拠する。すべての受益者は、信託証書および信託証書を補足する関係する信託証書に定める規定の利益を受ける権利を有し、かかる規定に拘束され、かつかかる規定について通知を受けたとみなされる。（a）本書に定める規定と（b）基本信託証書および信託証書を補足する関係する信託証書の規定との間に不一致がある場合は、後者の規定が優先する。

受託会社および管理会社は、基本信託証書に基づいて、受益者決議またはサブ・ファンド決議による承認を得ることなく、ファンドの独立したユニット・トラストとしてその他のシリーズ・ユニット・トラストを設定する権限を有する。

サブ・ファンドである日興ロックフェラー・グローバル・エナジー・ファンドSMの投資目的は、長期的に元本の維持および合理的な成長を目指すことである。

サブ・ファンドは、金融商品取引法および関係する政省令に定める「ファンド・オブ・ファンズ」である。

サブ・ファンドは、法律、責任その他の理由から、すべての資産を単一のトレーディング・カンパニー（以下「トレーディング・カンパニー」という。）を通じて投資する。トレーディング・カンパニーは、受託会社がサブ・ファンドの受託会社の資格において完全に保有し、代理するものとし、また、トレーディング・カンパニーの投資証券はサブ・ファンドの資産の一部となる。

サブ・ファンドについて、信託金の限度額は定められていない。

b．ファンドの基本的性格

サブ・ファンドは、信託証書に基づいて受託会社および管理会社によって設定された。

各受益証券は、サブ・ファンドの不可分の受益権を表章する。

サブ・ファンドの投資運用および投資指図については管理会社が責任を負い、もっぱら管理会社がサブ・ファンドの全体的な投資ガイドラインの枠内でサブ・ファンドの投資運用についてすべての責任を負う。管理会社は、その権限および責任の一部を投資運用会社に委任している。投資運用会社は、本書に記載する投資目的および投資制限に従って、サブ・ファンドに関してそれぞれの信託財産に含まれる資産を運用し、取得し、購入し、売却する投資対象を決定すると共に、受託会社または受託会社の代理人が行うその他の取引を決定する責任を負う。

受託会社および管理会社は、サブ・ファンドの資産を保管する任務を保管会社に委託している。更に、受託会社および管理会社は、サブ・ファンドの管理事務を管理事務代行会社に委託しており、管理事務代行会社は、サブ・ファンドに関する管理事務業務を担当し、サブ・ファンドの登録名義書換事務代行を務める。管理事務代行会社は、受益証券1口当たり純資産価格を計算し、受益証券の発行および買戻しを円滑化する責任を負う。

サブ・ファンドは、信託証書に定める一定の状況下で早期に終了しない限り、平成18年2月1日から149年間継続する予定である。

受託会社および管理会社は、基本信託証書に基づいて、受益者決議またはサブ・ファンド決議による承認を得ることなく、それぞれに独立したファンドのシリーズ・ユニット・トラストとしてその他のシリーズ・ユニット・トラストを設定する権限を有する。

受託会社および管理会社は、独立したクラスまたはシリーズとして受益証券を指定し、発行するとともに、以下の方法などを含めて、各クラスまたはシリーズをその他のクラスまたはシリーズと差別化する権限を有するものとする。

- () 各クラスまたはシリーズの受益証券が関係する信託財産の資産および債務に参加する方法および各クラスまたはシリーズの受益証券1口当たり純資産価格を計算する方法。
- () 受託会社および/または管理会社が任命したサービス提供者に支払うべき報酬（運用報酬、申込手数料、募集手数料、買戻手数料などを含むが、これらに限定されない。）を各クラスまたはシリーズの受益者から徴収し、請求する方法。
- () 為替ヘッジに起因する費用および損益を各クラスまたはシリーズの受益証券の保有者から徴収し、請求する方法。
- () 当該シリーズ・ユニット・トラストに関するその他資産または債務を各クラスまたはシリーズの受益証券に帰属させ、負担させる方法。

管理会社および受託会社は、受益証券のクラスまたはシリーズに関して分別勘定を設けることができるが、必ずしも分別勘定を設ける必要はない。

日本における受益者は、販売会社を通じて管理事務代行会社に通知することにより、いずれかの買戻日現在で保有する受益証券の買戻しを請求することができる。買戻価格は、当該買戻日の受益証券1口当たり純資産価格とする。

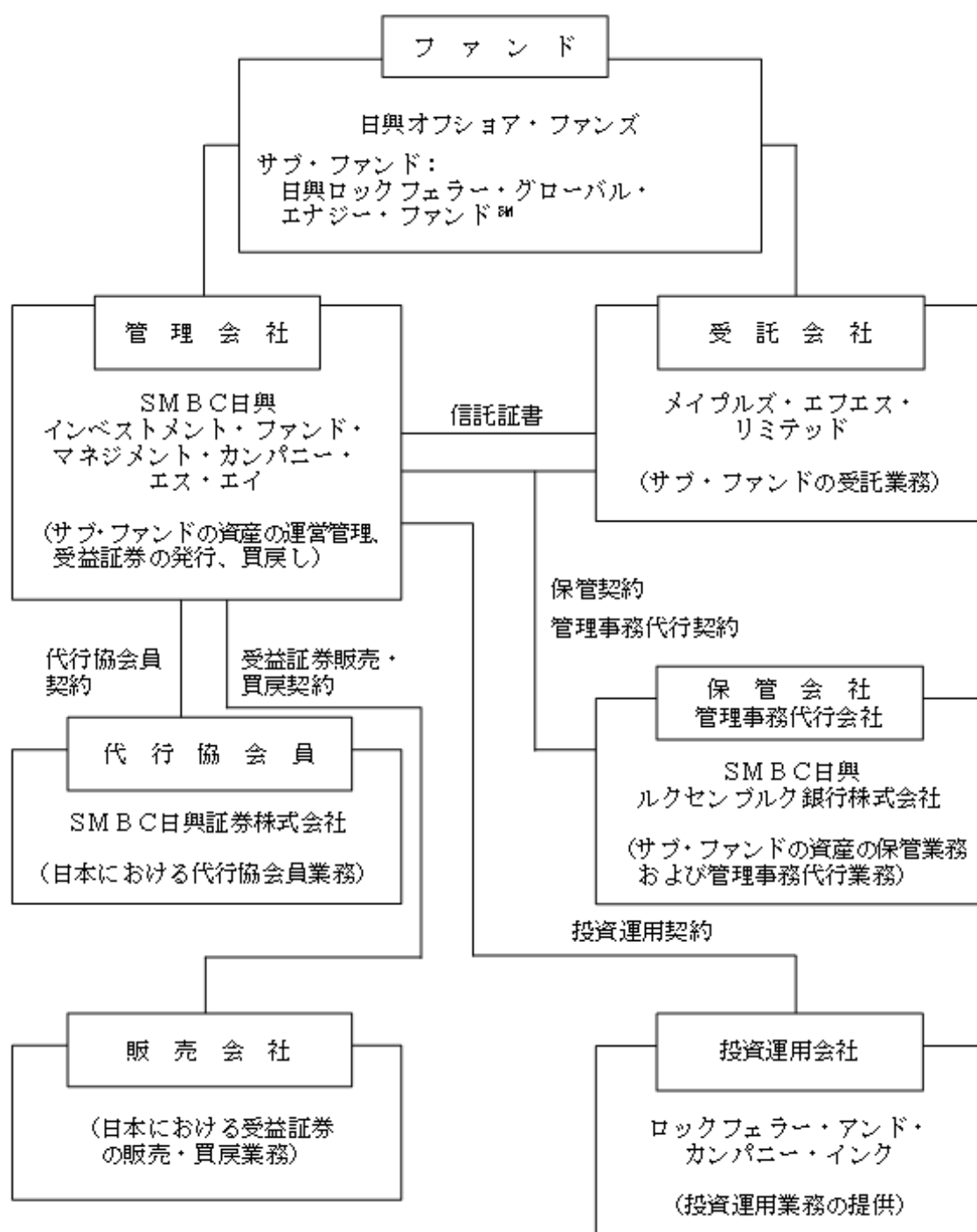
ファンドは、オルタナティブ投資ファンド運用者に関するルクセンブルグの2013年7月12日の法律（以下「2013年法」という。）およびオルタナティブ投資ファンド運用者に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011/61/EU（以下「AIFMD」という。）に規定されたEU以外のオルタナティブ投資ファンドとしての資格を有している。欧州連合加盟国でファンドの販売活動は行われない。

（２）【ファンドの沿革】

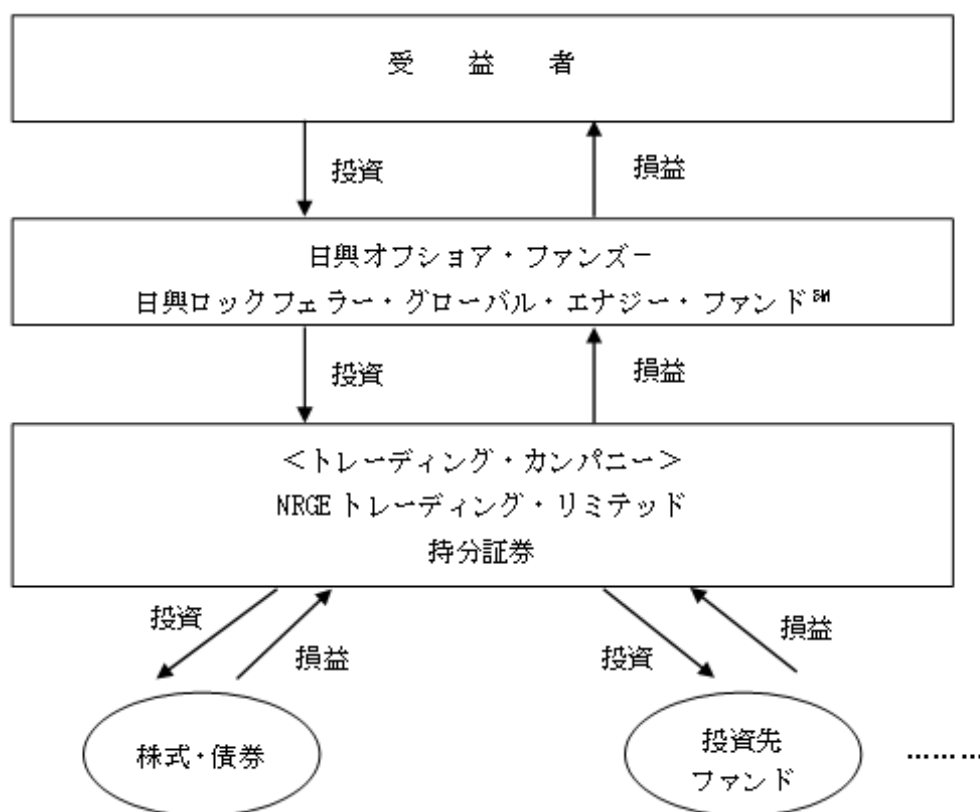
平成４年２月27日	管理会社設立
平成18年２月１日	基本信託証書締結
平成18年８月１日	追補信託証書締結
平成18年８月21日	サブ・ファンドの募集開始
平成18年８月31日	サブ・ファンドの運用開始（設定日）
平成20年３月27日	基本信託証書の補遺締結
平成25年６月18日	追補信託証書締結

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



サブ・ファンドは、金融商品取引法および関係する政省令に定めるファンド・オブ・ファンズとして以下の仕組みを有している。



管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名 称	ファンドの運営上の役割	契約等の概要
S M B C日興インベストメント・ ファンド・マネジメント・ カンパニー・エス・エイ (SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.)	管理会社	受託会社との間で平成18年2月1日 付で基本信託証書（改訂済）を、平 成18年8月1日付で追補信託証書を 締結。管理会社はサブ・ファンドの 資産の運営管理および受益証券の発 行、買戻しを行う。
メイプルズ・エフエス・ リミテッド (MaplesFS Limited)	受託会社	管理会社との間で平成18年2月1日 付で基本信託証書（改訂済）を、平 成18年8月1日付で追補信託証書を 締結。受託会社はサブ・ファンドの 資産の受託会社としての業務を提供 する。
S M B C日興ルクセンブルク 銀行株式会社 (SMBC Nikko Bank (Luxembourg) S.A.)	保管会社 管理事務代行会社	平成18年2月1日付で受託会社およ び管理会社との間で保管契約（注1） を締結。保管会社は、サブ・ファン ドの資産の保管を行う。 平成18年2月1日付で管理会社およ び受託会社との間で管理事務代行契 約（注2）を締結。サブ・ファンドの 管理事務代行業務について、委任さ れている。
S M B C日興証券株式会社	代行協会員	平成18年8月3日付で管理会社との 間で代行協会員契約（注3）を締結。 日本において代行協会員業務を行 う。
「第一部 証券情報、（8）申込 取扱場所」参照のこと。	販売会社	管理会社と販売会社との間で受益証 券販売・買戻契約（随時改正され る。）（注4）を締結。日本において 販売・買戻業務を提供する。
ロックフェラー・アンド・ カンパニー・インク (Rockefeller & Co., Inc.)	投資運用会社	平成18年8月1日付で管理会社との 間で投資運用契約（注5）を締結。投 資運用業務を提供する。

（注1）保管契約とは、受託会社および管理会社によって資産の保管者として任命された保管会社が、サブ・ファンドの名義による保管勘定の開設および維持ならびに証券および現金等の保管および管理等の保管業務を行うことを約する契約である。

（注2）管理事務代行契約とは、管理会社がその権限の一部を管理事務代行会社に授権する契約である。

（注3）代行協会員契約とは、代行協会員が受益証券に関する目論見書の配布、受益証券1口当たり純資産価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書等の文書の配布等を行うことを約する契約である。

（注4）受益証券販売・買戻契約とは、受益証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けた受益証券を販売会社が、日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することおよび受益者からの買戻注文を管理会社に取次ぐことを約する契約である。

（注5）投資運用契約とは、管理会社によって選任された投資運用会社が、サブ・ファンドの資産の投資および再投資を運用管理することを約する契約である。

管理会社の概要

（ ）設立準拠法

管理会社は、平成4年2月27日に、ルクセンブルクの1915年8月10日商事会社に関する法律（改正済）（以下「1915年法」という。）に基づき、ルクセンブルグにおいて無期限の存続期間を有する株式会社として設立された。その定款は、当初平成4年4月4日にメモリアルに公告された。定款は、直近では平成26年4月22日付公正証書によって修正され、平成26年5月16日にメモリアルに公告された。管理会社の登記上の事務所は、ルクセンブルグ L-2557 ロベルトシュトゥンパー通り9 A 番である。管理会社は、ルクセンブルグの商業登記簿にB39 615番として登録されている。

管理会社は、A I F M Dに基づきA I F Mとして認可を受けている。

（ ）会社の目的

管理会社の目的は、ルクセンブルグ国内または同国外を住所地とするか否かにかかわらず（投資信託に関するルクセンブルグの2010年12月17日の法律（改正済）（以下「2010年法」という。）第125-2条に規定された）投資信託（以下「U C I」という。）を管理することである。ただし、管理会社は、最低でも1つのルクセンブルグのU C Iを管理しなければならない。

（ ）株式資本の額

平成26年3月末日現在、管理会社の資本金は5,446,220ユーロ（約7億7,195万円）で、同日現在全額払込済である。なお、1株額面20ユーロ（約2,835円）の記名式株式272,311株を発行済である。

（注）ユーロの円換算額は、便宜上、平成26年4月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売相場場の仲値（1ユーロ＝141.74円）による。以下同じ。

（ ）会社の沿革

平成4年2月27日設立。

（ ）大株主の状況

（平成26年3月末日現在）

名 称	住 所	所有株式数	比 率
S M B C日興ルクセンブルク銀行 株式会社	ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグL-2557 ロベルトシュトゥンパー通り9 A	272,311株	100%

（４）【ファンドに係る法制度の概要】

準拠法の名称

ファンドは、ケイマン諸島の信託法（2011年改正）（以下「ケイマン諸島信託法」という。）に基づき設立されている。ファンドは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2013年改正）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）および一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）（一般投資家向け投資信託（日本）規則（2012年）により改正済）（以下、総称して「ミューチュアル・ファンド規則」という。）により規制されている。

準拠法の内容

（イ）ケイマン諸島信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、信託に関する英国判例法のほとんどを採用している。更に、ケイマン諸島信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託会社に対して資金を払い込み、投資者（受益者）の利益のために投資運用会社が運用する間、受託会社は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務を負う。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。

大部分のユニット・トラストは、免除信託として登録申請される。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者としてない旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が、登録料と共に信託登記官に届出される。

免除信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間ケイマン諸島の課税に服さないとの約定を取得することができる。

ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。

ケイマン諸島信託法に特定の要件はないが、免除信託の受託会社は、信託証書の変更を信託登記官に提出することが推奨されている。

免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

（ロ）ミューチュアル・ファンド法

後記「（６）監督官庁の概要」の記載を参照。

（ハ）ミューチュアル・ファンド規則

ミューチュアル・ファンド規則は、日本で公衆に向けて販売されるケイマン諸島の一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。

ミューチュアル・ファンド規則は、新規の一般投資家向け投資信託に対し、ケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）への投資信託免許の申請を義務付けている。かかる投資信託免許の交付にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託はミューチュアル・ファンド規則に従って事業を行わなければならない。

ミューチュアル・ファンド規則は、一般投資家向け投資信託の設立文書に、証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、純資産総額ならびに証券の発行価格および買戻価格の計算方法、証券の発行条件（証券に付随する権利および制限の変更にかかる条件および状況（もしあれば）を含む。）、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しまたは買戻しの停止の条件ならびに監査人の任命の条項を入れることを義務付けている。

ミューチュアル・ファンド規則は、一般投資家向け投資信託に対し、ミューチュアル・ファンド法に基づきCIMAにより認可された管理事務代行会社を任命し、維持することを義務付けている。管理事務代行会社を変更する場合、CIMA、一般投資家向け投資信託の投資者および他の業務提供会社に対し、変更の１か月前までに書面で通知しなければならない。一般投資家向け投資信託は、CIMAの事前承認を得ない限り、管理事務代行会社を変更することができない。

また、管理事務代行会社は、投資者名簿の写しを通常の営業時間中に投資者が閲覧できるようにし、かつ、請求に応じて証券の最新の発行価格、償還価格および買戻価格を無料で提供しなければならない。

一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島のマナー・ロンダリング防止規則（2013年改正）（以下「マナー・ロンダリング防止規則」という。）の別表3の領域またはCIMAにより認可されたその他の法域において規制されている資産保管会社（またはプライムブローカー）を任命し、これを維持しなければならない。一般投資家向け投資信託は、資産保管会社を変更する場合、CIMA、一般投資家向け投資信託の投資者および他の業務提供会社に対し、1か月前までに書面で通知しなければならない。

一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島、上記別表3の領域もしくはCIMAにより認可されたその他の法域において設立されたか、または適法に事業を行っている投資顧問会社を任命し、これを維持しなければならない。投資顧問会社を変更する場合、CIMA、投資者および他の業務提供会社に対し、変更の1か月前までに書面で通知しなければならない。また、投資顧問会社の取締役を変更する場合には、投資顧問会社が運用する各一般投資家向け投資信託の運営者の事前承認を得なければならない。運営者は、かかる変更が行われる場合、CIMAに対し、1か月前までに書面で通知しなければならない。

一般投資家向け投資信託は、ミューチュアル・ファンド法に従い、各会計年度が終了してから6か月以内に監査済財務諸表を含む財務報告書を作成し、投資者に交付しなければならない。中間財務諸表は、一般投資家向け投資信託の英文目論見書において投資者に対し明示された方法に従い作成し、交付しなければならない。

（５）【開示制度の概要】

ケイマン諸島における開示

（イ）ケイマン諸島金融庁への開示

ファンドは、英文目論見書を発行しなければならない。英文目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資者となろうとする者がファンドに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなすうために必要なその他の情報を記載しなければならない。英文目論見書は、ファンドについての詳細を記載した申請書とともにCIMAに提出しなければならない。

ファンドは、CIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6か月以内に監査済会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程において、ファンドに以下に掲げるいずれかの事由があると信ずべき理由があることを知ったときは、CIMAに報告する法的義務を負っている。

- （ ）弁済期に債務を履行できないか、または履行できないであろうこと。
- （ ）投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行しもしくは事業を解散し、またはその旨意図していること。
- （ ）会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
- （ ）詐欺的または犯罪的手法で事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
- （ ）下記に違反する方法で事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
 - ミューチュアル・ファンド法および同法に基づく規則
 - 金融庁法（2013年改正）
 - マナー・ロンダリング防止規則
 - 免許条件

ファンドの監査人は、平成25年12月31日に終了する会計年度まではプライスウォーターハウス・クーパーズ ケイマン諸島であり、平成26年12月31日に終了する会計年度以降はデロイト・アン

ド・トゥシュ（ケイマン諸島）である。ファンドの会計監査は、ルクセンブルグの会計基準に基づいて行われる。

ファンドは、翌年6月30日までには前年12月31日に終了する会計年度の監査済会計書類をCIMAに提出する。

管理事務代行会社は、（a）ファンド資産の一部または全部が英文目論見書に記載された投資目的および投資制限に従って投資されていないこと、または（b）受託会社もしくは管理会社がその設立文書または英文目論見書に定める規定に従って、ファンドの業務または投資活動を実質的に遂行していないことを認識した場合速やかに、（a）当該事実を受託会社に書面で報告し、（b）当該報告書の写しおよび報告に適用ある状況の説明をCIMAに提出し、その報告書またはその適切な要約を、ファンドの次の年次報告書、および次の半期報告書または定期報告書が次の年次報告書に先立ち交付される場合には半期報告書または定期報告書に記載しなければならない。

管理事務代行会社は、（a）ファンドの募集または償還もしくは買戻しの停止および当該停止理由、ならびに（b）ファンドを清算する意向および当該清算理由について、実務上可能な限り速やかに書面でCIMAに通知しなければならない。

受託会社は、各会計年度末の6か月後から20日以内にCIMAにファンドの事業について書面で報告書を提出するか、または提出するよう手配しなければならない。当該報告書には、ファンドに関する以下の事項を記載しなくてはならない。

- （a）すべての旧名称を含むファンドの名称
- （b）投資者により保有されている各組入証券の純資産価額
- （c）前報告期間からの純資産価額および各組入証券の変動率
- （d）純資産価額
- （e）当該報告期間の新規募集口数および価額
- （f）当該報告期間の償還または買戻しの口数および価額
- （g）報告期間末における発行済有価証券総数

受託会社は、（a）受託会社が知る限り、ファンドの投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに（b）ファンドが投資者または債権者の利益を損なうような運営をしていないことを確認する旨の受託会社により署名された宣誓書を、毎年、CIMAに提出するか、または提出するよう手配しなければならない。

ファンドは、管理事務代行会社の任命を変更しようとするときは、CIMA、投資者および管理事務代行会社以外の業務提供会社に、当該変更の1か月前までに、書面で通知しなければならない。

ファンドは、保管会社の任命を変更しようとするときは、CIMA、投資者および保管会社以外の業務提供会社に、当該変更の1か月前までに、書面で通知しなければならない。

ファンドは、管理会社を変更しようとするときは、CIMA、投資者およびその他の業務提供会社に、当該変更の1か月前までに、書面で通知しなければならない。

（ロ）受益者に対する開示

監査済年次報告書および未監査半期報告書は、決算日から6か月以内および半期（毎年6月末日に終了する。）終了時から3か月以内に、それぞれ受益者に送付され、管理会社から、閲覧または入手可能である。

ファンドの会計年度は、毎年12月31日に終了する。

日本における開示

（イ）監督官庁に対する開示

- （a）金融商品取引法上の開示

管理会社は日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有

価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（以下「EDINET」という。）等において、これを閲覧することができる。

販売会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。）を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。）を交付する。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期末終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、サブ・ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができる。

（b）投資信託及び投資法人に関する法律上の開示

管理会社は、受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」という。）に従い、サブ・ファンドに係る一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、管理会社は、サブ・ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければならない。さらに、管理会社は、サブ・ファンドの資産について、サブ・ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

（ロ）日本の受益者に対する開示

管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとする場合であってその変更の内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼすすべての事実は、販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知される。

上記のサブ・ファンドの運用報告書は、日本の知れている受益者に交付される。

（6）【監督官庁の概要】

ファンドは、ミューチュアル・ファンド法に基づくミューチュアル・ファンドとして規制されている。CIMAは、ミューチュアル・ファンド法を遵守させるための監督および執行の権限を有する。ミューチュアル・ファンド法に基づく規制により、一定の事項および監査済みの財務書類を毎年CIMAに提出しなければならない。規制されたミューチュアル・ファンドとして、CIMAは、いつでも受託会社に、サブ・ファンドの財務書類を監査し、同書類をCIMAが特定する一定の期日までにCIMAに提出するよう指示することができる。CIMAの要求に従わない場合、受託会社は高額な罰金を課されることがあり、CIMAは、裁判所にサブ・ファンドの清算を申し立てることができる。

ただし、CIMAが一定の状況下においてファンドまたはサブ・ファンドの活動を調査する権限を有しているものの、ファンドは、その投資活動またはサブ・ファンドのポートフォリオの組成に関して、CIMAまたはケイマン諸島のその他の政府当局による監督に服することはない。CIMAまたはケイマン諸島のその他の政府当局は、英文目論見書の条項または利点について意見表明または承認をしていない。ケイマン諸島には投資者に利用可能な投資補償スキームは存在しない。

規制されたミューチュアル・ファンドが、履行期の到来した義務を履行できないかもしくは履行できなくなる可能性がある場合、投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企図し、または任意解散を行おうとしている場合、ファンドのような免許投資信託の場合、規制された投資信託がミューチュアル・ファンド法に反して、免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合、規制された投資信託の指示および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合、または、規制された投資信託のマネジャーの地位にある者が、その任務にあたる適正かつ正当な者ではない

場合、CIMAは、一定の措置を取ることができる。CIMAの権限には、受託会社の交替を要求すること、サブ・ファンドの適切な業務遂行について受託会社に助言を与える者を任命すること、またはサブ・ファンドの業務監督者を任命すること等が含まれる。CIMAは、その他の権限（その他の措置の承認を裁判所に申請する権限を含む。）を行使することができる。

受託会社またはケイマン諸島に居住する取締役または代理人は、適用ある法律に基づき、規制当局、政府機関または行政庁からの情報開示請求に対し、情報の提供を強要されることがある。かかる請求は、例えば、金融庁法（2013年改正）に基づき、CIMAによって、CIMA自らもしくは海外の認可された規制当局のために行われ、または税務情報庁法（2013年改正）もしくは貯蓄収入情報報告（EU）法（2007年改正）ならびに関連規則、契約、協定および覚書に基づき、税務情報庁によって行われる。

かかる法令に基づく守秘情報の開示は、守秘義務違反とはみなされず、一定の状況下においては、受託会社、取締役または代理人は、当該請求が行われたことの開示を禁じられることがある。

2【投資方針】

（１）【投資方針】

投資目的と投資方針

サブ・ファンドの投資目的は、長期的に元本の維持および合理的な成長を目指すことである。サブ・ファンドは、法律、責任その他の理由から、すべての資産を単一のトレーディング・カンパニー（以下「トレーディング・カンパニー」という。）を通じて投資する。トレーディング・カンパニーは、受託会社がサブ・ファンドの受託会社の資格において完全に保有し、代理するものとし、また、トレーディング・カンパニーの投資証券はサブ・ファンドの資産の一部となる。

NRGEトレーディング・リミテッド

受託会社は、サブ・ファンドの受託者としての資格において受託会社が完全に保有する会社として、NRGEトレーディング・リミテッド（以下「NRGEトレーディング」という。）というトレーディング・カンパニーを設立している。サブ・ファンドのすべての投資資産はかかるトレーディング・カンパニーが保有し、これを通じて取引される。

ロックフェラー・アンド・カンパニー・インクは、別途締結される投資運用契約に基づいて、NRGEトレーディングが保有する投資資産の運用に責任を負う投資マネジャーに選任されている。NRGEトレーディングの投資資産はサブ・ファンドの投資資産が運用されているのと完全に同一の基準に従って運用される。したがって、NRGEトレーディングの投資目的、投資制限およびリスク要因は、サブ・ファンドに関するものと同一であり、その詳細は本書に記載されている。

NRGEトレーディングの投資証券はサブ・ファンドの資産の一部を形成する。サブ・ファンドの受益証券が購入された場合、受託会社はサブ・ファンドの受託者の資格で、それに相当する額のNRGEトレーディングの投資証券を購入する。サブ・ファンドの受益証券が買い戻された場合、受託会社はサブ・ファンドの受託者の資格で、それに相当する額のNRGEトレーディングの投資証券を償還する。したがって、NRGEトレーディングの投資証券の価格評価、発行および買戻しの時期はサブ・ファンドの受益証券の評価、発行および買戻しの時期と完全に一致する。NRGEトレーディングの投資証券の基準通貨は日本円である。

投資運用会社は、エネルギーの生産および販売に従事している大企業のほか、エネルギー産業を支える製品の製造もしくはサービスの提供に従事し、またはその他の方法でエネルギー産業に関係している（以下「エネルギー関連型」という。）企業の発行する株式および債券にNRGEトレーディングのために主に投資することにより投資目的の達成を目指す。エネルギー関連型の企業には、石油、天然ガス、石炭のほか再生可能エネルギー（地熱、バイオ燃料、太陽光、風力等）の調査、生産および販売の事業を行っている会社が含まれる。

また、エネルギー関連型には、独立系発電事業者による発電、ならびに発電、監視、調整および配電のすべての局面を含む発電技術（燃料電池、マイクロタービン、原子力、超伝導体、無停電電源装置

等）が含まれる。さらに、エネルギー関連型には、エネルギーの開発および利用の際に使用される工業機器の生産またはそれに関連するサービスの提供に従事している企業が含まれる。

NRGEトレーディングは、上記の証券に直接投資することも、かかる証券への投資を投資方針とするファンドの受益証券または投資証券に投資することもある。投資資産は、異なる通貨建ての資産の組み合わせによる。NRGEトレーディングの株式投資は、普通株式への投資が主だが、優先株式や普通株式に転換可能な証券への投資も可能である。債券投資については、日本または外国の発行体の債券（格付が低い高利回りの証券を含む。）、資産担保証券、変動金利証券、日本国政府、その機関もしくは下部組織によって発行もしくは保証された債券（モーゲージ関連証券を含む。）、または短期金融商品（満期が13ヶ月以内の債務）（短期国債、事業債および銀行債、コマーシャル・ペーパーを含む。）に対する投資が可能である。NRGEトレーディングが投資を行う債券部分の平均信用格付けはA格以上である。また、通貨および現金等価物も利用することができる。

NRGEトレーディングの参考資産配分比率は、以下のとおりである。

- ・ 50%から100%：世界株式および関連証券
- ・ 0%から50%：債券（現金を含む。）
- ・ 0%から15%：流動性の低い証券

投資運用会社は、不利な市場、経済的または政治的状况に対処するため、一時的な防御策を講じる場合には、上記の配分比率を変えることができる。その場合、NRGEトレーディングは、資産の相当の部分を現金または投資適格債の形態で保有することができ、投資目的を追求しなくてもよいことがある。

サブ・ファンドへの資金の流入およびサブ・ファンドへの資金の流出の結果生じる小額の現金を運用するため、ならびにかかる現金をNRGEトレーディングの長期的投資目的に適合する形で効率的かつ即時に運用することができないと投資運用会社が判断する場合にマーケット・エクスポージャーを維持するため、投資運用会社は、NRGEトレーディングのために、取引所で取引されているファンド（以下「ETF」という。）に投資することができるが、これは義務ではない。かかる投資はその性格上、短期的なものである。

投資運用会社は、全般的なリスクの管理の一手法として、また投資エクスポージャーを得るために、レバレッジなしのデリバティブ取引を行うことができるが、これは義務ではない。デリバティブ商品には、カバード・コール・プット（担保付）、ゼロ・コスト・カラーおよび株式スワップが含まれる。しかし、投資運用会社は、NRGEトレーディングのために、先物取引または商品取引を行うことはできない。

NRGEトレーディングは、円以外の通貨建ての証券その他の投資対象への投資の範囲で、為替レートの変動に対するエクスポージャーを有することになる。通貨リスクは、投資運用会社がNRGEトレーディングの資産を、ある一つの発行体の証券に投資する割合を決定する際に考慮する要素のひとつであるが、投資運用会社は、通貨ヘッジを現在のところ用いる予定はない。投資運用会社は、長期投資を行う投資家にとっては、通貨の変動は、歴史的に、分散された株式ポートフォリオにおける主要なリスクではなく、長期的な観点からすると、ヘッジ取引に伴うコストとリスクのほうが、そのメリットを上回ってきたと考えている。外国株にかかるリターンにおける通貨の要素は、国際的な投資におけるリターンの分散のための重要な一部分であり、外国通貨は、ある通貨の価格の下落が他の通貨の上昇によって相殺される限度においてポートフォリオ内における分散を図るためのツールとして機能する。ただし、投資運用会社は、今後、NRGEトレーディングに利益をもたらすと判断される場合であって、かつ適切な状況下においては、通貨ヘッジ戦略を利用する権利を留保している。

NRGEトレーディングは、空売り、借入れまたは貸株取引は行わない。

NRGEトレーディングは流動資産を保有することもできる。かかる資産は、当座口座に預託されるか、一流の発行体が通常、譲渡、発行または保証する短期金融商品の形で保有することができる。

NRGEトレーディングの取締役は、受託会社とNRGEトレーディング間の取締役の提供に関する契約に基づいて、受託会社により、かつ同社から選任される。

NRGEトレーディングは、日本証券業協会の定める規則により外国投資会社として扱われるために、ミューチュアル・ファンド法に基づくミューチュアル・ファンドとして登録を行った。CIMAは、ミューチュアル・ファンド法の遵守を確実にするための監督および執行の権限を有する。ミューチュアル・ファンド法に基づく規制には、毎年CIMAに所定の報告及び監査済み会計書類を提出することが含まれる。しかし、NRGEトレーディングは、投資活動およびポートフォリオの構築についてCIMAおよびその他ケイマン諸島のいかなる当局の監督にも服さない。ただし、CIMAは、一定の状況下においてはNRGEトレーディングの活動を調査する権限を有している。CIMAおよびその他ケイマン諸島のいかなる当局も、本書の条項または実体に対して意見することはなく、または承認していない。ケイマン諸島の投資家に利用可能な投資補償スキームは存在しない。NRGEトレーディングは、規制ミューチュアル・ファンドとして、CIMAの監督に服する。CIMAはいつでも、自ら期間を指定して、規制ミューチュアル・ファンドに対して、会計書類の監査を行い、CIMAに提出するよう指示することができる。かかるCIMAの要請に従わなかった場合、規制ミューチュアル・ファンドの取締役役に相当額の罰金が課されることがあり、また、CIMAが裁判所に対して、当該規制ミューチュアル・ファンドの清算を申請することもある。規制ミューチュアル・ファンドが、期限が到来した債務を履行することができずもしくはできない見込みが高い、または、投資家もしくは債権者を害する方法で事業を継続もしくは継続しようと試み、もしくは自ら清算すると判断した場合、CIMAは一定の措置を講じることができる。ほかのCIMAの権限としては、取締役の交替の要請、行為の適切性について規制ミューチュアル・ファンドに助言する者を選任し、または規制ミューチュアル・ファンドの支配権を承継する者を選任することなどが挙げられる。CIMAには、その他の措置について裁判所の承認を得ることができることなど、他の救済措置も存在する。

ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグL-2557、ロベルトシュトゥンパー通り9Aに所在するS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社は、（ ）別の事務代行契約に基づき、NRGEトレーディングの管理事務代行会社、および（ ）別の保管契約の条項に基づきNRGEトレーディングの保管会社を選任されている。サブ・ファンドとNRGEトレーディング間の費用に関する契約に基づき、NRGEトレーディングに関する一定の報酬および費用はサブ・ファンド・レベルで計算される。

NRGEトレーディングの監査人は、平成25年12月31日に終了する会計年度まではブライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島であり、平成26年12月31日に終了する会計年度以降は、ケイマン諸島、KY1-1109グランド・ケイマン、私書箱1787、シェデン・ロード、ワン・キャピタル・プレイスに所在するデロイト・アンド・トゥシュ（ケイマン諸島）である。

上記の投資目的、特定の投資成果またはリターンが達成される保証はない。また、運用成果は時間の経過により大幅に変動する場合がある。

投資を行おうとする投資家は、本書に記載のリスク要因に留意されたい。

（２）【投資対象】

上記「投資方針」の項参照のこと。

（３）【運用体制】

管理会社は、その総合的な指図、監督および責任の下でサブ・ファンドの資産の投資および再投資の運用を行う投資運用会社としてロックフェラー・アンド・カンパニー・インクを任命している。

ロックフェラー・アンド・カンパニー・インクの概要および運用体制

投資運用会社は、デラウェア州法に基づき設立されたニューヨークを本拠地とする会社であり、米国証券取引委員会に投資顧問として登録されている。投資運用会社は、ロックフェラー・ファミリー・トラストにより管理される持株会社である、ロックフェラー・ファイナンシャル・サービス・インクの子会社である。ロックフェラー・ファミリーのメンバーは同社の取締役会メンバーであるが、日々の運

用や業務には関わっていない。投資運用会社の株主、経営および事業に関する詳細はフォームADVに記載されており、その写しは請求により適格投資家に提供され、また、<http://www.adviserinfo.sec.gov>にアクセスすることにより入手することができる。

投資運用契約により、投資運用会社およびその関係会社、ならびにそれらの取締役、役員、従業員および代理人は、故意の失当行為、詐欺または重過失がない限り、サブ・ファンドに関する作為、不作為に係る責任から免責される。投資運用会社の故意の失当行為、詐欺または重過失による場合を除き、管理会社は、投資運用契約に基づく義務または職務を履行しているその取締役、役員、従業員にまたは関連会社に課されるか、生じるか、または主張される一切の債務、責任、損失、損害、違約金、法的措置、判決、訴訟、費用、報酬（合理的な弁護士報酬を含む。）またはあらゆる種類または性質の出費につき、サブ・ファンドの資産により投資運用会社に対して補償する。投資運用会社は、サブ・ファンドおよび/またはNRGEトレーディングのために何らかの取引を行うために投資運用会社によって誠実に選任されたいかなるブローカーまたはエージェントによる作為、不作為または支払能力について責任を負わないものとする。

投資運用会社は、投資運用契約に定めるその他の状況において、60日前に管理会社に対し書面で通知することにより、投資運用契約を解約することができる。

投資運用会社は、サブ・ファンドの投資運用会社の資格で行為し、別途締結されるライセンス契約に定められた条項に従う限りにおいて、管理会社およびサブ・ファンドに対して、サブ・ファンドに関連して「ロックフェラー」という名称およびマークの限定的な使用权を付与している。

投資運用会社ならびにその取締役、役員、従業員および関連会社は、サブ・ファンドと利益が相反する可能性のある、別の金融、投資または専門的活動に従事することができる。また、投資運用会社は、サブ・ファンドの投資目的と類似するかまたは重なり合う投資目的を有する別の投資ファンドまたはクライアントに対する助言業務に従事することができる。さらに、投資運用会社は、サブ・ファンドに対して提供するのと同様のサービスを第三者に提供することができ、かかるサービスの提供により収益を得たことにより責任を問われることはないものとする。投資運用会社は、利益の相反が生じた場合には、公正に解消するよう努めるものとする。投資運用会社は、サブ・ファンドを含む異なる複数のクライアント間における投資機会の配分に関しては、利益の相反に直面する可能性があるが、かかる状況における投資機会が公正に配分されるようにするものとする。

ブローカー・ディーラーは、投資運用会社の方針に従って、評判、財務状態、最良執行を遂行する能力ならびにリサーチ・サービスの性格およびクオリティを基準として選定されるが、同様のサービスを提供する他の業者と比べて報酬体系に競争力があると認められる場合に限られる。かかるサービスには、当該業者のリサーチ・アナリストおよびリサーチ・レポートへのアクセス、インダストリー・コンファレンスへの参加、第三者のサービス（財務データおよび財務システム、消費者データ、独自のリスクモデリングおよびリスク管理サービス、ブローカー・レポート、企業収益予測の編集、開示情報レポート・サービス、書籍およびリサーチの出版、コンサルティング・サービスなど）によるソフト・ダラーの提供などの直接的なサービスが含まれる。投資運用会社が証券取引を行う相手方であるブローカーによって提供されるリサーチ・サービスは、投資運用会社のすべての顧客一般の利益のために利用することが可能であり、かかるサービスを提供している特定のブローカーに対して報酬を支払っている顧客に対してのみ利用されるものではない。

投資運用会社の運用体制

サブ・ファンドの投資ポートフォリオは、投資運用会社の最高投資責任者をヘッドとする経験豊かな投資専門家およびアナリストにより構成されるチームによって運用されている。

投資運用会社の運用体制にかかる内部規則

投資運用会社は、米国1940年投資顧問法（改正済）に基づき、米国証券取引委員会（SEC）に投資顧問として登録されている。投資運用会社は、適用される米国の規制に適合するように策定された内部規則および手続を採用している。これらの内部規則および手続は一般に、投資運用会社に対して顧客の利益を最優先に考えて行動すること、およびすべての顧客を適正に扱うことを要求する。投資運用会社の内部規則の詳細については様式ADVに要約されており、その写しは請求により投資家に提供され、また、<http://www.adviserinfo.sec.gov>にアクセスすることにより入手することができる。

組織、人員、内部管理の手続およびファンドに係る意思決定を監督する組織ならびにこれらの相互連携等

投資判断は、投資専門家のチームによる定期的なレビューを受ける。特に、6名の担当者と投資専門家により構成される投資運用会社のポートフォリオ分析およびリスク・マネジメント・グループは、投資プロセスの一貫性を確保するために品質管理を確立すること、および適用のある投資ガイドラインの遵守状況を監視する責任を負う。投資運用会社のリーガル・コンプライアンス・グループは7名の担当者により構成されており、インベストメント・ポートフォリオ分析およびリスク・マネジメント・グループに対して、関係法令、規則、投資ガイドラインおよび必要に応じてその他の問題に関する助言および指示を行う。リーガル・コンプライアンス・グループは、年次ベースで米国の規制に基づき、投資運用会社の規則、手続および内部管理の正式なレビューの監督を行う。更に、投資運用会社はコンプライアンス委員会を設立しており、コンプライアンス委員会は、規則および手続を管理・監督するために年間を通じて開催されている。

コンプライアンス委員会は監査役委員会に定期的に報告を行い、これを受けて監査役委員会はかかる活動を取締役に報告する。

（注）平成26年4月末日現在の体制であり、今後変更される可能性がある。

（４）【分配方針】

管理会社は、各分配期間（以下「現分配期間」という。）に関して自ら決定する分配金を、分配基準日後の4営業日目の日である分配日に、各受益者に対し支払う予定である（日本においては、その後実務上可能な日にすみやかに支払われる。）。当該分配金は、サブ・ファンドの投資収益、実現／未実現のキャピタル・ゲイン、その他支払可能な資産（適当とみなされる場合）から支払われる。現分配期間に関する分配金は、分配基準日現在において受益者名簿に記載された受益者に支払われる。円未満の分配金は切り捨てるとする。

上記は、分配金の支払いおよびその金額について保証するものではない。

受益証券の購入価格によっては、分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合がある。受益証券の購入後のサブ・ファンドの運用状況により、分配金額より受益証券1口当たり純資産価格の値上がり小さかった場合も同様である。すなわち、元本から分配金が支払われる場合、サブ・ファンドが払い出す分配金が受益者の投資元本であるという事実には受益者は留意すべきである。当該支払により、サブ・ファンドの投資運用に必要な元本額が減少することになる。

（５）【投資制限】

投資制限

サブ・ファンドおよびNRGEトレーディングに適用される投資制限は以下のとおりである。

- （イ）サブ・ファンドについて空売りされる有価証券の時価総額は、サブ・ファンドの純資産価額を超えないものとする。
- （ロ）サブ・ファンドの費用の支払または買戻資金の調達のためサブ・ファンドの勘定において金銭の借入れを行うことができる。ただし、サブ・ファンドの借入元本の総額が、直前の評価日における純資産価額の10%を超えないものとする。
- （ハ）管理会社の管理する証券投資信託およびミューチュアル・ファンドは、一発行体の発行済議決権付株式の50%を超えて投資してはならない。かかる制限は、他の投資信託に対する投資には適用されない。上記の比率の計算は、買付時点基準または時価基準のいずれかによることができる。
- （ニ）日本証券業協会が規定する外国投資信託受益証券の選別基準（外国証券の取引に関する規則第16条）に要求されるとおり、サブ・ファンドは、価格の透明性を確保する方法が取られない限り、私募株式、非上場株式または不動産等流動性に欠ける資産に投資しないものとする。または、サブ・ファンドの純資産価額の15%を超えて、私募証券、非上場証券または不動産等の容易に換金することができない流動性を欠く資産に投資できない。上記の比率の計算は、買付時点基準または時価基準のいずれかによることができる。
- （ホ）管理会社もしくは第三者の利益を図ることを目的とし、受益者の利益に反し、またはサブ・ファンドの資産の適切な運用を阻害する管理会社の取引は、すべて禁止される。

上記に加えて、以下の投資制限もサブ・ファンドおよびNRGEトレーディングに適用される。

- （ヘ）流動性の低い資産（私募、非上場、不動産投資証券または私募投資信託等の容易に換金できない証券等）への投資は、サブ・ファンドの純資産の15%を超えないものとする。上記の割合は、購入時点またはその時点における市場価格に基づいて算定される。ただし、疑義を避けるため、管理会社が許容する間隔で定期的な償還および／または買戻しを認める株式および／またはオープンエンド型ファンドの受益証券およびETFは、上記の目的において流動性の低い資産とはみなされないものとする。
- （ト）サブ・ファンドは投資対象の取得または預託金の預け入れが貸付を構成する場合を除き、貸付を行わない。
- （チ）サブ・ファンドは、いかなる者の借入債務または負債につき、またはこれに関して債務の承継、保証、裏書またはその他の方法により直接的または偶発的に責任を負わない。
- （リ）サブ・ファンドは、空売りまたは貸株取引は行わない。
- （ヌ）サブ・ファンドの資産価額の50%以上が日本の金融商品取引法第2条第1項に定める「有価証券」の定義に当てはまらない資産を構成する結果を招くような投資対象の購入、投資、または追加は行わない。
- （ル）サブ・ファンドは、商品、商品のオプション、商品ベースの投資対象または先物には直接投資しない。
- （ヲ）サブ・ファンドは、いかなる会社に対しても、その法的支配または経営支配を目的とした投資を行わない。ただし、投資運用会社は、サブ・ファンドを代理してサブ・ファンドが取得した証券に関する一切の権利を行使することができる。

上記の規制に加え、受益者の保護に反する可能性があるか、またはサブ・ファンドの資産の適切な管理に不利益となる可能性がある管理会社による取引（管理会社の利益となるかまたはその他の第三者の利益となるかを問わない）は禁止される。

投資運用会社は、特にサブ・ファンドの投資対象の価値変動、再建または合併、サブ・ファンドの資産からの支払または受益証券の買戻の結果としてサブ・ファンドに適用される規制のいずれかを超えた場合、直ちに投資対象を売却することを要求されない。ただし、投資運用会社は、サブ・ファンドに適

用される規制を遵守するため、違反が明らかになった後の合理的な期間内に、受益者の利益を考慮して合理的に実行可能な措置を講じる。

投資目的と投資方針の厳守

管理会社は、サブ・ファンドが常に本書に記載する投資目的および投資方針または投資制限が遵守されるよう確保する責任を負う。ただし、（ ）受託会社および管理会社は、サブ・ファンド決議による承認なしにサブ・ファンドの投資目的および投資方針または投資制限およびガイドラインについて重大な不利益となる変更を行わず、（ ）受託会社および管理会社は、投資目的および投資方針または投資制限およびガイドラインの変更がサブ・ファンドの受益者の最大の利益に資すると判断し、また当該変更が適用ある法令（日本証券業協会の規則を含む。）を遵守している範囲内において、本書に記載するサブ・ファンドに関する投資目的および投資方針または投資制限およびガイドラインを変更することができ、また（ ）本書記載の方針に関する記述は、管理会社の指示を受けた受託会社または管理会社がその絶対的裁量により当該状況下で適切と思料する影響を受ける受益者への通知を発することにより、全般的にまたは個々のシリーズ・ユニット・トラストについて変更することができる。

ケイマン諸島の規則

管理会社は、「投資顧問」（ミューチュアル・ファンド規則に定義される。）として遵守義務を負う適用あるケイマン諸島の関係規則を遵守するものとする。したがって、管理会社は、サブ・ファンドのために、

- （イ）結果的にサブ・ファンドのために空売りされるすべての有価証券の総額がかかる空売りの直後にサブ・ファンドの純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の空売りを行ってはならない。
- （ロ）結果的にサブ・ファンドのために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後にサブ・ファンドの純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはならない。ただし、
 - （i）特殊事情（サブ・ファンドと別の投資信託、投資ファンドまたはそれ以外の種類の集団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られない。）がある場合においては、12か月を超えない期間に限り、本（ロ）項において言及される借入制限を超えてもよいものとし、
 - （ ）（a）サブ・ファンドが、有価証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、
 - （b）管理会社が、サブ・ファンドの資産の健全な運営またはサブ・ファンドの受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合、本（ロ）項において言及される借入制限を超えてもよいものとする。
- （ハ）株式取得の結果、管理会社が運用するすべての投資信託が保有する一会社（投資会社を除く。）の議決権付株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
- （ニ）取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後にサブ・ファンドが保有するかかる投資対象の総価値がサブ・ファンドの純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならないが、管理会社は、当該投資対象の評価方法が英文目論見書において明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限されないものとする。
- （ホ）サブ・ファンドの受益者の利益を損なうか、またはサブ・ファンドの資産の適切な運用に違反する取引（サブ・ファンドの受益者ではなく管理会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むがこれらに限られない。）を行ってはならない。
- （ヘ）本人として自社またはその取締役と取引をしてはならない。

ただし、上記のミューチュアル・ファンド規則は、管理会社が、サブ・ファンドのために、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者のすべてのまたはいずれかの株式、証券、持分またはその他の投資対象を取得することを妨げるものではない。

- （ ）投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合
- （ ）マスター・ファンド、フィーダー・ファンド、その他の類似の組織もしくは会社または事業体のグループの一部を構成している場合
- （ ）サブ・ファンドの投資目的または投資戦略を、全般的にまたは部分的に、直接促進する特別目的事業体である場合

3【投資リスク】

(1) リスク要因

受益証券への投資には、国際金融市場におけるすべての投資に共通する大きなリスクが伴う。投資を行おうとする者は、受益証券に投資するメリットおよび妥当性を評価する際に、特に以下の要因を入念に検討すべきである。受益証券の価格は、上昇する場合もあれば下落する場合もあるため、投資家は当初の投資額を回収できないことがある。したがって、サブ・ファンドへの投資は、投下資本をすべて失うリスクを負担できる者のみが行うべきである。サブ・ファンドは、収益水準に関係なくそれぞれの報酬と費用を支払う責任を負う。

リスク・アセスメントは、一般的な方法として、本書に記載されているサブ・ファンドの戦略に基づいて行われる。サブ・ファンドのポートフォリオは、デリバティブ戦略の複雑性、非標準型デリバティブへのエクスポージャーおよび非ディレクショナル戦略の活用などの点について査定される。リスク・アセスメントは、流動性リスク、取引相手方リスク、運営リスクおよび信用リスクに関するサブ・ファンドの特性も対象とする。

リスク管理方針の適正性および有効性を評価、管理および定期的に見直すためのプロセスは、サブ・ファンドのリスク選好とリスク特性とを継続的に比較することにより行われる。かかる査定は、管理会社のリスク管理部門により行われる。当部門は、リスク・レベルが、サブ・ファンドのリスク特性と継続的に適合していることを確保するために、サブ・ファンドのリスク方針の設定ならびにリスクの監視および測定に重要な役割を果たす。結論と推奨は、管理会社の運営委員会により承認され、管理会社の取締役会に報告される。

さらに、サブ・ファンドのリスク特性は、サブ・ファンドの投資方針が変更されるか、またはサブ・ファンドがリスク特性に影響を及ぼす可能性がある新しい金融商品を利用することを認められる場合、見直され、調整される。

投資を行おうとする者は、以下の特有のリスクを入念に検討すべきだが、以下のリストはすべてのリスクを網羅することを意図したものではない。

投資リスク

サブ・ファンドが投資目的を達成できるという保証はない。管理会社は、サブ・ファンドへの投資にはリスクが伴うことに鑑みて、サブ・ファンドへの投資を中長期的投資と考えることを投資家に対して推奨する。

運用実績

受託会社、管理会社または投資運用会社の過去のパフォーマンスは、必ずしもサブ・ファンドの将来の見通しを示すものではない。

管理会社および投資運用会社への依存

サブ・ファンドの投資対象への投資運用と投資指図は、サブ・ファンドの投資ガイドラインの範囲内で各信託財産の投資運用に唯一責任を負う管理会社の責任下にある。管理会社は、その権限と責任を投資運用会社に委託し、サブ・ファンドについて任命された投資運用会社は、サブ・ファンドの投資対象の選定、指図、評価および監視に関する完全な裁量権を有する。

クロス・ライアビリティ

各シリーズ・ユニット・トラストの受益証券の発行または販売を通じて受託会社が受領するすべての買付金額、当該手取金が投資されるすべての資産、ならびにこれらに帰属するすべての収入および利益は、当該シリーズ・ユニット・トラストに係るものとして指定される。あるシリーズ・ユニット・トラストに帰属することが容易に見極められない資産は、受託会社の裁量により一または複数のシリーズ・ユニット・トラスト間で配分される。シリーズ・ユニット・トラストの資産は、シリーズ・ユニット・トラストの負債を負担し、一般に他のシリーズ・ユニット・トラストの負債を負担することはない。管理会社は、債権者となりうる者との取引において、当該債権者が当該シリーズ・ユニット・トラストの資産のみを対象とすることができ、あるシリーズ・ユニット・トラストについて受託会社名義で締結さ

れたすべての契約が当該シリーズ・ユニット・トラストの信託資産の範囲内のみを債権者の財源として限定する文言を含むよう確保する義務を負う。ただし、投資者は、あるシリーズ・ユニット・トラストの資産が別のシリーズ・ユニット・トラストの債務を弁済するために使われる範囲を常に数量化することは不可能である点に留意するべきである。

信用リスク

ポートフォリオにおける信用エクスポージャーは、投資戦略の一環であり、期待収益率に対するターゲット・リスクの比率により分析されている。信用リスクは、サブ・ファンド全体のリスク選好度に沿っていないなければならない。また、預託機関に対する投資後信用エクスポージャーも存在しており、当該預託機関の信用度は、毎月モニターされる。

マーケットタイミングおよび時間外取引

管理会社は、時間外取引もしくはマーケットタイミングまたはその他類似の取引類型を認めていない。かかる取引実施を回避するため、受益証券の発行および買戻しは未知の価格で行われ、管理会社は、本書記載の締切時刻以降に受領した注文を受け付けない。管理会社は、マーケットタイミング行為が疑われる者からのサブ・ファンドへの買付注文を拒否する権利を有する。

その他のリスク

上記のリスク要因は、サブ・ファンドへの投資に伴うリスクをすべて説明することを意図したものではない。したがって、投資を行おうとする者は、サブ・ファンドへの投資を決定する前に、本書を精読し、各自の専門アドバイザーと相談するべきである。

サブ・ファンドは（結果的にNRGEトレーディングについても同様に）、多くの潜在的投資リスクに直面する場合がある。サブ・ファンドへの投資に伴うリスクは以下のとおりである。

株式への投資に関するリスク

株価は変動し、時として短期間に大幅に下落する場合がある。市場リスクは、サブ・ファンドのポートフォリオ証券の価額の変化によって変動するサブ・ファンドの純資産価額に影響を及ぼす。様々な要因が特定の株式の価格に影響し、各株式の価格はすべて一様にまたは同時に変動するものではない。異なる株式市場は、それぞれ異なった動きをする場合がある。発行体の収益低迷の開示、主要な顧客の喪失、発行体に対する重要な訴訟または発行体もしくはその事業に影響する政府による規制の変更等、その他の要因が特定の株式の価格に影響を及ぼす可能性がある。

グローバル投資のリスク

外国証券は特別な投資機会を提供することがあるが、特別なリスクも伴うものである。サブ・ファンドの基準通貨に対する外貨の価値の変動は、該当する外貨建ての証券の基準通貨の価値に変動をもたらす。結果として、ヘッジ戦略を用いない場合は、投資家是对応する外国為替リスクに曝される可能性がある。海外投資の価値は、為替管理規制、会社資産の収用もしくは国有化、外国税、取引決済の遅滞、政治、経済もしくは金融政策の変更またはその他の政治経済的要因の影響を受けることがある。

集中投資リスク

サブ・ファンドは、エネルギー関連型企業に集中的に投資する。サブ・ファンドは、かかる集中投資を行うことにより、より広く分散した投資を行うファンドに比べて、市場リスクおよび価格変動による影響をより強く受ける。特に、エネルギー・セクターにおける変動、燃料の価格および供給の変動、資源保護、特定のエネルギーに関係した製品もしくはサービスの需給の変化、政治問題ならびに租税およびその他の政府の規制による影響を強く受ける。

金利リスク

債務証券の価値は、実勢の金利が変化した場合に変動する場合がある。通常、金利が下落した場合に既発行債務証券の価値は上昇する。金利が上昇した場合には既発行債務証券の価値は下落し、額面価

格を下回る価格で売却されることがある。かかる変動の規模は、短期債務証券よりも満期までの期間の長い債務証券のほうが大きいことが多い。

信用リスク

債務証券は信用リスクを伴う。信用リスクは、ある証券の発行体が当該証券の満期時にその利息および元本の支払いを行わないリスクである。発行体が利息を支払わない場合はサブ・ファンドの収益は減少し、発行体が元本を返還しない場合は当該証券およびサブ・ファンドの価値が下落することがある。発行体の信用格付けの下落または発行体に関するその他の不利なニュースは、当該発行体の証券の市場価値を減少させる可能性がある。

コール・リスク

コール・リスクは、金利が下落している期間中、発行体が満期日前に高利回りの債券を償還（コール）または返還する可能性である。想定外の収益を低金利で再投資することを余儀なくされると、ファンドの収益は減少し、低下する金利に関連する価格上昇の機会を損なう可能性がある。コール・リスクは、通常、長期債券ほど高い。

アセット・バック証券のリスク

アセット・バック証券の価値は、証券の裏付けとなっている資産に対する市場の認識の変化、ローン・プールのためのサービス・エージェント、ローンのオリジネータ、または信用補完を提供する金融機関の信用の変化に影響され、また信用補完がなくなった場合にも影響を受ける。アセット・バック証券に投資を行うリスクは、最終的には、個々の借主によるローンの支払に関連する。アセット・バック証券の買主として、サブ・ファンドは通常、借主の不履行の際、貸付を行う法人に対し償還を請求する権利を有しない。対象となるローンについては期前弁済が行われる可能性があり、これはモーゲージ・バック証券の場合と同様に、アセット・バック証券の加重平均年数を短縮し、収益を減少させる場合がある。モーゲージ・バック証券とは異なり、アセット・バック証券には通常、裏付資産に対する担保権は付されない。

変動金利証券のリスク

変動金利証券は、一定期間毎に金利を調整することを予定している。変動金利証券のある時点の金利が当該時点の市場金利を正確に反映していないか、または保有者に対して発行体の当該時点の信用に見合った適切な利益を提供していないリスクがある。流動性が市場に依拠している変動金利証券は、（発行体の信用低下、市況の悪化またはその他の要因の結果）市場に依拠した流動性が企図されたとおりに運用されないか、または参加するブローカー・ディーラーが当該証券につき流通市場を形成することができないか、もしくは形成する意思がない場合、その他の証券に比べて高い流動性リスクに曝される可能性がある。結果として、流動性が市場に依拠している変動金利証券は価値を失う可能性があり、かかる証券の保有者は買戻日、転売日または満期日のうちいずれか遅い日まで当該証券を保持することを余儀なくされる可能性がある。

通貨リスク

サブ・ファンドは様々な通貨リスクにさらされる可能性がある。通貨価値は大幅に変動し、それにより一定の証券その他の投資資産の価値が下落する可能性がある。通貨価格は特に、政治的要因（各地の取引所または市場における制限、ある国に対する外国からの投資もしくはある国の居住者による他の国に対する投資に対する制約、および通貨フローの制限を含む）、国際収支および貿易の変化、インフレ率、貿易に関する規制、ならびに通貨切り下げおよび切り上げの影響を強く受ける。政府は時として随時直接的にまたは規制を設けることによって、一定の市場、特に通貨市場に介入する。かかる介入は物価に対して直接影響を与えることを意図していることが少なくない。

流動性リスク

一定の状況下では、サブ・ファンドが投資する市場の流動性が失われ、相場価格での証券の売買が困難になる可能性がある。サブ・ファンドの買戻代金の支払いは、流動性の制約により遅延することがある。管理会社は、サブ・ファンドの投資対象の流動性特性が信託証書または英文目論見書に定める買戻

方針に照らして適切であることを確保する。流動性リスクは、資産および負債の両面から評価されなければならない。

資産面の流動性リスクは、取引が要求された取引量で特定の市場で遂行できない場合に生じる。

負債面の流動性リスクは、要求に応じて買戻価格の支払いを実施するためのサブ・ファンドの買戻額の水準によって測定される。流動性モニタリングの結果は、毎月ストレス・テストの対象となる。

資産分配リスク

サブ・ファンドは株式および債券を組み合わせるため、急速な価格上昇中に、株式に特化した他のファンドと同程度の株価上昇を達成しない可能性がある。また、サブ・ファンドによる株式への投資により、投資運用会社の変動の大きい株式市場において元本を維持することが難しくなる場合がある。

買戻しによる損失の可能性

受益証券の買戻しにより、投資対象の換金が必要となることがある。かかる換金により、サブ・ファンド（およびその残存する受益者）に、かかる換金をしなければ発生しなかったであろう費用が生じる可能性がある。

運用リスク

サブ・ファンドが保有する証券の基本的価値にかかる投資運用会社の判断が誤りであることが判明する場合がある。

特に検討を要する上記のリスク要因は、サブ・ファンドへの投資に伴うリスクをすべて説明することを意図したものではない。投資を行おうとする者は、サブ・ファンドへの投資を決定する前に、本書を読んだ上で、各自の専門家アドバイザーと相談するべきである。

（２）リスクに対する管理体制

リスク管理の手段として、投資運用会社は定期的にNRGEトレーディングの保有ポートフォリオを検討する。NRGEトレーディングの投資運用に責任を負うポートフォリオ・マネージャーは、銘柄を選択し、投資のタイミングを決定する一切の権限を有するが、かかるポートフォリオは投資専門家チームによる定期的な検討の対象となる。特に、投資運用会社のポートフォリオ分析およびリスク・マネジメント・グループおよびその他の投資専門家は、投資プロセスにおける一貫性を確実にするために品質管理を確立することおよび適用ある投資ガイドラインの遵守を監督することに責任を負う。

（注）上記の投資運用会社のリスクに対する管理体制は、平成26年４月末日現在のものであり、今後変更される可能性がある。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

海外における申込手数料

受益証券の取得申込みにあたっては、申込価格の最大４％の申込手数料を課することができる。

日本国内における申込手数料

受益証券の取得申込みにあたって申込手数料が、以下のとおり課せられる。

申 込 口 数	申 込 手 数 料
1 万口未満	3.24％（税抜3.00％）
1 万口以上 5 万口未満	1.62％（税抜1.50％）
5 万口以上10万口未満	0.81％（税抜0.75％）
10万口以上	0.54％（税抜0.50％）

（注）管理会社および販売会社が契約により申込手数料について別途合意する場合には、それに従うものとし、上記と異なる取扱いをすることができる。

（２）【買戻し手数料】

海外における買戻し手数料

買戻し手数料は課せられない。

日本国内における買戻し手数料

買戻し手数料は課せられない。

(3) 【管理報酬等】

受託報酬

受託会社は、サブ・ファンドの資産から、純資産価額の年率0.015%に相当する受託報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、かつ計算され、四半期に一度後払いで支払われ、下限は年15,000米ドル、上限は年30,000米ドルとする。

上記の報酬額は、毎年見直しの対象となる。受託会社が追加の業務、訴訟またはその他の特別な事項について考慮または従事することを要求される場合、管理会社との間で適宜行われる交渉により追加報酬が定められ、相反する合意がなければ、追加報酬は、当該時点において有効なレートによる時間制で受託会社により請求される。

受託会社は、サブ・ファンドの資産から、サブ・ファンドに関して受託会社が負担したすべての合理的な立替費用の返済を受ける。

平成25年12月31日に終了した会計年度中の受託報酬は1,536,841円であった。

管理報酬

管理会社は、サブ・ファンドの資産から、純資産価額の年率0.03%（平成26年7月1日以降の適用料率）に相当する管理報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、かつ計算され、四半期に一度後払いで支払われる。

管理会社は、サブ・ファンドの資産から、サブ・ファンドに関して管理会社が負担したすべての合理的な立替費用の返済を受ける。

平成25年12月31日に終了した会計年度中の管理報酬は914,974円であった。

管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、サブ・ファンドの資産から、純資産価額の年率0.13%に相当する報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、かつ計算され、四半期に一度後払いで支払われる。

管理会社は、サブ・ファンドの資産から、管理事務代行会社に支払われる合理的な立替費用を負担する。

平成25年12月31日に終了した会計年度中の管理事務代行報酬は11,885,168円であった。

投資運用報酬

投資運用会社はサブ・ファンドの資産から、純資産価額に対する以下に示される一定の年率による報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計上、計算され、四半期に一度後払いで支払われる。

純資産価額のうち100億円以下の部分	年率1.00%
純資産価額のうち100億円を超え300億円以下の部分	0.90%
純資産価額のうち300億円を超え500億円以下の部分	0.80%
純資産価額のうち500億円を超える部分	0.70%

管理会社は、サブ・ファンドの資産から、投資運用会社に支払われる合理的な立替費用を負担する。

平成25年12月31日に終了した会計年度中の投資運用報酬は91,629,162円であった。

保管報酬

保管会社は、サブ・ファンドの資産から、純資産価額の年率0.01%に相当する報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、かつ計算され、四半期に一度後払いで支払われる。

管理会社は、サブ・ファンドの資産から、保管会社に支払われる合理的な立替費用を負担する。

平成25年12月31日に終了した会計年度中の保管報酬は914,983円であった。

販売報酬

販売会社は、日本における受益証券の販売会社として、サブ・ファンドの資産から、純資産価額に対する以下に示される一定の年率による報酬（平成26年7月1日以降の適用料率）を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、かつ計算され、四半期に一度後払いで支払われる。

純資産価額のうち100億円以下の部分	年率0.58%
純資産価額のうち100億円を超え300億円以下の部分	0.68%
純資産価額のうち300億円を超え500億円以下の部分	0.78%
純資産価額のうち500億円を超える部分	0.88%

管理会社は、サブ・ファンドの資産から、販売会社に支払われる合理的な立替費用を負担する。

平成25年12月31日に終了した会計年度中の販売報酬は54,897,301円であった。

代行協会員報酬

代行協会員は、日本における代行協会員として、サブ・ファンドの資産から、サブ・ファンドに帰属する純資産価額の年率0.10%に相当する報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、かつ計算され、四半期に一度後払いで支払われる。

管理会社は、サブ・ファンドの資産から、代行協会員に支払われる合理的な立替費用を負担する。

平成25年12月31日に終了した会計年度中の代行協会員報酬は9,150,634円であった。

（４）【その他の手数料等】

その他の手数料

（ ）設立費用

サブ・ファンドの設立および受益証券の当初募集に関連する費用は、全額償却された。

（ ）仲介手数料

有価証券の売買に関連する仲介料および手数料は関係する信託財産から支弁する。

（ ）その他の運営費用

受託会社、管理会社、投資運用会社、保管会社、管理事務代行会社、代行協会員および販売会社は、自らの費用で、各自のサービスを履行するために必要な事務員、事務スペースおよび事務機器を提供する責任を負う。サブ・ファンドはそれぞれの事業活動に付随するその他すべての費用を負担する。かかる費用には法令遵守の費用、監査人および法律顧問の報酬、保管料、受益証券の実質的所有者を含めた受益者のために必要な言語で年次報告書、半期報告書およびファンド、管理会社および／または受託会社に適用ある法令または規則に基づいて必要なその他の報告書または書類を作成し、配布する費用、会計、記帳および純資産価額の計算費用、受益者向け通知を作成し、配布する費用、弁護士および監査人の報酬、資産、収入、報酬および費用に対してファンドまたはサブ・ファンドが請求されるすべての税金、上記に類するすべての一般管理費（受益証券の募集または販売に直接関係する費用を含む。）、借入金および融資残高の利息およびコミットメント・ライン手数料、所得税、源泉徴収税等の租税、受益者および投資を行おうとする者との通信費用などを含む。サブ・ファンドは、その他の投資会社への投資に関連する申込手数料および買戻手数料ならびに組入証券の取引に関連する仲介手数料を支払う義務を負う場合がある。

平成25年12月31日に終了した会計年度中の上記（ ）から（ ）に記載された費用および手数料等の合計額は13,712,398円であった。

投資先ファンドの管理報酬等

本サブ・ファンドの組入投資信託であるNRGEトレーディングを通じて投資を行うファンド（本書において「投資先ファンド」という。）がある場合には、管理報酬、受託報酬およびその他の費用が発生するが、これら投資先ファンドは、サブ・ファンドの投資方針に従い随時変更されるため、これらの報酬の金額や料率などの詳細を現時点で記載することはできない。

なお、平成26年4月末日現在、投資先ファンドへの投資は行われていない。

その他の費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率や上限額等を表示することができない。

上記報酬およびその他の費用・手数料等の合計額およびその上限額ならびにこれらの計算方法については、サブ・ファンドの運用状況や受益証券の保有期間等に応じて異なるため表示することができない。

（５）【課税上の取扱い】

投資家は、各自が国籍、住所または本籍を有する国の法律に基づく受益証券の購入、保有、売却または買戻しに関する税務上、為替管理上またはその他の効果に関して、各自の専門家アドバイザーと相談するべきである。様々な法域で受益者に適用される法律の数に照らして、本書は、受益証券の購入、保有または処分に関する各地域を税効果をまとめたものではない。

あらゆる投資の場合と同様に、受益証券に投資した時点の税務上の地位または予定する税務上の地位が永久に続くという保証はない。下記はケイマン諸島で現在施行中の法律および慣行に基づいており、変更される場合がある。

日本

平成26年５月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- （イ）国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- （ロ）国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、源泉分離課税となり、20.315%（所得税（復興特別所得税を含む。以下同じ。）15.315%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、課税関係は終了するが、この場合、支払調書は提出されない。
- （ハ）日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等（所得税法別表第一に掲げる内国法人をいう。以下同じ。）または金融機関等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。なお、益金不算入の適用は認められない。
- （ニ）受益証券の売買および買戻しに基づく損益は、公募国内公社債投資信託の売買損益と同様に取扱いられ、個人の受益者の売買益については課税されない。

<平成28年１月１日以後の課税上の取扱いについての注記>

平成28年１月１日以後、公募外国公社債投資信託については、以下のような課税上の取扱いとなる。

- （イ）受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- （ロ）国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- （ハ）国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、平成28年１月１日以後は20.315%（所得税15.315%、住民税5%）、平成50年１月１日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。

日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるので原則として確定申告をすることになるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等（平成28年1月1日施行の改正租税特別措置法に定める上場株式等をいう。Iにおいて、以下同じ。）の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

（ニ）日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等または金融機関等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（平成50年1月1日以後は15%の税率となる。）。なお、益金不算入の適用は認められない。

（ホ）日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいう。以下同じ。）に対して、源泉徴収選択口座において、平成28年1月1日以後は20.315%（所得税15.315%、住民税5%）、平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

（ヘ）日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、（ホ）と同様の取扱いとなる。

（ト）日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

（イ）受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。

（ロ）国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。

（ハ）国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%。平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）の税率による源泉徴収が行われる。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいう。Iにおいて、以下同じ。）の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

（ニ）日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等を除く。）、一

定の場合、支払調書が税務署長に提出される（平成50年1月1日以後は15%の税率となる。）。なお、益金不算入の適用は認められない。

- （ホ）日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%。平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。
- 譲渡損益は、一定の他の株式等の譲渡損益（上場株式等以外との損益通算については、受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合に限る。）および一定の上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した場合または源泉徴収選択口座へ受け入れたファンドの分配金に限る。）との損益通算が可能である（注：平成28年1月1日以後は、一定の他の上場株式等（平成28年1月1日施行の改正租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下、カッコ内において同じ。）の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。）。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

- （ヘ）日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、（ホ）と同様の取扱いとなる。

- （ト）日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

- （注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

税制等の変更により上記「ないし」に記載されている取扱いは変更されることがある。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

ケイマン諸島

現行法に基づいて、ケイマン諸島政府は受託会社または受益者に対して所得税、法人税、キャピタル・ゲイン税、遺産税、相続税、贈与税または源泉徴収税を賦課しない。また、ファンドに関する受託会社による、またはファンドに関する受託会社に対する支払に対して適用されるケイマン諸島が当事者となっている二重課税防止条約はない。本書の日付現在、ケイマン諸島において外国為替管理は行われていない。

受託会社は、ケイマン諸島信託法第81条に従って、ファンドに関しケイマン諸島総督から保証書を受領した。かかる保証書には、ファンドの設立の日付から向こう50年間にケイマン諸島で制定される所得、資本資産、資本利得またはキャピタル・ゲインに租税を課す法律および相続税的な性格を有する租税を課す法律は、サブ・ファンドを構成する資産もしくはサブ・ファンドに起因する所得、またはかかる資産もしくは所得に関連してサブ・ファンドの受託会社もしくは受益者には適用されないことが明記されている。受益証券の譲渡または買戻しに関してケイマン諸島で課される印紙税はない。

米国外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）

ケイマン諸島は、米国外国口座税務コンプライアンス法（以下「FATCA」という。）を実施するために、米国との間で（非互恵的）政府間協定（以下「US IGA」という。）のひな型1（b）に調印している。US IGAは調印されているが、ケイマン諸島における効力発生が、更に必要である。US IGAの条項がケイマン諸島の法律の下で効力を発生するためには、ケイマン諸島において授權法を制定する必要がある。US IGAおよび授權法を遵守するケイマン諸島の金融機関（以下

「F I」という。）は、F A T C Aのデュー・ディリジェンスおよび報告要件を充足する者として取り扱われ、したがってF A T C Aにおいて参加外国金融機関として扱われる。そのため、かかるF Iは、F A T C Aの要件を「遵守しているとみなされ」、源泉徴収税を課税されることはなく、また、非協力口座を解約する必要はない。

U S I G Aは、F Iを「報告F I」または「報告外F I」のどちらかに分類する。初期設定において、すべてのケイマンのF Iは、報告外F Iとしての適格要件を満たさない限り、報告F Iとなる。報告外F Iの分類は、U S I G Aの別紙2において特定されている。報告F Iは、（ ）米国内国歳入庁（以下「I R S」という。）との間で「外国金融機関（F F I）契約」を締結することを義務付けられず、（ ）グローバル仲介人識別番号を取得するためにI R Sに登録することを義務付けられ、（ ）口座が「特定米国人」により直接的または間接的に保有されているかを識別するために投資者に対するデュー・ディリジェンスを行うことを義務付けられ、かつ、（ ）ケイマン諸島の税務情報局（以下「ケイマン諸島税務情報局」という。）に対してかかる特定米国人に関する情報提供を行うことを義務付けられている。ケイマン諸島税務情報局は、毎年、報告を受けた情報をI R Sとの間で自動的に交換する。報告外F Iは、かかる要件に従わないが、30%の源泉徴収税の課税を免除されるために、米国の納税申告用紙に身元証明確認書類を添付して源泉徴収代理人に対して提出することが必要である。

F A T C A源泉徴収税は、U S I G Aの条項および関連規則に従い、ファンドへの支払またはファンドによる口座保有者への支払に対して課されないが、ファンド、ファンドの投資者またはそれ以外の口座保有者が、F A T C AもしくはU S I G Aに基づく義務を遵守しないか、または、F A T C Aおよび/もしくはU S I G A（適用ある場合）に基づくファンドの義務に関してファンドに課される可能性があるそれ以外の義務を遵守しない場合には、この限りではない。ファンドが源泉徴収に服するか、または源泉徴収を義務付けられる場合、かかるF A T C A源泉徴収税は、一般的に、関連する支払の30%の料率となる。

ケイマン諸島は、また、英国との間でU S I G Aと概ね同様の内容の別の政府間協定（以下「U K I G A」という。）に調印している。U K I G Aは、U S I G Aと同様の要件を課しているため、ファンドは、「特定英国人」により直接的または間接的に保有される口座の特定およびケイマン諸島税務情報局に対する当該特定英国人に関する情報の提供を義務付けられ、ケイマン諸島税務情報局は、毎年、英国の税務当局である英国歳入関税庁（以下「英国歳入関税庁」という。）との間で当該情報を交換する。ケイマン諸島政府は、第三国の財政当局（以下「海外財政当局」という。）に対する同様の報告体制を導入するために、U S I G AおよびU K I G Aと同様の追加的な政府間協定（以下「追加的政府間協定」という。）を第三国との間で締結する場合がある。

投資者は、ファンドに投資する（または継続投資する）ことにより、以下の事項を認めているものとみなされる。

- （ ）ファンド（またはその代理人）は、投資者に関する一定の機密情報（投資者の氏名、住所、納税者識別番号（もしあれば）、社会保障番号（もしあれば）および投資者の投資に関連する一定の情報を含むが、これらに限られない。）をケイマン諸島税務情報局に開示するよう義務付けられることがある。
- （ ）ケイマン諸島税務情報局は、上記に記載される通り、I R S、英国歳入関税庁およびその他のケイマン諸島外の財政当局との間で自動的な情報交換を行うよう義務付けられることがある。
- （ ）ファンド（またはその代理人）は、I R S、英国歳入関税庁およびその他のケイマン諸島外の財政当局に登録する際に、また、かかる規制当局が追加的な照会のためにファンド（または直接その代理人）に連絡をしてきた場合、かかる規制当局に対して一定の機密情報を開示するよう義務付けられることがある。
- （ ）ファンドは、ファンドがケイマン諸島税務情報局に対して開示するよう義務付けられることがある追加情報および/または書類を提供することを、投資者に対して要求することができる。

- () 投資者が要求された情報および／または書類を提供しない場合、ファンドは、かかる行為がファンドによる法令遵守違反またはファンドもしくはその投資者が関連法令もしくは政府間協定の下で源泉徴収税を課されるリスクに実際に発展するか否かに関わらず、対象となる投資者の強制買戻しまたは登録抹消を含むがこれらに限られない対応措置を講じおよび／またはあらゆる救済措置を求める権利を留保する。
- () U S I G A、U K I G Aもしくは追加的政府間協定のいずれかまたはこれらに基づく関連規制のいずれかを遵守するためにファンドによりまたはファンドのために講じられる対応措置または実施される救済措置の結果として生じる一切の損害または負債に対し、かかる対応措置または救済措置の影響を受ける投資者は、ファンド（またはその代理人）に対する請求権を有しないものとする。

その他の国

受託会社はケイマン諸島では課税されないが、サブ・ファンドはサブ・ファンドの投資に起因する所得または利得に関してその他の国で源泉徴収される租税を支払う責任を負うことがある。

5【運用状況】

サブ・ファンドは、平成18年8月31日から運用を開始した。

(1) 【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

(平成26年4月末日現在)

資産の種類	国・地域名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託	ケイマン諸島	8,849,603,479	100.23
現金・その他の資産 (負債控除後)		(20,704,836)	(0.23)
合計(純資産総額)		8,828,898,643	100.00

(注1) 投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。

(注2) 上表中、投資信託の「時価合計(円)」欄に記載された金額は、端数処理の方法が異なるため、下表中の「時価合計(円)」の「合計(純資産総額)」欄に記載された金額と一致しないことがある。

以下は、組入投資信託であるNRGEトレーディング・リミテッドの投資状況である。

（平成26年4月末日現在）

資産の種類	国・地域名	時価合計 （円）	投資比率 （％）
株式	アメリカ合衆国	4,535,591,430	51.25
	イギリス	1,392,954,051	15.74
	オランダ	788,255,302	8.91
	ノルウェー	362,027,281	4.09
	カナダ	343,142,357	3.88
	韓国	280,276,941	3.17
	オーストラリア	104,089,620	1.18
	日本	101,184,000	1.14
	ポルトガル	99,863,394	1.13
	小計	8,007,384,376	90.48
預託証書	フランス	457,819,852	5.17
	イギリス	222,040,910	2.51
	韓国	111,940,350	1.26
	小計	791,801,112	8.95
小計		8,799,185,488	99.43
現金・その他の資産 （負債控除後）		50,417,991	0.57
合計（純資産総額）		8,849,603,479	100.00

（注）投資比率とは、NRGEトレーディング・リミテッドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

（平成26年４月末日現在）

銘柄	国・地域名	種類	口数（口）	取得原価（円）		時価（円）		投資比率 （％）
				単価	金額	単価	金額	
NRGE トレーディング・リミテッド	ケイマン諸島	投資信託	718,574	9,885	7,102,991,391	12,316	8,849,603,479	100.23

（注）投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。

以下は、組入投資信託であるNRGEトレーディング・リミテッドの投資有価証券である。

（平成26年４月末日現在）

順位	銘柄	国・地域名	種類	業種	保有株式数 （株）	取得原価（円）		時価（円）		投資比率 （％）
						単価	金額	単価	金額	
1	CHEVRON CORP	アメリカ合衆国	株式	石油	48,532	8,397	407,499,571	12,913	626,702,936	7.08
2	ROYAL DUTCH SHELL PLC -A-(GBP)	オランダ	株式	石油	159,442	3,749	597,684,379	3,929	626,502,737	7.08
3	TOTAL SA-SPON -ADR-	フランス	預託証書	石油	63,493	3,480	220,986,602	7,211	457,819,852	5.17
4	BAKER HUGHES INC	アメリカ合衆国	株式	石油	58,900	4,600	270,921,972	7,130	419,931,872	4.75
5	ANADARKO PETROLEUM CORP	アメリカ合衆国	株式	石油	28,797	5,085	146,439,396	10,263	295,552,404	3.34
6	CENTRICA PLC	イギリス	株式	資源・公益事業	489,630	340	166,641,616	577	282,682,041	3.19
7	KOREA ELECTRIC POWER CORP (KEPCO)	韓国	株式	資源・公益事業	71,510	2,109	150,847,440	3,919	280,276,941	3.17
8	OCEANEERING INTL INC	アメリカ合衆国	株式	石油	34,320	2,138	73,380,193	7,430	254,995,122	2.88
9	CAMERON INTL CORP	アメリカ合衆国	株式	資源・公益事業	38,429	3,171	121,851,849	6,584	253,024,989	2.86
10	JOHNSON MATTHEY PLC	イギリス	株式	化学 エネルギー関連	44,085	3,393	149,581,988	5,603	246,997,869	2.79
11	BG GROUP PLC	イギリス	株式	石油	119,790	2,206	264,219,602	2,034	243,709,214	2.75
12	APACHE CORP	アメリカ合衆国	株式	石油	24,980	7,713	192,665,393	9,003	224,906,354	2.54
13	STATOIL ASA	ノルウェー	株式	石油	71,783	1,873	134,475,408	3,103	222,719,049	2.52
14	BP PLC -SPONS ADR-	イギリス	預託証書	石油	43,071	3,110	133,929,460	5,155	222,040,910	2.51
15	NOBLE ENERGY INC	アメリカ合衆国	株式	石油	28,685	3,176	91,112,846	7,489	214,832,969	2.43
16	DEVON ENERGY CORP	アメリカ合衆国	株式	石油	28,011	5,235	146,624,175	7,225	202,376,890	2.29
17	SUBSEA 7 SA	イギリス	株式	資源・公益事業	100,477	1,627	163,524,569	1,974	198,384,517	2.24
18	CANADIAN NATURAL RESOURCES	カナダ	株式	石油	47,038	4,127	194,143,183	4,212	198,130,528	2.24
19	OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	アメリカ合衆国	株式	石油	19,830	5,770	114,427,950	9,930	196,914,829	2.23
20	CONTINENTAL RESOURCES INC/OK	アメリカ合衆国	株式	石油	13,880	2,611	36,241,778	13,979	194,032,605	2.19
21	WILLIAMS COMPANIES INC	アメリカ合衆国	株式	エネルギー関連 コングロマリッド	44,762	1,262	56,487,885	4,326	193,636,999	2.19
22	CHENIERE ENERGY INC	アメリカ合衆国	株式	資源・公益事業	33,120	1,128	37,356,083	5,735	189,957,667	2.15
23	HALLIBURTON CO	アメリカ合衆国	株式	石油	27,140	2,215	60,112,682	6,459	175,301,540	1.98
24	NATIONAL OILWELL VARCO INC	アメリカ合衆国	株式	石油	21,730	3,223	70,041,380	8,007	173,993,399	1.97
25	TULLOW OIL PLC	イギリス	株式	石油	113,570	1,202	136,473,023	1,492	169,401,047	1.91
26	BOSKALIS WESTMINSTER-CVA	オランダ	株式	エネルギー関連 サービス（その他）	27,957	4,213	117,782,966	5,786	161,752,565	1.83
27	EOG RESOURCES INC	アメリカ合衆国	株式	石油	15,114	4,706	71,120,277	10,212	154,344,928	1.74
28	DRESSER RAND GROUP INC	アメリカ合衆国	株式	石油	24,440	3,001	73,347,695	6,300	153,978,529	1.74
29	HESS CORP	アメリカ合衆国	株式	石油	16,967	5,135	87,126,947	9,023	153,092,118	1.73
30	AFRICA OIL CORP	カナダ	株式	資源・公益事業	188,724	194	36,644,409	768	145,011,829	1.64

（注）投資比率とは、NRGEトレーディング・リミテッドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。

【投資不動産物件】

該当事項なし。（平成26年4月末日現在）

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項なし。（平成26年4月末日現在）

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

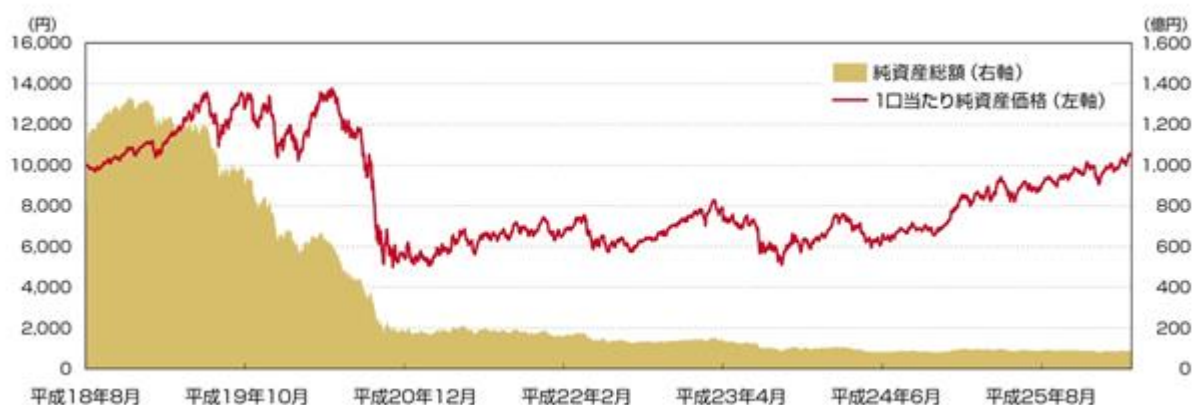
平成26年4月末日までの1年間における各月末および下記会計年度末の純資産の推移は次のとおりである。

	純資産総額 （円）	1口当たり純資産価格 （円）
第1会計年度末 （平成18年12月31日）	132,858,297,360	10,866
第2会計年度末 （平成19年12月31日）	81,912,946,749	13,276
第3会計年度末 （平成20年12月31日）	17,953,249,731	5,508
第4会計年度末 （平成21年12月31日）	18,001,509,165	7,102
第5会計年度末 （平成22年12月31日）	13,546,490,380	7,011
第6会計年度末 （平成23年12月31日）	9,822,366,002	6,210
第7会計年度末 （平成24年12月31日）	8,631,577,120	7,382
第8会計年度末 （平成25年12月31日）	9,054,365,376	10,149
平成25年5月末日	9,412,417,469	9,080
平成25年6月末日	8,667,640,228	8,485
平成25年7月末日	8,813,511,837	8,778
平成25年8月末日	8,816,191,358	8,902
平成25年9月末日	8,923,321,111	9,204
平成25年10月末日	9,027,028,791	9,510
平成25年11月末日	9,107,390,256	9,776
平成25年12月末日	9,054,365,376	10,149
平成26年1月末日	8,290,859,047	9,408
平成26年2月末日	8,602,967,738	9,833
平成26年3月末日	8,689,487,909	10,077
平成26年4月末日	8,828,898,643	10,601

< 参考情報 >

純資産総額および受益証券 1 口当たり純資産価格の推移

(平成18年8月31日(運用開始日)から平成26年4月末日まで)



【分配の推移】

該当事項なし。

【収益率の推移】

会計年度	収益率（注）
第 1 会計年度 （平成18年 8 月 1 日～平成18年12月31日）	8.66%
第 2 会計年度 （平成19年 1 月 1 日～平成19年12月31日）	22.18%
第 3 会計年度 （平成20年 1 月 1 日～平成20年12月31日）	- 58.51%
第 4 会計年度 （平成21年 1 月 1 日～平成21年12月31日）	28.94%
第 5 会計年度 （平成22年 1 月 1 日～平成22年12月31日）	- 1.28%
第 6 会計年度 （平成23年 1 月 1 日～平成23年12月31日）	- 11.42%
第 7 会計年度 （平成24年 1 月 1 日～平成24年12月31日）	18.87%
第 8 会計年度 （平成25年 1 月 1 日～平成25年12月31日）	37.48%

（注）収益率（％）＝100×（a－b）／b

a＝会計年度末現在の 1 口当たり純資産価格（当該会計年度の分配金の合計額を加えた額）

b＝当該会計年度の直前の会計年度末現在の 1 口当たり純資産価格（分配落の額）（ただし、第 1 会計年度の場合は当初発行価格）

< 参考情報 >

収益率の推移



(注1)収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 上記各暦年末の受益証券1口当たり純資産価格(当該各暦年の分配金の合計額(税引前)を加えた額)

b = 当該各暦年の直前の各暦年末の受益証券1口当たり純資産価格(分配前の額)(平成18年の場合、当初発行価格)

(注2)平成18年は8月31日(運用開始日)から12月31日まで、平成26年は、1月1日から4月末日までの収益率です。

(4) 【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度における販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末日現在の発行済口数は次の通りである。

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度	12,617,653 (12,617,653)	391,113 (391,113)	12,226,540 (12,226,540)
第2会計年度	236,769 (236,769)	6,293,532 (6,293,532)	6,169,777 (6,169,777)
第3会計年度	31,507 (31,507)	2,941,810 (2,941,810)	3,259,474 (3,259,474)
第4会計年度	114,797 (114,797)	839,525 (839,525)	2,534,746 (2,534,746)
第5会計年度	21,965 (21,965)	624,442 (624,442)	1,932,269 (1,932,269)
第6会計年度	26,267 (26,267)	376,866 (376,866)	1,581,670 (1,581,670)
第7会計年度	490 (490)	412,946 (412,946)	1,169,214 (1,169,214)
第8会計年度	2,566 (2,566)	279,680 (279,680)	892,100 (892,100)

(注1) () 内の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数である。

(注2) 第1会計年度の販売口数には、当初申込期間中の販売口数を含む。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）海外における販売

申込期間

受益証券は、以下に定める取得申込通知の手続に従って、各発行日に、関係する発行日現在の受益証券1口当たり純資産価格（以下「発行価格」という。）で発行し、購入することができる。発行価格は、一時停止決定がない限り、原則として関係する発行日に管理事務代行会社が計算し、公表する。

受益証券は、前営業日までに販売会社が取得申込通知を転送し、管理事務代行会社が受け取った取得申込みに関して、各発行日現在で発行される。受益証券の取得を希望する投資家は、当該発行日の前営業日の午後4時（日本時間）までに販売会社に取得する受益証券の口数を記載した取得申込通知を提出しなければならない。また、販売会社は午後6時（日本時間）までに取得申込通知を管理事務代行会社に取り次がなければならない。管理事務代行会社が一旦受け取った取得申込通知は、撤回不能である。

各発行日における受益者一人当たりの受益証券の最低取得申込口数は、100口以上、1口の整数倍とする。1口未満の受益証券は発行されない。

販売手数料

発行価格の4%（上限）に、取得を申し込む受益証券の口数を乗じた金額を限度とする販売手数料が課される場合がある。

申込代金の支払は、投資家が管理事務代行会社と他の通貨による支払を行う取決めをしていない限り、円貨で行われるものとする。その他の自由に交換可能な通貨で行われた支払は、円貨に換算され、換算した金額が（換算費用を差し引いた上で）申込代金の支払に充当される。通貨の換算が遅延したり、投資家にコストが発生したりすることがある。

申込代金（販売会社が留保する販売手数料を除く。）は、関係する発行日後の4営業日目（4営業日目に決済できない場合は4営業日目の直後の決済可能な日）、または管理会社が随時決定したその他の日に、保管会社が即時に利用可能な資金の形で受け取るものとする。

管理会社は、その独自の裁量により、保管会社が上記の支払を受領しなかった結果として発生した損失（管理会社の重過失または故意の不法行為を起因する損失を除く。）について、サブ・ファンドを補償することを申込人に対して求める権利を留保する。

適格投資家

サブ・ファンドの方針により、米国の居住者、米国の州もしくは領土で設立され、現存するパートナーシップまたは米国、米国の州もしくは領土の法律に基づいて設立され、現存する法人、信託もしくはその他の法主体（以下「米国人」という。）に受益証券を販売することはできない。

また、ケイマン諸島に居住し、または住所を有する者（ケイマン諸島で設立された免税会社または通常の非居住会社を除く。）（以下「ケイマン人」という。）が受益証券を保有することはできない。

別紙A「定義」『適格投資家』を参照のこと。

したがって、受益証券は、適格投資家に対して、または適格投資家の利益のためだけに販売され、発行される。更に、サブ・ファンドの方針により、販売することが違法となる投資家に受益証券を販売してはならない。受託会社は、管理会社と協議した上で、上記の禁止事項に反して販売され、または購入された受益証券の買戻しを強制する権利を有し、かかる権利を行使するつもりである。

受益証券は、FATCAを遵守する参加外国金融機関である（受益証券の登録名義人となる）販売会社および販売取扱会社によってのみ販売される。管理会社は、1933年米国証券法を遵守するために適切とみなされる場合には、米国人により保有される受益証券を買い戻すことまたは米国人への譲渡を登録することを拒絶することができる。

テロ組織への資金供与に対するマネー・ロンダリング防止および身元確認手続

マネー・ロンダリングおよびテロリストへの資金供与の防止を目的としたマネー・ロンダリング防止規則（随時改正または変更される。）、ケイマン諸島のマネー・ロンダリングの防止および検出にかかる指針（2010年3月）およびルクセンブルグにおいて適用ある法律および規則に基づく各種規定を遵守するために、ファンドの受託会社としての地位を有する受託会社、管理会社および管理事務代行会社（以下「関係各社」という。）はマネー・ロンダリング防止およびテロ資金対策手続を設定・維持する義務を負い、また、受益証券の購入申込者に対して身元と資金源を確認するための証拠資料の提供を要求することができる。受託会社は、許容される場合であって、一定の要件を充足する場合には、マネー・ロンダリング防止およびテロ資金対策手続（デューディリジェンス情報の取得を含む。）を適切な者に委託することもできる。

関係各社は、受益者（すなわち購入申込者または譲受人）の身元を確認するために必要な情報を要求する権利を有する。ただし、関係各社は、マネー・ロンダリング防止規則または適用ある法律に基づく免除規定が適用される場合、完全なデューディリジェンスを要求しないこととすることもできる。申込み時の状況にもよるが、以下の場合には、詳細な身元確認が必要とされないことがある。

- （a）購入申込者が、公認の金融機関に開設している購入申込者本人名義の口座から支払を行い、買戻金／分配金が購入申込者に直接支払われる場合
- （b）購入申込者が、公認の規制当局の規制を受けているか、または公認の証券取引所（もしくはいずれかの下部組織）に上場しており、かつ、公認の法域においてまたはかかる法域の法律に基づいて設立または組成された場合
- （c）申込みが、公認の規制当局の規制を受けており、かつ、公認の法域においてまたはかかる法域の法律に基づいて設立または組成された仲介業者を介して行われたものであって、実質的な投資家について行われる手続が保証されている場合

上記における「公認の金融機関」、「公認の規制当局」、「公認の証券取引所」または「公認の法域」は、CIMAがケイマン諸島と同等のマネー・ロンダリング規制を有していると承認した法域を参照しながら、マネー・ロンダリング防止規則に基づいて決定される。

購入申込者が身元確認のために要求された情報の提供を怠るか、または遅延した場合、関係各社は、申込みを拒絶することができ、かかる場合、受領された申込金は、利息を付さずに送金元の口座に返金される。

関係各社は、受益者に対して買戻金または分配金を支払うことが適用法令を遵守していないこととなる可能性があるか、もしくは遵守していない可能性があるかと助言されている場合、または関係各社による適用ある法律もしくは規制の遵守を確保するために買戻金または分配金の支払の拒絶が必要もしくは適切と考えられる場合、当該受益者に対する買戻金または分配金の支払を拒絶することができる。

ケイマン諸島の居住者は、他の者が犯罪行為に従事していること、またはテロ行為もしくはテロリストの資産に関与していることを知りもしくはそのような疑惑を抱き、または、知りもしくは疑惑を抱く合理的な理由がある場合であって、かかる認識または疑惑に関する情報を規制されたセクターにおける業務の遂行、その他の取引、職業、業務または雇用の過程において得た場合、当該者は、かかる認識または疑惑を、（ ）犯罪行為もしくはマネー・ロンダリングに関するものである場合には、ケイマン諸島刑事手続法（2008年）に基づいてケイマン諸島の財務報告当局に対して、また、（ ）テロ行為またはテロリストの資金提供もしくは資産に関するものである場合には、ケイマン諸島テロリズム法（2011年改正）に基づいて巡査以上の階級の警察官または財務報告当局に対して、通報する義務を負う。かかる通報は、法律等で課せられた情報の秘匿または開示制限の違反とはみなされない。

所有確認書

受益者名簿に記載する口数の受益証券に対する登録保有者の所有権を証する券面は発行されない。ただし、券面の発行を求める受益者の請求に応じて、受益者が費用を負担する場合は、この限りでは

ない。表明、包含、解釈された信託は、受益者名簿には記載されない。上記の規定にかかわらず、管理事務代行会社は、合理的に可能な限り早急に、サブ・ファンドの受益証券の取得申込みまたは買戻しに関する確認書を、ファックスまたは合意したその他の手段で投資家に送付する。

管理事務代行会社は、サブ・ファンドの受益者名簿を記帳する責任を負い、受益証券のすべての発行、転換および譲渡を記録するものとする。発行されたすべての受益証券は、サブ・ファンドの受益者名簿に登録され、受益者名簿は受益証券の所有に関する決定的証拠となるものとする。受益証券は一人の名前または四名を限度とする共同名で登録することができる。受益者名簿は、管理事務代行会社の事務所で、通常の営業時間内に受益者が自由に閲覧できるものとする。

受益者は、自らの個人情報に変更があった場合は、速やかに書面で管理事務代行会社に通知しなければならない。

その他

管理事務代行会社は、管理会社と協議した上で、単独の裁量により、理由を述べることなく受益証券の取得申込みの一部または全部を拒絶する権利を留保する。

受益証券の発行は、信託証書に記載する理由で、管理事務代行会社または管理会社の裁量により中止される場合がある。

各受益者は、販売会社または管理事務代行会社（場合による。）に登録された自身の情報に変更（投資家が適格投資家でなくなることを意味する変更を含む。）があった場合、書面で販売会社または管理事務代行会社（場合による。）に通知するとともに、上記の変更に関係して販売会社または管理事務代行会社（場合による。）が合理的に請求した追加書類を、販売会社または管理事務代行会社（場合による。）に提出しなければならない。

譲渡制限

受益者は、管理会社または販売会社から事前に書面で同意（かかる同意は付与または留保されることがある。）を得ることなく、自らが保有する受益証券を譲渡することはできない。すべての受益者は、管理会社または販売会社が単独の裁量で適宜承認した書式の証書によって、保有する受益証券を譲渡することができる。ただし、譲受人は、その時点で適用ある法域の法律規定、政府等の要求事項もしくは規則または管理会社もしくは販売会社の方針を遵守するために管理会社または販売会社の要求する情報を提出すること、および管理会社または販売会社が事前に書面で譲渡を承認し、管理事務代行会社に通知することを条件とする。さらに、譲受人は、（ ）受益証券を適格投資家に譲渡すること、（ ）譲受人は自己の計算で受益証券を取得すること、および（ ）受託会社が単独の裁量で要求したその他の事項に関して、書面で管理会社または販売会社に表明する義務を負うこととする。

管理会社または販売会社は、すべての譲渡証書に譲渡人および譲受人または譲渡人および譲受人の代理人が署名することを義務づけることができる。譲渡が登録され、譲受人の氏名が受益者名簿に記入されるまでは、譲渡人が依然として受益者であり、譲渡の対象となった受益証券に対する権利を有するとみなされるものとする。

（２）日本における販売

日本においては、本書「第一部 証券情報」に従って、受益証券の募集が行われる。その場合、販売会社は、「外国証券取引口座約款」およびその他所定の約款を投資者に交付し、投資者は、当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。

受益証券は、F A T C Aを遵守する参加外国金融機関である（受益証券の登録名義人となる）販売会社および販売取扱会社によってのみ販売される。管理会社は、1933年米国証券法を遵守するために適切とみなされる場合には、米国人により保有される受益証券を買い戻すことまたは米国人への譲渡を登録することを拒絶することができる。

投資者は、日本における約定日（通常、発行日の日本における翌営業日）から起算して日本における4営業日目に、申込金額および申込手数料を販売会社に支払うものとする。

日本の投資者は日本における各発行日の前営業日の午後4時（日本時間）までに取得の申込みをしなければならない。

販売会社は、同日午後6時（日本時間）までに日本の投資者によりなされた取得申込注文を管理会社に取り次ぐものとする。発行日とは、各営業日または管理会社が適宜決定したその他の日をいう。発行価格（以下に定義する。）は通常、発行日に算出される。通常、販売会社は発行日の日本における翌営業日に注文の成立を確認することができ、かかる確認した日を日本における約定日という。

発行価格は、（管理事務代行会社により算出される）該当する発行日現在の受益証券1口当たり純資産価格である。

各受益証券の最低取得申込口数は100口で、申込単位は1口単位である。100口以上の取得申込みを既に行った投資家による当初申込期間中の追加取得申込みの場合の取得申込単位は、1口以上1口単位である。

受益証券の取得申込みにあたって、以下のとおり申込手数料が課される。

申込口数	申込手数料
1万口未満	3.24%（税抜3.00%）
1万口以上5万口未満	1.62%（税抜1.50%）
5万口以上10万口未満	0.81%（税抜0.75%）
10万口以上	0.54%（税抜0.50%）

ただし、管理会社および販売会社が契約により別途合意する場合はそれに従うものとし、上記と異なる取扱いとすることができる。

投資家は、受益証券の保管を販売取扱会社に委託した場合、申込金額および申込手数料の支払いと引換えに、取引残高報告書または他の通知書を販売取扱会社から受領する。申込金額および申込手数料の支払いは、日本円によるものとする。

なお、日本証券業協会の協会員である販売取扱会社は、サブ・ファンドの純資産が1億円未満となる等、同協会の定める「外国証券の取引に関する規則」の中の「外国投資信託受益証券の選別基準」に受益証券が適合しなくなったときは、受益証券の日本における販売を行うことができない。

販売会社は、購入者が過度な取引を行った履歴がある場合、受益証券の取得申込注文を、その単独の判断において拒否する合理的な努力を行うことについて合意している。受益証券の短期取引をすべて防止できる保証はない。

前記「（1）海外における販売」の記載は、適宜、日本における販売にも適用されることがある。

譲渡制限

受益者は、管理会社または販売会社から事前に書面で同意（かかる同意は付与または留保されることがある。）を得ることなく、自らが保有する受益証券を譲渡することはできない。すべての受益者は、管理会社または販売会社が単独の裁量で適宜承認した書式の証書によって、保有する受益証券を譲渡することができる。ただし、譲受人は、その時点で適用ある法域の法律規定、政府等の要求事項もしくは規則または管理会社もしくは販売会社の方針を遵守するために管理会社または販売会社の要求する情報を提出すること、および管理会社または販売会社が事前に書面で譲渡を承認し、管理事務代行会社に通知することを条件とする。さらに、譲受人は、（ ）受益証券を適格投資家に譲渡すること、（ ）譲受人は自己の計算で受益証券を取得すること、および（ ）受託会社が単独の裁量で要求したその他の事項に関して、書面で管理会社または販売会社に表明する義務を負うこととする。

管理会社または販売会社は、すべての譲渡証書に譲渡人および譲受人または譲渡人および譲受人の代理人が署名することを義務づけることができる。譲渡が登録され、譲受人の氏名が受益者名簿に記入されるまでは、譲渡人が依然として受益者であり、譲渡の対象となった受益証券に対する権利を有するとみなされるものとする。

2【買戻し手続等】

（１）海外における買戻し

「買戻日」とは、各週の最終営業日または管理会社が決定したその他の日をいう。

受益証券は、買戻請求通知の手続に従って、いずれかの買戻日に、かかる買戻日現在の受益証券１口当たり純資産価格（以下「買戻価格」という。）で買い戻すことができる。

買戻価格は、一時停止決定されない限り、管理事務代行会社により、買戻日に計算・公表される。

受益証券の買戻しは、関係する買戻日の前営業日に管理事務代行会社が受領した買戻請求通知に関して各買戻日現在で行うことができる。買戻請求通知は、買い戻す受益証券の口数を明記した上で、当該買戻日の前営業日の午後４時（日本時間）までに販売会社に提出しなければならない。販売会社は、同日午後６時（日本時間）までに買戻通知を管理事務代行会社に取り次がなければならない。管理事務代行会社が一旦受け取った買戻請求通知は、撤回不能である。

買戻日におけるサブ・ファンドの受益者一人当たりの受益証券の最低買戻口数は、１口以上、１口の整数倍とする。受益証券の端数の買戻しは行われない。

買戻しの制限

いずれかの買戻日におけるサブ・ファンドに関する買戻請求の合計が、サブ・ファンドの発行済受益証券口数の15%を上回る場合、管理会社は、（ ）関連する買戻請求にかかる買戻代金の支払いに足る資産を換金するまで、かかる買戻日またはサブ・ファンドの純資産価額の算定を延期するか、または（ ）買い戻される受益証券をサブ・ファンドの発行済み受益証券口数の15%に限定することができる。後者の場合、受益者による買戻請求は、按分比で縮減され、買戻しされなかった部分の買戻しは、その後の買戻日に、その後の買戻日を対象として行われた買戻請求に優先して実施される。

純資産価額の算定が一時停止決定されている期間中は、受益証券の買戻しは行われない（詳細については「純資産価額の計算の一時停止」の項参照）。

買戻代金の支払

買戻代金は、原則として関係する買戻日の後４営業日以内の日（または４営業日目に決済できない場合は４営業日目の直後の決済可能な日）に、関係する受益者が管理事務代行会社に与えた指示に従って、受益者のリスクと費用において、直接振込によって円貨で支払われるものとする。買戻代金に分配前の利息は付されないものとする。

強制買戻し

管理会社は受託会社に代わり、管理会社が適宜認める書面による通知に基づき、当該日（基本信託証券における「買戻日」とする。）に、買戻価格または管理会社が決定するその他の金額にて、受益証券の増加、転換または平準化を実行する場合を含め、管理会社の絶対的裁量によりあらゆる理由から、それまでに買戻されていない受益証券の全部または一部の買戻しをいつでも行うことができる。

上記の一般性を制限することなく、受益証券が以下の者により直接または実質的に所有されていることを管理会社が知ることとなった場合または信じるに足る根拠がある場合、

- （a）いずれかの国または行政機関が定めた法律または条件に違反するため、受益証券を保有する資格がない者（その結果として、サブ・ファンド、受託会社または管理会社が本来負担する必要のなかった納税義務を負い、または負担する必要のなかった金銭的不利益を被る場合を含む。）、
- （b）適格投資家でない者、または適格投資家でない者の利益のために受益証券を取得した者、または
- （c）サブ・ファンド、受託会社または管理会社が本来負担する必要のなかった納税義務を負い、または法律面、金銭面、規制面もしくは重大な運営面で結果的に不利益を被ることになると管理会社が判断する状況下にある者。

管理会社は、（ ）当該受益証券を所有する資格のある者に対し当該受益証券を買戻価格で譲渡するよう求める通知（管理会社が適当とみなす様式）を当該者に送付する権利、または（ ）当該受益証券の買戻しを書面で請求する権利を有する。当該通知を送達された者が30日以内に当該受益証券を譲渡し

ないかまたは管理会社に対し当該受益証券を買戻すため買戻通知を提出しない場合、当該者は、当該30日の経過時に、自己のすべての受益証券の買戻しを請求したものとみなされる。

（２）日本における買戻し

「買戻日」とは、各週の最終営業日または管理会社が決定したその他の日をいう。

受益証券は、以下に定める手続に従って、各買戻日に、（管理事務代行会社により算出される）かかる買戻日現在の受益証券１口当たり純資産価格（以下「買戻価格」という。）で買い戻すことができる。買戻価格は、通常、関係する買戻日に、管理事務代行会社が計算し、公表する。

日本の受益者は、以下の制限に従い、当該買戻日の前営業日の午後４時（日本時間）までに販売会社へ通知を行うことにより、１口以上１口単位による受益証券の買戻しを請求することができる。販売会社は同日午後６時（日本時間）までに買戻通知を管理事務代行会社に取り次がなければならない。

大量の買戻請求があった場合、上記「（１）海外における買戻し」の「買戻しの制限」が適用されることがある。

日本の受益者に対する買戻代金は、通常、日本における約定日（通常、買戻日の日本における翌営業日）から起算して日本における４営業日目に支払われる。

買戻手数料は課されない。買戻代金の支払いは、外国証券取引口座約款の定めるところに従って販売会社を通じて行い、日本円により行われるものとする。

前記「（１）海外における買戻し」の記載は、適宜、日本における買戻しにも適用されることがある。

３【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

（イ）純資産価額の決定

管理会社は、サブ・ファンドの各評価日の直近の最新市場価格を用い、サブ・ファンドの受益証券の純資産価額を自ら計算するか、または管理事務代行会社に計算させ、評価日に管理会社および管理事務代行会社の事務所で各受益者に通知するものとする。管理会社が異なる決定を下さない限り、受益証券１口当たり純資産価格は、サブ・ファンドの基準通貨で計算するものとする。

各評価日現在のサブ・ファンドの純資産価額は、以下の要領で算定するものとする。

- １．最初に、サブ・ファンドの前の評価日が終了した時点の取得申込みおよび買戻しに関する受取勘定および支払勘定を調整してから、サブ・ファンドの当該評価日に関する信託財産の純資産価額の実現または未実現の増減分を配分する。
- ２．次に、資産または負債の増減分を配分する。
- ３．最後に、サブ・ファンドの評価日の時点で受益者に分配する金額を除外する（もしあれば）。

サブ・ファンドのすべての受益証券について、受益証券１口当たり純資産価格は同一である。サブ・ファンドの受益証券１口当たり純資産価格は、サブ・ファンドの各評価日現在で以下の要領で算定するものとする。

- １．最初に、サブ・ファンドの純資産価額を、評価日が終了した時点の取得申込分および買戻分を織り込む前の時点のサブ・ファンドの発行済受益証券の総数で除す。
- ２．次に、四捨五入して小数点第２位（すなわち、セントの単位）まで算出する。ただし、円建の受益証券（もしあれば）はこの限りではなく、四捨五入して一円の単位まで算出するものとする。

管理会社または管理事務代行会社によるサブ・ファンドの純資産価額の算定は、サブ・ファンドの受益者にとって最終かつ確定的であり、故意の不履行、重過失または詐欺がない限り、受託会社または管理事務代行会社に対する請求権は発生しないものとする。また管理会社または管理事務代行会社は、明らかな誤りがない限り、副管理会社またはその他の第三者が提供した評価を信頼することにつ

いて、絶対的保護を受けるものとする。受託会社は、いかなる場合も信託財産の資産の評価または管理会社もしくは管理事務代行会社によるいずれかのサブ・ファンドの純資産価額の計算（または計算の誤り）に関して責任を負わないものとする。

純資産価額の計算に際して、管理事務代行会社は、管理会社から別段の指示を受けない限り、以下に定める評価手続を適用するものとする。

- （a）集合投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、評価日（または当該日現在で計算されない場合は計算が行われたその直前の日）現在の純資産価額で評価する。
- （b）証券取引所で取引されている有価証券は、当該証券取引所または管理事務代行会社と協議した上で管理会社が選んだ証券取引所の最新の終値で評価する。
- （c）証券取引所では取引されていないものの、店頭市場で取引されている有価証券は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が選任した信頼できる情報源に基づいて評価する。
- （d）サブ・ファンドが保有しているスワップ等の店頭商品は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が適当と判断するディーラーから入手した価格に基づいて、管理会社の裁量により誠実に評価する。
- （e）短期金融商品および銀行預金は、原価に経過利息を加えて評価する。
- （f）評価を行う日に本項に定める特定の資産の取引所または市場が営業していない場合、かかる取引所または市場が最後に営業していた日に算定した評価を用いる。
- （g）上記以外のすべての資産および負債は、特定の市場価格がない資産および負債を含めて、管理事務代行会社と協議した上で管理会社がその裁量により誠実に評価する。

上記の規定は、関係する信託財産またはその一部の価値を計算し、発行済みまたは発行済みとみなされる受益証券の口数で除す場合には、以下の規定に服する。

- 1．発行することに合意したすべてのサブ・ファンドの受益証券は発行済みとみなすものとし、サブ・ファンドの信託財産は発行することに合意したサブ・ファンドの受益証券に関して受け取る予定の現金またはその他の財物の額を含むとみなすものとする。
- 2．買戻請求の結果、受益証券の買戻しおよび消却によってサブ・ファンドの信託財産を減額する予定であるが、減額が完了していない場合、対象となる受益証券は買い戻され、発行されていないものとみなし、またサブ・ファンドの信託財産を評価する際には当該買戻しに基づきサブ・ファンドの信託財産から支払うべき金額だけ信託財産を減額するものとする。
- 3．投資対象を購入（もしくは取得）または売却（もしくは処分）することに合意したものの、取得または処分が完了していない場合、かかる投資対象は、取得または処分が正式に完了したものとして、取得の場合は織り込み、処分の場合は除き、取得の場合は総取得価格を織り込み、処分の場合は正味処分価格を除くものとする。
- 4．関係する信託財産またはその一部の価値を計算する日までに発生した利益に係る租税に関して、管理会社または管理事務代行会社が支払いまたは還付申請を予定する金額を織り込むものとする。
- 5．発生済みで未払いの収益的費用（上記に該当するものを除く。）およびその時点で未払いの借入金合計額を差し引くものとする。

外国通貨で差し引かれるべきだが、差し引かれていない投資対象もしくは現金の価値もしくは金額または当座勘定もしくは預金勘定の金額は、支払い責任を負うプレミアムまたはディスカウントおよび為替費用を考慮し、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が状況に応じて適当と判断するレートで関係する基準通貨に換算するものとする。受託会社、管理事務代行会社および管理会社は、その時点で最も低い市場の売り呼び値または最も高い市場の買い呼び値であると判断した価格がそうでないことが判明した場合でも、一切責任を負わないものとする。

（ロ）純資産価額の計算の一時停止

受託会社または管理会社は、サブ・ファンドに関する受益証券1口当たり純資産価格の算定、受益証券の発行、買戻しを、その単独の裁量により、以下の場合を含むいかなる理由に基づいても停止することができる。

1. その時点でサブ・ファンドの大部分の直接または間接の投資対象が上場されている証券取引所が通常の週末および休日以外の理由で閉鎖している期間、または取引が制限され、もしくは停止している期間。
2. 緊急事態に相当すると受託会社または管理会社が判断する事態またはその他の事情が存在する結果として、サブ・ファンドによる投資対象の評価もしくは処分を合理的に実施することができないか、または評価もしくは処分をすれば受益者の利益が大幅に損なわれる期間。
3. サブ・ファンドの直接または間接の投資対象の価額もしくは証券市場の最新価格を算定するために通常使用している通信手段が故障している期間、またはその他の理由でサブ・ファンドが直接または間接に所有する投資対象の価額が合理的に迅速かつ正確に確認できない期間。
4. 投資対象の取得または処分に伴う資金の送金が通常の為替レートで実行することができないと受託会社が管理会社と協議した上で判断する期間。
5. 受託会社、サブ・ファンドの管理会社もしくは管理事務代行会社、S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ、それらの関連会社、子会社もしくは関係者またはサブ・ファンドのその他のサービス提供者に適用されるマネー・ローンダリング防止規則を遵守するためにそうすることが必要であると受託会社または管理会社が判断する期間。

上記の停止が一週間を超えそうな場合、停止から7日以内に関係するサブ・ファンドの受益者全員に書面で通知するとともに、停止が解除され次第、速やかにその旨を通知するものとする。

（２）【保管】

海外において販売される受益証券については、受益証券の確認書が受益者の責任において保管される。

日本の投資者に販売される受益証券の確認書は、販売会社の名義で保管され、日本の受益者に対しては、販売会社から受益証券の取引残高報告書が交付される。

（３）【信託期間】

サブ・ファンドは、以下のいずれかの事項が最初に発生した場合に終了する。

- （イ）サブ・ファンドの存続が違法になる場合、または受託会社または管理会社の合理的な見解により非現実的もしくは不適切になる場合、またはサブ・ファンドを他の法域に移転する場合。
- （ロ）サブ・ファンドの純資産額の総額が、5,000万米ドルまたは管理会社もしくは受託会社が適宜定めるその他の額を下回り、管理会社と販売会社が、販売会社と協議した上で、サブ・ファンドの終了を決定した場合。
- （ハ）受益者が、サブ・ファンド決議（または場合により受益者決議）により決定する場合。
- （ニ）基本信託証書の締結日に開始し、当該日付の149年後に終了する期間の終了時。
- （ホ）受託会社が退任の意思を書面により通知した場合、あるいは受託会社が強制または任意清算を開始した場合に、管理会社が、当該通知の受領後あるいは清算の開始後90日以内に、受託会社の後任として受託会社の事務所を引き継ぐ用意のある他の会社を任命するかまたは任命させることができない場合。
- （ヘ）管理会社が退任の意思を書面により通知した場合、あるいは管理会社が強制または任意清算を開始した場合に、受託会社が、当該通知の受領後あるいは清算の開始後90日以内に、管理会社の後任として管理会社の事務所を引き継ぐ用意のある他の会社を任命するかまたは任命させることができない場合。
- （ト）受託会社または管理会社が、その絶対的な裁量により終了の決定をする場合。

サブ・ファンドが上記のいずれかの事由により終了した場合には、受託会社は、ただちにサブ・ファンドの全受益者に対して当該終了の通知をなすものとする。

（４）【計算期間】

サブ・ファンドの計算期間は、毎年12月31日に終了する。

（５）【その他】

（イ）発行限度額

クラス受益証券の発行限度口数は設けられていない。

（ロ）信託証書の変更

信託証書に定める条件に従って、受託会社および管理会社は、関係するサブ・ファンドの受益者または受益者に書面の通知をした上で、信託証書補遺によって、管理会社が関係するサブ・ファンドの受益者の最善の利益に適うと判断する範囲および要領で、信託証書に定める規定を変更し、修正し、または追加することができる。

管理会社または受託会社が、

（ ）かかる修正、変更、改正、追加によっても当該時点における既存の受益者の利益は大幅に損なわれず、また受益者に対する管理会社または受託会社の責任は免除されない、または

（ ）かかる修正、変更、改正、追加が、会計上、法律上もしくは当局の要件（法的拘束力の有無を問わない。）により必要である

と判断することを書面で保証しない限り、かかる修正、変更、改正、追加をなすには受益者決議またはサブ・ファンド決議（場合による。）による承認を得ることを要するものとする。修正、変更、改正、追加は、受益者に対して保有する受益証券に関して追加の支払義務を課すものであってはならない。

（ハ）関係法人との契約の更改等に関する手続

管理事務代行契約

管理事務代行契約は、一方当事者から他方当事者に対し、90日前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

管理事務代行契約は、ケイマン諸島の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

保管契約

保管契約は、一方当事者から他方当事者に対し、90日前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

保管契約は、ケイマン諸島の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

代行協会員契約

代行協会員契約は、一方当事者から他方当事者に対し、3か月以上前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、一方当事者から他方当事者に対し、3か月以上前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

投資運用契約

投資運用契約は、一方当事者から他方当事者に対し、60日前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

投資運用契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

4【受益者の権利等】

（１）【受益者の権利等】

受益者が管理会社または受託会社に対し受益権を直接行使するためには、受益証券の名義人として登録されていなければならない。

従って、販売取扱会社に受益証券の保管を委託している日本の受益者は、受益証券の登録名義人でないため、直接受益権を行使することはできない。これらの日本の受益者は、販売取扱会社との間の外国証券取引口座約款に基づき販売取扱会社をして受益権を自己に代わって行使させることができる。受益証券の保管を販売取扱会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行う。

受益者の有する権利は次のとおりである。受益証券の買戻しおよびサブ・ファンドの終了に関する金額の分配および支払はそれまでにサブ・ファンドのすべての債務を払い終えることに劣後する。

（ ）分配請求権

受益者は、管理会社の決定したサブ・ファンドの分配金を、証券口数に応じて請求する権利を有する。

（ ）買戻請求権

受益者は、証券の買戻しを信託証書の規定および本書の記載に従って請求することができる。

（ ）残余財産分配請求権

ファンドが清算される場合、受益者は、保有する証券の持分に応じて残金財産の分配を請求する権利を有する。

（ ）受益者集会に関する権利

受益者は、制限された議決権を有する。各追補信託証書は、投資対象および投資方針やサブ・ファンドのガイドラインに重大な変更を加える場合、サブ・ファンドを償還する場合、信託証書に一定の変更（以下参照）を加える場合などに、サブ・ファンドの受益者の議決を必要とする。サブ・ファンド決議は、（a）サブ・ファンドの発行済受益証券の純資産価額の単純過半数を保有する者が書面で承認した決議、または（b）サブ・ファンドの受益証券の純資産価額の単純過半数を保有し、議決権を有する者本人もしくは代理人が出席しサブ・ファンドの受益者集会で承認可決されることによりなされる。

信託証書はまた、例えば全サブ・ファンドに関してなす受託会社の解任、全サブ・ファンドに関してなす受託会社による管理会社の解任に関する承認、サブ・ファンドの他の法域への移動、全サブ・ファンドの償却、または全サブ・ファンドの信託証書の変更について、全サブ・ファンドの受益者決議が必要である旨を規定している。（a）全サブ・ファンドの発行済受益証券の純資産価額の過半数を保有する者が書面で承認した決議、または（b）全サブ・ファンドの受益証券の純資産価額の過半数を保有し、議決権を有する者本人もしくは代理人が出席し全サブ・ファンドの受益者集会で可決された決議としてのファンドの受益者決議を必要とする。

受益者集会における出席者数、定足数および議決権数の要件ならびに受益者の議決権は、信託証書に記載されている。受益証券に付された一切の権利または制限に従い、決議要件、投票数または定足数の算定は、当該集会の基準日の直前の評価日現在の1口当たり純資産価格を参照して行われる。異なるシリーズの受益証券の保有者を含む集会における投票においては、各受益証券に帰属する議決権は、（基準日（ただし、当該基準日が評価日でない場合、基準日の直前の評価日）付で計算される）受益証券1口当たり純資産価格に基づいて行われるものとする。

（２）【為替管理上の取扱い】

受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はない。

（３）【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所 東京都千代田区丸の内二丁目６番１号 丸の内パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

（ ）管理会社またはサブ・ファンドに対するケイマン諸島および日本の法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則の問題についての一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、および

（ ）日本における受益証券の募集、販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、争点および見解の相違に関連して一切の裁判上および裁判外の行為を行う権限を委任されている。また財務省関東財務局長に対する受益証券の募集に関する届出および継続開示に関する代理人および金融庁長官に対する届出に関する届出代理人は、

弁護士 竹野 康造

東京都千代田区丸の内二丁目６番１号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

である。

（４）【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目１番４号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。

第3【ファンドの経理状況】

- a . ファンドの直近2会計年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令及び一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c . ファンドの原文の財務書類は、日本円で表示されている。

1【財務諸表】

(1)【2013年12月31日終了年度】

【貸借対照表】

日興オフショア・ファンズ -

日興ロックフェラー・グローバル・エナジー・ファンドSM

純資産計算書

2013年12月31日現在

(日本円で表示)

	注	日本円
資産		
投資有価証券		
取得原価		7,680,027,163
時価	2.2	9,102,972,424
投資有価証券売却未収金		107,797,155
資産合計		9,210,769,579
負債		
未払買戻代金		107,797,155
未払投資運用報酬	6	22,379,304
未払販売報酬	8	13,408,019
未払印刷・公告費		2,975,132
未払管理事務代行報酬	5	2,902,816
未払代行協会員報酬	9	2,234,936
未払専門家報酬		1,981,488
未払弁護士報酬		1,901,790
未払受託報酬	3	376,618
未払保管報酬	7	223,473
未払管理報酬	4	223,472
負債合計		156,404,203
純資産合計		9,054,365,376
発行済受益証券口数		892,100 口
1口当たり純資産価格		10,149 円

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

【損益計算書】

日興オフショア・ファンズ -

日興ロックフェラー・グローバル・エナジー・ファンドSM

損益および純資産変動計算書

2013年12月31日に終了した会計年度

（日本円で表示）

	注	日本円
費用		
投資運用報酬	6	91,629,162
販売報酬	8	54,897,301
管理事務代行報酬	5	11,885,168
代行協会員報酬	9	9,150,634
弁護士報酬		4,706,969
専門家報酬		4,539,811
印刷・公告費		4,465,618
受託報酬	3	1,536,841
保管報酬	7	914,983
管理報酬	4	914,974
費用合計		184,641,461
投資純損失		(184,641,461)
投資有価証券に係る実現純利益		74,738,086
為替に係る実現純損失		(16,563)
当事業年度の実現純損失		(109,919,938)
投資有価証券に係る未実現利益の純変動		3,008,472,679
運用による純資産の純増加		2,898,552,741
資本の変動		
受益証券発行口数		21,851,652
受益証券買戻口数		(2,497,616,137)
資本の純変動		(2,475,764,485)
期首現在純資産		8,631,577,120
期末現在純資産		9,054,365,376

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興オフショア・ファンズ -

日興ロックフェラー・グローバル・エナジー・ファンドSM

統計情報（無監査）

期末現在発行済受益証券口数：

2011年12月31日現在	1,581,670 □
2012年12月31日現在	1,169,214 □
発行受益証券口数	2,566 □
買戻受益証券口数	(279,680)□
2013年12月31日現在	892,100 □

日本円

期末現在純資産合計：

2011年12月31日現在	9,822,366,002
2012年12月31日現在	8,631,577,120
2013年12月31日現在	9,054,365,376

日本円

期末現在受益証券1口当たり純資産価格：

2011年12月31日現在	6,210
2012年12月31日現在	7,382
2013年12月31日現在	10,149

日興オフショア・ファンズ -

日興ロックフェラー・グローバル・エナジー・ファンドSM

財務書類に対する注記

2013年12月31日現在

注１．活動

日興オフショア・ファンズ - 日興ロックフェラー・グローバル・エナジー・ファンドSM（以下「当サブ・ファンド」という。）は、基本信託証書および補完信託証書に基づいて設定された、日興オフショア・ファンズ（以下「当トラスト」という。）のサブ・ファンドである。

投資目的および方針

当サブ・ファンドは、適度な成長を果たしながら長期的な元本の維持を目指している。

当サブ・ファンドは、法律、責任またはその他の理由から、すべての資産をNRGEトレーディング・リミテッドという名称の単一のトレーディング・カンパニー（以下「当社」という。）を通じて投資している。当社は、当サブ・ファンドによって完全所有されており、当社の投資証券は当サブ・ファンドの資産の一部を構成している。

当サブ・ファンドの財務書類は、当サブ・ファンドによって完全所有されている当社の財務書類（以下に開示されている。）と共に閲覧されるべきである。

注２．重要な会計方針**2.1 財務書類の表示**

当財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成されている。

2.2 有価証券に対する投資の評価

当社に対する投資は、管理事務代行会社が提供する純資産価額に基づいた公正価値で評価される。

2.3 設立費用

設立費用は、全額償却された。

2.4 受取利息

受取利息は、日次ベースで未収計上される。

2.5 外貨換算

日本円以外の通貨で表示されている資産および負債は、期末日の実勢為替レートで換算される。外貨建取引は、取引日の実勢為替レートにより日本円に換算される。

外貨換算に係る未実現および実現損益は、当期の損益および純資産変動計算書に計上される。

組入投資有価証券の時価評価により生じる未実現為替差損益は、投資有価証券にかかる未実現評価損益の純変動に含まれる。その他の為替差損益は、損益および純資産変動計算書に直接計上される。

注３．受託報酬

受託会社は、当サブ・ファンドの資産から、純資産価額に対して年率0.015%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、かつ計算され、四半期毎に後払いで支払われ、下限は年15,000米ドル、上限は年30,000米ドルである。

注４．管理報酬

管理会社は、当サブ・ファンドの資産から、純資産価額に対して年率0.01%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、かつ計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

注５．管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、当サブ・ファンドの資産から、純資産価額に対して年率0.13%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、かつ計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

注６．投資運用報酬

投資顧問会社は、当サブ・ファンドの資産から、純資産価額に対して下記の年率の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、かつ計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

純資産価額のうち100億円以下の部分	年率1.00%
純資産価額のうち100億円超300億円以下の部分	年率0.90%
純資産価額のうち300億円超500億円以下の部分	年率0.80%
純資産価額のうち500億円超の部分	年率0.70%

注７．保管報酬

保管会社は、当サブ・ファンドの資産から、純資産価額に対して年率0.01%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、かつ計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

注８．販売報酬

販売会社は、当サブ・ファンドの資産から、純資産価額に対して下記の年率の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、かつ計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

純資産価額のうち100億円以下の部分	年率0.60%
純資産価額のうち100億円超300億円以下の部分	年率0.70%
純資産価額のうち300億円超500億円以下の部分	年率0.80%
純資産価額のうち500億円超の部分	年率0.90%

注9．代行協会員報酬

代行協会員は、当サブ・ファンドの資産から、当サブ・ファンドに帰属する純資産価額に対して年率0.10%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、かつ計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

注10．費用

当サブ・ファンドおよび当社との間の費用契約に従って、当社に関する一定の報酬および費用は、当サブ・ファンドのレベルで計上される。

注11．税金**11.1 ケイマン諸島**

ケイマン諸島における現行の税法の下では、当サブ・ファンドが支払うべき税金は特にない。したがって、財務書類上で所得税の引当計上は行われていない。

11.2 その他の国々

当サブ・ファンドは、その他の国々を源泉とする特定の収益に対し、源泉徴収税またはその他の税金を課される場合がある。受益証券を購入しようとする者は、各々の法域で適用される法律の下で、受益証券の購入、保有および買戻しに対して発生が見込まれる税金およびその他の影響を判断するため、自己の市民権、住居および住所を有する国の法律および税務専門家に相談すべきである。

注12．2013年12月31日現在の投資の評価

2013年12月31日現在の当サブ・ファンドの純資産価額は、当サブ・ファンドの信託証書に記載されている評価方法に従って計算される。特に、証券取引所で取引されている当社が保有する有価証券は、当該取引所における直近の入手可能な市場価格で評価される。

当社の投資対象の投資有価証券がその関連する市場における2013年12月31日現在の終値で評価された場合、当社の純資産価額は合計9,121,164,861円となり、その結果、2013年12月31日現在の当サブ・ファンドの純資産総額は9,072,557,813円、受益証券1口当たり純資産価格は10,170円になる。

【投資有価証券明細表等】

日興オフショア・ファンズ -

日興ロックフェラー・グローバル・エナジー・ファンドSM

投資明細表

2013年12月31日現在

（日本円で表示）

口数	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率 [*]
投資信託			日本円	日本円	%
776,986	NRGE トレーディング・リミテッド	日本円	7,680,027,163	9,102,972,424	100.54
投資信託合計			7,680,027,163	9,102,972,424	100.54
投資合計			7,680,027,163	9,102,972,424	100.54

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

（＊）純資産合計に対する時価の比率（％）

日興オフショア・ファンズ -

日興ロックフェラー・グローバル・エナジー・ファンドSM

投資の分類（無監査）

投資の国別および業種別分類

国名	業種	比率(%) [*]
ケイマン諸島		
	投資信託	100.54
		100.54
投資合計		100.54

（＊）純資産合計に対する時価の比率（％）

< NRGEトレーディング・リミテッドの財務書類 >

NRGEトレーディング・リミテッド

純資産計算書

2013年12月31日現在

（日本円で表示）

	注	日本円
資産		
投資		
取得原価		6,005,979,887
時価	2.2	9,075,089,387
銀行預金		127,296,350
未収配当金	2.4	8,383,845
資産合計		9,210,769,582
負債		
未払買戻代金		107,797,155
負債合計		107,797,155
純資産合計		9,102,972,427
発行済投資証券口数		776,986 口
投資証券1口当たり純資産価格		11,716 円

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

NRGEトレーディング・リミテッド

損益および純資産変動計算書

2013年12月31日に終了した会計年度

（日本円で表示）

	注	日本円
収益		
配当金	2.4	169,665,860
その他の収益		299,605
収益合計		169,965,465
費用		
保管費用	3	1,643,559
取引費用	3	109,562
銀行利息		5,426
その他の費用	3	624,394
費用合計		2,382,941
投資純利益		167,582,524
以下に係る実現純損益：		
投資利益		698,862,959
為替差益		1,018,847
当期実現純利益		867,464,330
以下に係る未実現損益の純変動：		
投資評価益		2,216,046,040
営業による純資産の純増加		3,083,510,370
元本の変動		
投資証券発行		6,906,442
投資証券買戻し		(2,664,855,435)
元本の純変動		(2,657,948,993)
期首現在純資産		8,677,411,050
期末現在純資産		9,102,972,427

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

NRGEトレーディング・リミテッド

統計情報（無監査）

期末現在発行済投資証券口数：

2011年12月31日	1,431,932 □
2012年12月31日	1,038,287 □
発行投資証券口数	715 □
買戻投資証券口数	(262,016) □
2013年12月31日	776,986 □

日本円

期末現在純資産合計：

2011年12月31日	9,873,416,270
2012年12月31日	8,677,411,050
2013年12月31日	9,102,972,427

日本円

期末現在投資証券1口当たり純資産価格：

2011年12月31日	6,895
2012年12月31日	8,357
2013年12月31日	11,716

NRGEトレーディング・リミテッド

財務書類に対する注記

2013年12月31日現在

注１．活動

NRGEトレーディング・リミテッド（以下「当社」という。）は、ケイマン諸島の法律に基づき設立された免税会社である。当社は、主として日興オフショア・ファンズ - 日興ロックフェラー・グローバル・エナジー・ファンドSM（以下「サブ・ファンド」という。）の投資会社として従事するように指定されている。

投資の目的および方針

当社の投資目的および方針は、サブ・ファンドと同様に、適度な成長を果たしながら長期的な元本の維持を目指すことである。

投資目的は、エネルギーの生産および供給に従事する大手有力企業、ならびにエネルギー産業を支援する製品およびサービスを提供する企業またはその他のエネルギー産業に関連する企業の株式および固定利付債券に対する投資を通じて達成される。

当社は、これらの証券への直接投資、またはかかる証券への投資を投資方針とするファンドの受益証券もしくは投資証券への投資を行っている。

当社の指示的資産配分は、以下の通りである。

- ・ 50%から100% - 世界株式および株式関連証券
- ・ 0 %から50% - 固定利付債券（現金を含む。）
- ・ 0 %から15% - 流動性の低い証券

投資運用会社は、市場、経済または政情の悪化に応じて、一時的に防御ポジションを取ることで、上記の資産配分を変更することができる。そのような場合、当社は、資産の大部分を現金または投資適格債券で保有することがあり、投資目的を達成できない可能性がある。

注２．重要な会計方針**2.1 財務書類の表示**

当財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成されている。

2.2 有価証券および金融商品に対する投資の評価

- （a）集合投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、評価日現在において入手可能な純資産価額で評価される（評価日現在の純資産価額が入手できない場合は、直近日の純資産価額を使用する）。
- （b）証券取引所で取引されている有価証券は、かかる証券取引所または管理事務代行会社と協議した上で管理会社を選んだ証券取引所の最新の入手可能な終値で評価される。
- （c）証券取引所では取引されていないものの、店頭市場で取引されている有価証券は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社を選任した信頼できる情報源に基づいて評価される。
- （d）スワップ等の店頭商品は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が適当と判断するディーラーから入手した価格に基づいて、管理会社の裁量により誠実に評価される。

（e）短期金融商品および銀行預金は、取得原価に経過利息を加えた額で評価される。

2.3 受取利息

受取利息は、日次ベースで未収計上される。

2.4 配当利息

配当金は、配当落ち日に収益に計上される。

2.5 為替予約

為替予約は、純資産計算書日現在適用可能な先物レートで、満期日までの残存期間に関して評価される。為替予約から生じた損益は、損益および純資産変動計算書上で認識される。

2.6 外貨換算

日本円以外の通貨で表示されている資産および負債は、期末日の実勢為替レートで換算される。外貨建取引は、取引日の実勢為替レートにより日本円に換算される。

組入投資有価証券の時価評価により生じる未実現為替差損益は、投資有価証券にかかる未実現評価損益の純変動に含まれる。その他の為替差損益は、損益および純資産変動計算書に直接計上される。

外貨換算に係る未実現および実現損益は、当期の業績を決定する際に損益および純資産変動計算書上で認識される。

2013年12月31日現在、日本円以外の通貨建である当社の資産および負債の外貨換算に使用された為替レートは以下の通りである。

通貨	為替レート	通貨	為替レート
豪ドル	93.2539	英ポンド	173.7050
ブラジル・リアル	45.0426	韓国ウォン	0.1002
カナダ・ドル	98.3290	ノルウェー・クローネ	17.1506
ユーロ	144.8129	米ドル	105.3300

注3．費用

サブ・ファンドと当社との間の費用負担契約に従って、当社に關係する一定の報酬および費用は、サブ・ファンドで計上される。

注４．税金

4.1 ケイマン諸島

ケイマン諸島における現行の税法の下では、当社が支払うべき税金は特にない。したがって、財務書類上で所得税の引当計上は行われていない。

4.2 その他の国々

当社は、その他の国々を源泉とする特定の収益に対し、源泉徴収税またはその他の税金を課される場合がある。投資証券を購入しようとする者は、各々の法域で適用される法律の下で、投資証券の購入、保有および買戻しに対し発生が見込まれる税金およびその他の影響を判断するため、自己の市民権、住居および住所を有する国の法律および税務専門家に相談すべきである。

注５．2013年12月31日現在の投資の評価

2013年12月31日現在の当社の純資産価額は、当社の定款に記載されている評価方法に従って計算される。特に、証券取引所で取引される有価証券は、当該取引所または市場における直近の入手可能な終値で評価される。

投資がその関連する市場における2013年12月31日現在の終値で評価された場合、投資金額は合計9,093,281,821円となり、その結果、2013年12月31日現在の当社の純資産総額は9,121,164,861円、投資証券1口当たり純資産価格は11,739円になる。

NRGEトレーディング・リミテッド

投資明細表

2013年12月31日現在

（訳者注）

以下の表中の各通貨については、以下を参照のこと。

GBP = 英ポンド

JPY = 日本円

CAD = カナダ・ドル

KRW = 韓国ウォン

NOK = ノルウェー・クローネ

AUD = 豪ドル

USD = 米ドル

BRL = ブラジル・リアル

EUR = ユーロ

数量	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
----	----	----	------	----	-----

公認の証券取引所への上場が認められている、またはその他の規制された市場で取引される譲渡性のある有価証券

株式			日本円	日本円	%
472,260	AFREN PLC	GBP	78,477,264	138,801,406	1.52
188,724	AFRICA OIL CORP	CAD	36,644,409	168,683,519	1.85
54,520	AKER SOLUTIONS ASA	NOK	90,838,088	99,583,083	1.09
33,089	ANADARKO PETROLEUM CORP	USD	168,265,207	276,729,952	3.04
24,980	APACHE CORP	USD	192,665,393	228,067,477	2.51
16,342	ATWOOD OCEANICS INC	USD	59,366,167	91,039,695	1.00
58,900	BAKER HUGHES INC	USD	270,921,972	339,789,581	3.73
119,790	BG GROUP PLC	GBP	264,219,602	269,881,357	2.96
27,957	BOSKALIS WESTMINSTER-CVA	EUR	117,782,966	154,896,968	1.70
12,620	BRISTOW GROUP INC	USD	47,012,798	100,332,877	1.10
43,071	BP PLC -SPONS ADR-	USD	133,929,460	218,984,954	2.41
45,520	CAMERON INTL CORP	USD	144,336,208	285,279,945	3.13
64,242	CANADIAN NATURAL RESOURCES	USD	265,150,438	225,937,071	2.48
489,630	CENTRICA PLC	GBP	166,641,616	295,552,864	3.25
33,120	CHENIERE ENERGY INC	USD	37,356,083	152,623,148	1.68
50,938	CHEVRON CORP	USD	427,701,581	671,896,367	7.42
69,930	COBALT INTERNATIONAL ENERGY	USD	48,592,243	120,576,932	1.32
13,880	CONTINENTAL RESOURCES INC/OK	USD	36,241,778	166,387,966	1.83
28,011	DEVON ENERGY CORP	USD	146,624,175	182,010,066	2.00
24,440	DRESSER RAND GROUP INC	USD	73,347,695	153,040,044	1.68
9,410	EOG RESOURCES INC	USD	88,559,190	167,663,807	1.84
56,720	GALP ENERGIA SGPS SA -B-	EUR	151,818,049	97,826,241	1.07
29,379	GENEL ENERGY PLC	GBP	44,617,212	53,992,697	0.59
27,140	HALLIBURTON CO	USD	60,112,682	146,020,138	1.60
42,334	HELIX ENERGY SOLUTIONS GROUP	USD	55,062,516	104,163,164	1.14
10,600	HELMERICH AND PAYNE	USD	48,808,551	93,741,158	1.03
16,967	HESS CORP	USD	87,126,947	148,457,209	1.63
68,000	INPEX CORPORATION	JPY	126,136,843	91,664,000	1.01
51,135	JOHNSON MATTHEY PLC	GBP	173,502,890	288,411,713	3.17
71,510	KOREA ELECTRIC POWER CORP (KEPCO)	KRW	150,847,440	248,117,241	2.73
56,580	KOREA ELECTRIC POWER CORP -SP ADR-	USD	55,590,910	97,796,552	1.07
21,730	NATIONAL OILWELL VARCO INC	USD	70,041,380	181,823,906	2.00
28,685	NOBLE ENERGY INC	USD	91,112,846	206,089,054	2.26
19,830	OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	USD	114,427,950	198,112,588	2.18
34,320	OCEANEERING INTL INC	USD	73,380,193	283,627,022	3.12
122,995	OIL SEARCH LIMITED	AUD	70,843,619	94,052,048	1.03
180,286	OPHIR ENERGY PLC	GBP	57,599,809	102,781,020	1.13

					有価証券届出書（外国投資信託受益証券）	
5,825,200	PANCONTINENTAL OIL AND GAS NL	AUD	87,680,409	32,050,130	0.35	
77,770	PETROLEUM GEO-SERVICES	NOK	111,806,170	92,432,659	1.02	
26,310	QUESTAR CORP	USD	26,266,712	63,682,909	0.70	
175,328	ROYAL DUTCH SHELL PLC -A- (GBP)	GBP	657,467,759	658,596,987	7.23	
85,132	STATOIL ASA	NOK	159,482,891	215,651,979	2.37	
100,477	SUBSEA 7 SA	NOK	163,524,569	196,794,465	2.16	
63,493	TOTAL SA-SPON -ADR-	USD	220,986,602	409,823,282	4.50	
113,570	TULLOW OIL PLC	GBP	136,473,023	167,783,901	1.84	
80,750	WEG SA	BRL	60,099,697	113,262,141	1.24	
44,762	WILLIAMS COMPANIES INC	USD	56,487,885	180,576,104	1.98	
株式合計			6,005,979,887	9,075,089,387	99.69	
有価証券に対する投資合計			6,005,979,887	9,075,089,387	99.69	

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

（＊）純資産合計に対する時価の比率（％）

NRGEトレーディング・リミテッド

投資の分類（無監査）

投資の国別および業種別分類

国名	業種	比率(%) [*]
アメリカ合衆国		
	石油	39.19
	エネルギー・公益事業	7.65
	コングロマリットエネルギー関連	1.98
	運輸	1.10
		49.92
イギリス		
	石油	10.45
	エネルギー・公益事業	5.41
	化学エネルギー関連	3.17
		19.03
オランダ		
	石油	7.23
	各種サービスエネルギー関連	1.70
		8.93
フランス		
	石油	4.50
		4.50
ノルウェー		
	石油	3.39
	エネルギー・公益事業	1.09
		4.48

（＊）純資産合計に対する時価の比率（％）

国名	業種	比率(%) [*]
カナダ		
	石油	2.48
	エネルギー・公益事業	1.85
		4.33
韓国		
	エネルギー・公益事業	3.80
		3.80
オーストラリア		
	石油	1.38
		1.38
ブラジル		
	機械・装置製造	1.24
		1.24
ポルトガル		
	石油	1.07
		1.07
日本		
	石油	1.01
		1.01
投資合計		99.69

（＊）純資産合計に対する時価の比率（％）

独立監査人の報告書

NRGEトレーディング・リミテッドの取締役会 御中

私どもは、NRGEトレーディング・リミテッド（以下「会社」という。）の添付の財務書類、すなわち2013年12月31日現在の純資産計算書および投資明細表、ならびに同日をもって終了する会計年度の損益および純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針の要約およびその他の説明情報から構成される注記について監査を行った。

財務書類に対する管理会社の責任

管理会社は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠し、真正かつ適正な概観を与える財務書類の作成および、不正または誤謬による重要な虚偽の表示のない財務書類を作成するために、管理会社が必要と判断する内部統制について責任を負う。

監査人の責任

私どもの責任は、私どもの監査に基づいて、これらの財務書類に意見を表明することである。私どもは、国際監査基準に準拠して監査を行った。当該基準は、財務書類に重要な虚偽の表示がないかどうかについての合理的な保証を得るために、私どもが倫理規定に従い、監査を計画し実施することを求めている。

監査は、財務書類上の金額および開示内容に関する監査証拠を得るための手続の実施を含んでいる。不正または誤謬による財務書類の重要な虚偽の表示のリスク評価を含む、選択された手続は監査人の判断による。これらのリスク評価を行うにあたり、監査人は、事業体による真正かつ適正な概観を与える財務書類の作成に関する内部統制を考慮に入れるが、これは状況に照らして適切である監査手続を策定するためであって事業体の内部統制の有効性についての意見を表明することが目的ではない。監査は、管理会社が採用した会計方針の適切性および管理会社によって行われた会計上の見積りの合理性についての評価も含め、全体としての財務書類の表示を検討することを含んでいる。

私どもは、私どもが入手した監査証拠が、私どもの監査意見表明のための合理的な基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

意見

私どもの意見では、添付の財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して2013年12月31日現在の会社の財政状態および同日をもって終了する会計年度の経営成績および純資産の変動について真実かつ適正な概観を与えている。

〔署名〕

プライスウォーターハウスクーパース

2014年4月30日

（財務書類については、原文（英語版）のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文（英語版）のみである。財務書類の原文（英語版）の翻訳は、管理会社の取締役会の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および／または財務書類の原文（英語版）と日本文の間に相違があった場合には、原文（英語版）が優先される。）

[次へ](#)

NIKKO OFFSHORE FUNDS

Statement of net assets as at December 31, 2013

Nikko Offshore Funds - Nikko Rockefeller Global Energy Fund SM

(Expressed in Japanese Yen)

	Notes	JPY
Assets		
Investments		
At cost		7,680,027,163
At market value	2.2	9,102,972,424
Receivable on investments sold		107,797,155
Total assets		9,210,769,579
Liabilities		
Payable on redemptions		107,797,155
Investment Manager fees payable	6	22,379,304
Distributor fees payable	8	13,408,019
Printing and publishing expenses payable		2,975,132
Administrator fees payable	5	2,902,816
Agent Company fees payable	9	2,234,936
Professional expenses payable		1,981,488
Legal expenses payable		1,901,790
Trustee fees payable	3	376,618
Custodian fees payable	7	223,473
Manager fees payable	4	223,472
Total liabilities		156,404,203
Total net assets		9,054,365,376
Number of units outstanding		892,100
Net assets per unit		10,149

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO OFFSHORE FUNDS

Statement of operations and changes in net assets for the year ended December 31, 2013

Nikko Offshore Funds - Nikko Rockefeller Global Energy Fund SM

(Expressed in Japanese Yen)

	Notes	JPY
Expenses		
Investment Manager fees	6	91,629,162
Distributor fees	8	54,897,301
Administrator fees	5	11,885,168
Agent Company fees	9	9,150,634
Legal expenses		4,706,969
Professional expenses		4,539,811
Printing and publishing expenses		4,465,618
Trustee fees	3	1,536,841
Custodian fees	7	914,983
Manager fees	4	914,974
Total expenses		184,641,461
Net investment loss		(184,641,461)
Net realised on:		
Gain on investments		74,738,086
Loss on foreign exchange		(16,563)
Net realised loss for the year		(109,919,938)
Net change in unrealised on:		
Appreciation on investments		3,008,472,679
Net increase in net assets as result of operations		2,898,552,741
Movement in capital		
Subscription of units		21,851,652
Redemption of units		(2,497,616,137)
Net movement in capital		(2,475,764,485)
Net assets at the beginning of the year		8,631,577,120
Net assets at the end of the year		9,054,365,376

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO OFFSHORE FUNDS**Statistical information****UNAUDITED****Nikko Offshore Funds - Nikko Rockefeller Global Energy Fund SM****Number of units outstanding at the end of the year:**

December 31, 2011	1,581,670
December 31, 2012	1,169,214
Units issued	2,566
Units redeemed	(279,680)
December 31, 2013	892,100

Total net assets at the end of the year:**JPY**

December 31, 2011	9,822,366,002
December 31, 2012	8,631,577,120
December 31, 2013	9,054,365,376

Net assets per unit at the end of the year:**JPY**

December 31, 2011	6,210
December 31, 2012	7,382
December 31, 2013	10,149

NIKKO OFFSHORE FUNDS**Notes to the financial statements**

(As of December 31, 2013)

Nikko Offshore Funds - Nikko Rockefeller Global Energy Fund SM**Note 1 - Activity**

Nikko Offshore Funds - Nikko Rockefeller Global Energy Fund SM (the "Series Trust") is a series trust of the Trust constituted pursuant to the Master Trust Deed and the Supplemental Trust Deed.

Investment objective and policies

The Series Trust seeks to provide a long-term preservation of capital with reasonable growth.

The Series Trust invests all its assets, for legal, liability or other reasons, through a single trading company, called NRGTE Trading Ltd. (the "Company"). The Company is wholly-owned by the Series Trust and the shares of the Company form part of the assets of the Series Trust.

The financial statements of the Series Trust should be read in conjunction with the financial statements of the Company, wholly owned by the Series Trust, and disclosed hereafter.

Note 2 - Significant accounting policies**2.1 - Presentation of financial statements**

The financial statements are prepared in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds.

2.2 - Valuation of the investments in securities

The investment in the Company is valued at fair value based on its net asset value as prepared by the Administrator.

2.3 - Formation expenses

Formation expenses have been fully amortised.

2.4 - Interest income

Interest income is accrued on a daily basis.

NIKKO OFFSHORE FUNDS**Notes to the financial statements (continued)**

(As of December 31, 2013)

Nikko Offshore Funds - Nikko Rockefeller Global Energy Fund SM**Note 2 - Significant accounting policies (continued)****2.5 - Foreign currency translation**

Assets and liabilities expressed in other currencies than the Japanese Yen ("JPY") are translated at exchange rates ruling at year-end. Transactions in foreign currencies are translated into JPY at exchange rates ruling at the transaction dates.

Unrealised and realised gains and losses on foreign currencies are recorded in the statement of operations and changes in the net assets for the year.

Unrealised exchange gains/losses arising on the valuation of the securities in portfolio at market value are included in net changes in unrealised on appreciation/depreciation on investments. Other exchange gains/losses are directly taken into the statement of operations and changes in net assets.

Note 3 - Trustee fee

The Trustee is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at the rate of 0.015% per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears with a minimum of USD 15,000 per annum and a maximum of USD 30,000 per annum.

Note 4 - Manager fee

The Manager is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at the rate of 0.01% per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears.

Note 5 - Administrator fee

The Administrator is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at the rate of 0.13% per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears.

Note 6 - Investment Manager fee

The Investment Manager is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at the below mentioned rates per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears as follows :

For portion of net asset value equal to or less than JPY 10 billions	1.00%
For portion of net asset value over JPY 10 billions to equal to or less than JPY 30 billions	0.90%
For portion of net asset value over JPY 30 billions to equal to or less than JPY 50 billions	0.80%
For portion of net asset value over JPY 50 billions	0.70%

NIKKO OFFSHORE FUNDS**Notes to the financial statements (continued)**

(As of December 31, 2013)

Nikko Offshore Funds - Nikko Rockefeller Global Energy Fund SM**Note 7 - Custodian fee**

The Custodian is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at the rate of 0.01% per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears.

Note 8 - Distributor fee

The Distributor is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at the below mentioned rates per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears as follows :

For portion of net asset value equal to or less than JPY 10 billions	0.60%
For portion of net asset value over JPY 10 billions to equal to or less than JPY 30 billions	0.70%
For portion of net asset value over JPY 30 billions to equal to or less than JPY 50 billions	0.80%
For portion of net asset value over JPY 50 billions	0.90%

Note 9 - Agent Company fee

The Agent Company is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at the rate of 0.10% per annum of the net asset value attributable to the Series Trust accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears.

Note 10 - Expenses

Pursuant to an expenses agreement between the Series Trust and the Company, certain fees and expenses relating to the Company are booked at the Series Trust level.

Note 11 - Taxation**11.1 - Cayman Islands**

Under current tax laws in the Cayman Islands, there are no other taxes payable by the Series Trust. As a result, no provision for income taxes has been made in the accounts.

11.2 - Other Countries

The Series Trust may be subject to withholding or other taxes on certain income sourced in other countries. Prospective purchasers should consult legal and tax advisors in the countries of their citizenship, residence and domicile to determine the possible tax or other consequences of purchasing, holding and repurchasing units under the laws of their respective jurisdiction.

NIKKO OFFSHORE FUNDS**Notes to the financial statements (continued)**

(As of December 31, 2013)

Nikko Offshore Funds - Nikko Rockefeller Global Energy Fund SM**Note 12 - Valuation of the investments as at December 31, 2013**

The net asset value of the Series Trust as at December 31, 2013 has been calculated in accordance with the valuation principles as foreseen in the Trust Deed of the Series Trust. In particular, securities held by the Company, which are traded on a securities exchange, are valued at their last available price on such securities exchange.

If the underlying investments of the Company had been valued at the closing price of December 31, 2013 on the relevant markets, the net assets value of the Company would have amounted to JPY 9,121,164,861 resulting in total net assets of the Series Trust of JPY 9,072,557,813 and a net asset value per unit of JPY 10,170 as at December 31, 2013.

NIKKO OFFSHORE FUNDS**Statement of investments as at December 31, 2013****Nikko Offshore Funds - Nikko Rockefeller Global Energy Fund SM**

(Expressed in Japanese Yen)

Quantity	Description	Currency	Cost	Market value	Ratio*
Investment funds			JPY	JPY	%
776,986	NRGE TRADING Ltd.	JPY	7,680,027,163	9,102,972,424	100.54
Total investment funds			7,680,027,163	9,102,972,424	100.54
Total investments			7,680,027,163	9,102,972,424	100.54

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

NIKKO OFFSHORE FUNDS**Classification of investments****UNAUDITED****Nikko Offshore Funds - Nikko Rockefeller Global Energy Fund SM****Classification of investments by country and by economical sector**

Country	Economical sector	Ratio (%) *
Cayman Islands		
	Investment funds	100.54
		100.54
Total investments		100.54

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

NRGE TRADING LTD.**Statement of net assets as at December 31, 2013**

NRGE Trading Ltd.

(Expressed in Japanese Yen)

	Notes	JPY
Assets		
Investments		
At cost		6,005,979,887
At market value	2.2	9,075,089,387
Cash at bank		127,296,350
Dividend receivable	2.4	8,383,845
Total assets		9,210,769,582
Liabilities		
Payable on redemptions		107,797,155
Total liabilities		107,797,155
Total net assets		9,102,972,427
Number of shares outstanding		776,986
Net assets per share		11,716

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NRGE TRADING LTD.**Statement of operations and changes in net assets for the year ended December 31, 2013**

NRGE Trading Ltd.

(Expressed in Japanese Yen)

	Notes	JPY
Income		
Dividends	2.4	169,665,860
Other income		299,605
Total income		169,965,465
Expenses		
Safekeeping fees	3	1,643,559
Transaction fees	3	109,562
Bank interest		5,426
Other expenses	3	624,394
Total expenses		2,382,941
Net investment gain		167,582,524
Net realised on:		
Gain on investments		698,862,959
Gain on foreign exchange		1,018,847
Net realised gain for the year		867,464,330
Net change in unrealised on:		
Appreciation on investments		2,216,046,040
Net increase in net assets as result of operations		3,083,510,370
Movement in capital		
Subscription of shares		6,906,442
Redemption of shares		(2,664,855,435)
Net movement in capital		(2,657,948,993)
Net assets at the beginning of the year		8,677,411,050
Net assets at the end of the year		9,102,972,427

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NRGE TRADING LTD.**Statistical information****UNAUDITED****NRGE Trading Ltd.****Number of shares outstanding at the end of the year:**

December 31, 2011	1,431,932
December 31, 2012	1,038,287
Shares issued	715
Shares redeemed	(262,016)
December 31, 2013	776,986

Total net assets at the end of the year:**JPY**

December 31, 2011	9,873,416,270
December 31, 2012	8,677,411,050
December 31, 2013	9,102,972,427

Net assets per share at the end of the year:**JPY**

December 31, 2011	6,895
December 31, 2012	8,357
December 31, 2013	11,716

NRGE TRADING LTD.**Notes to the financial statements**

(As of December 31, 2013)

NRGE Trading Ltd.**Note 1 - Activity**

NRGE Trading Ltd. (the "Company") is an exempted company incorporated under the laws of the Cayman Islands. The Company is designed to act primarily as the trading vehicle for Nikko Offshore Funds - Nikko Rockefeller Global Energy FundSM (the "Series Trust").

Investment objective and policies

The investment objective and policies of the Company are identical to those of the Series Trust, which are to provide a long-term preservation of capital with reasonable growth.

The investment objective is achieved through investments in equity and fixed income securities of large established issuers that are engaged in the production and distribution of energy, as well as those companies whose products and services support or are otherwise related to the energy industry.

The Company invests either directly in these instruments or in units or shares of funds, the investment policy of which is to invest in such instruments.

The indicative asset allocation of the Company is set forth below:

- Between 50% and 100% in global equities and equity related securities
- Between 0% and 50% in fixed income securities (including cash)
- Between 0% and 15% in illiquid securities.

The Investment Manager may vary the asset allocation referenced above by taking temporary defensive positions in response to adverse market, economic or political conditions. When doing so, the Company may hold a substantial portion of its assets in cash or investment grade fixed income securities and may not be pursuing its investment objective.

Note 2 - Significant accounting policies**2.1 - Presentation of financial statements**

The financial statements are prepared in accordance with Luxembourg generally accepted accounting principles applicable to investment funds.

NRGE TRADING LTD.**Notes to the financial statements (continued)**

(As of December 31, 2013)

NRGE Trading Ltd.**Note 2 - Significant accounting policies (continued)****2.2 - Valuation of the investments in securities and financial instruments**

- (a) Collective investment schemes, investment funds and mutual funds are valued at the net asset value available as of the relevant Valuation Day (or if a net asset value as of such Valuation Day is not available, a net asset value as of the immediately preceding day is used);
- (b) Securities which are traded on a securities exchange are valued at their latest available closing price on such securities exchange or whichever securities exchange are selected by the Manager in consultation with the Administrator;
- (c) Securities not traded on a securities exchange but traded over-the-counter are valued as determined from any reliable source selected by the Manager in consultation with the Administrator;
- (d) "Swaps" and other over-the-counter instruments are valued in the good faith discretion of the Manager based on quotations received from dealers deemed appropriate by the Manager in consultation with the Administrator;
- (e) Short-term money market instruments and bank deposits are valued at the cost plus accrued interest.

2.3 - Interest income

Interest income is accrued on a daily basis.

2.4 - Dividend income

Dividends are recorded in income on the ex-dividend date.

2.5 - Forward foreign exchange contracts

Forward foreign exchange contracts are valued at the forward rate applicable at the date of the statement of net assets for the remaining period until maturity. Gains or losses resulting from forward foreign exchange contracts are recognised in the statement of operations and changes in net assets.

NRGE TRADING LTD.**Notes to the financial statements (continued)**

(As of December 31, 2013)

NRGE Trading Ltd.**Note 2 - Significant accounting policies (continued)****2.6 - Foreign currency translation**

Assets and liabilities expressed in other currencies than the Japanese Yen ("JPY") are translated at exchange rates ruling at year-end. Transactions in foreign currencies are translated into JPY at exchange rates ruling at the transaction dates.

Unrealised exchange gains/losses arising on the valuation of the securities in portfolio at market value are included in net change in unrealised on appreciation/depreciation on investment. Other exchange gains/losses are directly taken into the statement of operations and changes in net assets.

Unrealised and realised gains or losses on foreign currencies are recorded in the statement of operations and changes in net assets in determining the result of the year.

The exchange rates used for the translation of the Company's assets and liabilities not denominated in JPY as of December 31, 2013 are as follows:

Currency	Exchange rate	Currency	Exchange rate
AUD	93.2539	GBP	173.7050
BRL	45.0426	KRW	0.1002
CAD	98.3290	NOK	17.1506
EUR	144.8129	USD	105.3300

Note 3 - Expenses

Pursuant to an expenses agreement between the Series Trust and the Company, certain fees and expenses relating to the Company are booked at the Series Trust level.

Note 4 - Taxation**4.1 - Cayman Islands**

Under current tax laws in the Cayman Islands, there are no other taxes payable by the Company. As a result, no provision for income taxes has been made in the accounts.

4.2 - Other Countries

The Company may be subject to withholding or other taxes on certain income sourced in other countries. Prospective purchasers should consult legal and tax advisors in the countries of their citizenship, residence and domicile to determine the possible tax or other consequences of purchasing, holding and repurchasing units under the laws of their respective jurisdiction.

NRGE TRADING LTD.**Notes to the financial statements (continued)**

(As of December 31, 2013)

NRGE Trading Ltd.**Note 5 - Valuation of the investments as at December 31, 2013**

The net asset value of the Company as at December 31, 2013 has been calculated in accordance with the valuation principles as foreseen in the Articles of association of the Company. In particular, securities, which are traded on a securities exchange, are valued at their last available closing price on such stock exchange or market.

If the investments had been valued at the closing price of December 31, 2013 on the relevant markets, the total investments would have amounted to JPY 9,093,281,821 resulting in total net assets of the Company of JPY 9,121,164,861 and a net asset value per unit of JPY 11,739 as at December 31, 2013.

NRGE TRADING LTD.

Statement of investments as at December 31, 2013

NRGE Trading Ltd.

(Expressed in Japanese Yen)

Quantity	Description	Currency	Cost	Market value	Ratio*
Transferable securities admitted to an official stock exchange or dealt in on another regulated market					
Shares			JPY	JPY	%
472,260	AFREN PLC	GBP	78,477,264	138,801,406	1.52
188,724	AFRICA OIL CORP	CAD	36,644,409	168,683,519	1.85
54,520	AKER SOLUTIONS ASA	NOK	90,838,088	99,583,083	1.09
33,089	ANADARKO PETROLEUM CORP	USD	168,265,207	276,729,952	3.04
24,980	APACHE CORP	USD	192,665,393	228,067,477	2.51
16,342	ATWOOD OCEANICS INC	USD	59,366,167	91,039,695	1.00
58,900	BAKER HUGHES INC	USD	270,921,972	339,789,581	3.73
119,790	BG GROUP PLC	GBP	264,219,602	269,881,357	2.96
27,957	BOSKALIS WESTMINSTER-CVA	EUR	117,782,966	154,896,968	1.70
12,620	BRISTOW GROUP INC	USD	47,012,798	100,332,877	1.10
43,071	BP PLC -SPONS ADR-	USD	133,929,460	218,984,954	2.41
45,520	CAMERON INTL CORP	USD	144,336,208	285,279,945	3.13
64,242	CANADIAN NATURAL RESOURCES	USD	265,150,438	225,937,071	2.48
489,630	CENTRICA PLC	GBP	166,641,616	295,552,864	3.25
33,120	CHENIERE ENERGY INC	USD	37,356,083	152,623,148	1.68
50,938	CHEVRON CORP	USD	427,701,581	671,896,367	7.42
69,930	COBALT INTERNATIONAL ENERGY	USD	48,592,243	120,576,932	1.32
13,880	CONTINENTAL RESOURCES INC/OK	USD	36,241,778	166,387,966	1.83
28,011	DEVON ENERGY CORP	USD	146,624,175	182,010,066	2.00
24,440	DRESSER RAND GROUP INC	USD	73,347,695	153,040,044	1.68
9,410	EOG RESOURCES INC	USD	88,559,190	167,663,807	1.84
56,720	GALP ENERGIA SGPS SA -B-	EUR	151,818,049	97,826,241	1.07
29,379	GENEL ENERGY PLC	GBP	44,617,212	53,992,697	0.59
27,140	HALLIBURTON CO	USD	60,112,682	146,020,138	1.60
42,334	HELIX ENERGY SOLUTIONS GROUP	USD	55,062,516	104,163,164	1.14
10,600	HELMERICH AND PAYNE	USD	48,808,551	93,741,158	1.03
16,967	HESS CORP	USD	87,126,947	148,457,209	1.63
68,000	INPEX CORPORATION	JPY	126,136,843	91,664,000	1.01
51,135	JOHNSON MATTHEY PLC	GBP	173,502,890	288,411,713	3.17
71,510	KOREA ELECTRIC POWER CORP (KEPCO)	KRW	150,847,440	248,117,241	2.73
56,580	KOREA ELECTRIC POWER CORP -SP ADR-	USD	55,590,910	97,796,552	1.07
21,730	NATIONAL OILWELL VARCO INC	USD	70,041,380	181,823,906	2.00
28,685	NOBLE ENERGY INC	USD	91,112,846	206,089,054	2.26
19,830	OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	USD	114,427,950	198,112,588	2.18
34,320	OCEANEERING INTL INC	USD	73,380,193	283,627,022	3.12
122,995	OIL SEARCH LIMITED	AUD	70,843,619	94,052,048	1.03
180,286	OPHIR ENERGY PLC	GBP	57,599,809	102,781,020	1.13
5,825,200	PANCONTINENTAL OIL AND GAS NL	AUD	87,680,409	32,050,130	0.35
77,770	PETROLEUM GEO-SERVICES	NOK	111,806,170	92,432,659	1.02
26,310	QUESTAR CORP	USD	26,266,712	63,682,909	0.70
175,328	ROYAL DUTCH SHELL PLC -A- (GBP)	GBP	657,467,759	658,596,987	7.23
85,132	STATOIL ASA	NOK	159,482,891	215,651,979	2.37
100,477	SUBSEA 7 SA	NOK	163,524,569	196,794,465	2.16
63,493	TOTAL SA-SPON -ADR-	USD	220,986,602	409,823,282	4.50
113,570	TULLOW OIL PLC	GBP	136,473,023	167,783,901	1.84

NRGE TRADING LTD.**Statement of investments as at December 31, 2013 (continued)****NRGE Trading Ltd.**

(Expressed in Japanese Yen)

Quantity	Description	Currency	Cost	Market value	Ratio*
Transferable securities admitted to an official stock exchange or dealt in on another regulated market (continued)					
Shares			JPY	JPY	%
80,750	WEG SA	BRL	60,099,697	113,262,141	1.24
44,762	WILLIAMS COMPANIES INC	USD	56,487,885	180,576,104	1.98
Total shares			6,005,979,887	9,075,089,387	99.69
Total investments in securities			6,005,979,887	9,075,089,387	99.69

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

NRGE TRADING LTD.**Classification of investments****UNAUDITED****NRGE Trading Ltd.****Classification of investments by country and by economical sector**

Country	Economical sector	Ratio (%) *
USA		
	Petroleum	39.19
	Energy & Public Utilities	7.65
	Conglomerates Energy Related	1.98
	Transportation	1.10
		49.92
United Kingdom		
	Petroleum	10.45
	Energy & Public Utilities	5.41
	Chemicals Energy Related	3.17
		19.03
Netherlands		
	Petroleum	7.23
	Miscellaneous Services Energy Related	1.70
		8.93
France		
	Petroleum	4.50
		4.50
Norway		
	Petroleum	3.39
	Energy & Public Utilities	1.09
		4.48
Canada		
	Petroleum	2.48
	Energy & Public Utilities	1.85
		4.33
Republic of Korea		
	Energy & Public Utilities	3.80
		3.80
Australia		
	Petroleum	1.38
		1.38

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

NRGE TRADING LTD.**Classification of investments (continued)****UNAUDITED****NRGE Trading Ltd.****Classification of investments by country and by economical sector (continued)**

Country	Economical sector	Ratio (%) *
Brazil		
	Machine & Apparatus Construction	1.24
		1.24
Portugal		
	Petroleum	1.07
		1.07
Japan		
	Petroleum	1.01
		1.01
Total investments		99.69

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.



Independent Auditor's Report

To the Board of Directors of NRG Trading Ltd.

We have audited the accompanying financial statements of NRG Trading Ltd. (the "Company"), which comprise the statement of net assets and the statement of investments as at December 31, 2013, and the statement of operations and changes in net assets for the year then ended, and notes, comprising a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Management's Responsibility for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation of financial statements that give a true and fair view in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditor's Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditor's judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation of financial statements that give a true and fair view in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of the Company as at December 31, 2013, and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds.

A handwritten signature in dark ink, appearing to read 'PricewaterhouseCoopers', written in a cursive, flowing style.

April 30, 2014

PricewaterhouseCoopers, PO Box 258, Strathvale House, Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands
T: +1 (345) 949 7000, F: +1 (345) 949 7352, www.pwc.com/ky

(2) 【2012年12月31日終了年度】

【貸借対照表】

日興オフショア・ファンズ -

日興ロックフェラー・グローバル・エナジー・ファンドSM

純資産計算書

2012年12月31日現在

(日本円で表示)

	注	日本円
資産		
投資有価証券		
取得原価		10,262,938,465
時価	2.2	8,677,411,047
有価証券売却未収金		56,778,268
資産合計		8,734,189,315
負債		
未払買戻代金		56,778,268
未払投資運用報酬	6	20,855,053
未払販売報酬	8	12,494,745
未払印刷・公告費		3,582,994
未払管理事務代行報酬	5	2,705,083
未払代行協会員報酬	9	2,082,704
未払弁護士報酬		1,800,280
未払専門家報酬		1,583,450
未払受託報酬	3	313,117
未払保管報酬	7	208,251
未払管理報酬	4	208,250
負債合計		102,612,195
純資産合計		8,631,577,120
発行済受益証券口数		1,169,214 口
1口当たり純資産価格		7,382 円

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

【損益計算書】

日興オフショア・ファンズ -

日興ロックフェラー・グローバル・エナジー・ファンドSM

損益および純資産変動計算書

2012年12月31日に終了した会計年度

（日本円で表示）

	注	日本円
費用		
投資運用報酬	6	90,129,090
販売報酬	8	54,118,139
管理事務代行報酬	5	11,700,477
代行協会員報酬	9	9,008,483
弁護士報酬		5,353,285
印刷・公告費		5,179,688
専門家報酬		3,398,059
受託報酬	3	1,354,642
保管報酬	7	900,768
管理報酬	4	900,759
その他の費用		68,907
費用合計		182,112,297
投資純損失		(182,112,297)
投資有価証券に係る実現純損失		(891,719,617)
為替に係る実現純損失		(24,163)
当事業年度の実現純損失		(1,073,856,077)
投資有価証券に係る未実現利益の純変動		2,696,083,970
運用による純資産の純増加		1,622,227,893
資本の変動		
受益証券発行口数		3,401,950
受益証券買戻口数		(2,816,418,725)
資本の純変動		(2,813,016,775)
期首現在純資産		9,822,366,002
期末現在純資産		8,631,577,120

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興オフショア・ファンズ -

日興ロックフェラー・グローバル・エナジー・ファンドSM

統計情報（無監査）

期末現在発行済受益証券口数：

2010年12月31日現在	1,932,269 □
2011年12月31日現在	1,581,670 □
発行受益証券口数	490 □
買戻受益証券口数	(412,946)□
2012年12月31日現在	1,169,214 □

日本円

期末現在純資産合計：

2010年12月31日現在	13,546,490,380
2011年12月31日現在	9,822,366,002
2012年12月31日現在	8,631,577,120

日本円

期末現在受益証券1口当たり純資産価格：

2010年12月31日現在	7,011
2011年12月31日現在	6,210
2012年12月31日現在	7,382

日興オフショア・ファンズ -

日興ロックフェラー・グローバル・エナジー・ファンドSM

財務書類に対する注記

2012年12月31日現在

注１．活動

日興オフショア・ファンズ - 日興ロックフェラー・グローバル・エナジー・ファンドSM（以下「当サブ・ファンド」という。）は、基本信託証書および補完信託証書に基づいて設定された、日興オフショア・ファンズ（以下「当トラスト」という。）のサブ・ファンドである。

投資目的および方針

当サブ・ファンドは、適度な成長を果たしながら長期的な元本の維持を目指している。

当サブ・ファンドは、法律、責任またはその他の理由から、すべての資産をNRGEトレーディング・リミテッドという名称の単一のトレーディング・カンパニー（以下「当社」という。）を通じて投資している。当社は、当サブ・ファンドによって完全所有されており、当社の投資証券は当サブ・ファンドの資産の一部を構成している。

当サブ・ファンドの財務書類は、当サブ・ファンドによって完全所有されている当社の財務書類（以下に開示されている。）と共に閲覧されるべきである。

注２．重要な会計方針**2.1 財務書類の表示**

当財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成されている。

2.2 有価証券に対する投資の評価

当社に対する投資は、管理事務代行会社が提供する純資産価額に基づいた公正価値で評価される。

2.3 設立費用

設立費用は、全額償却された。

2.4 受取利息

受取利息は、日次ベースで未収計上される。

2.5 外貨換算

日本円以外の通貨で表示されている資産および負債は、期末日の実勢為替レートで換算される。外貨建取引は、取引日の実勢為替レートにより日本円に換算される。外貨換算に係る未実現および実現損益は、当期の損益および純資産変動計算書に計上される。

組入投資有価証券の時価評価により生じる未実現為替差損益は、投資有価証券にかかる未実現評価損益の純変動に含まれる。その他の為替差損益は、損益および純資産変動計算書に直接計上される。

注３．受託報酬

受託会社は、当サブ・ファンドの資産から、純資産価額に対して年率0.015%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、かつ計算され、四半期毎に後払いで支払われ、下限は年15,000米ドル、上限は年30,000米ドルである。

注４．管理報酬

管理会社は、当サブ・ファンドの資産から、純資産価額に対して年率0.01%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、かつ計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

注５．管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、当サブ・ファンドの資産から、純資産価額に対して年率0.13%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、かつ計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

注６．投資運用報酬

投資顧問会社は、当サブ・ファンドの資産から、純資産価額に対して下記の年率の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、かつ計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

純資産価額のうち100億円以下の部分	年率1.00%
純資産価額のうち100億円超300億円以下の部分	年率0.90%
純資産価額のうち300億円超500億円以下の部分	年率0.80%
純資産価額のうち500億円超の部分	年率0.70%

注７．保管報酬

保管会社は、当サブ・ファンドの資産から、純資産価額に対して年率0.01%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、かつ計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

注８．販売報酬

販売会社は、当サブ・ファンドの資産から、純資産価額に対して下記の年率の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、かつ計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

純資産価額のうち100億円以下の部分	年率0.60%
純資産価額のうち100億円超300億円以下の部分	年率0.70%
純資産価額のうち300億円超500億円以下の部分	年率0.80%
純資産価額のうち500億円超の部分	年率0.90%

注9．代行協会員報酬

代行協会員は、当サブ・ファンドの資産から、当サブ・ファンドに帰属する純資産価額に対して年率0.10%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、かつ計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

注10．費用

当サブ・ファンドおよび当社との間の費用契約に従って、当社に関する一定の報酬および費用は、当サブ・ファンドのレベルで計上される。

注11．税金**11.1 ケイマン諸島**

ケイマン諸島における現行の税法の下では、当サブ・ファンドが支払うべき税金は特にない。したがって、財務書類上で所得税の引当計上は行われていない。

11.2 その他の国々

当サブ・ファンドは、その他の国々を源泉とする特定の収益に対し、源泉徴収税またはその他の税金を課される場合がある。受益証券を購入しようとする者は、各々の法域で適用される法律の下で、受益証券の購入、保有および買戻しに対して発生が見込まれる税金およびその他の影響を判断するため、自己の市民権、住居および住所を有する国の法律および税務専門家に相談すべきである。

注12．2012年12月31日現在の投資の評価

2012年12月31日現在の当サブ・ファンドの純資産価額は、当サブ・ファンドの信託証書に記載されている評価方法に従って計算される。特に、証券取引所で取引されている当社が保有する有価証券は、当該取引所における直近の入手可能な市場価格で評価される。

当社の投資対象の投資有価証券がその関連する市場における2012年12月31日現在の終値で評価された場合、当社の純資産価額は合計8,686,200,307円となり、その結果、2012年12月31日現在の当サブ・ファンドの純資産総額は8,640,366,380円、受益証券1口当たり純資産価格は7,390円になる。

【投資有価証券明細表等】

日興オフショア・ファンズ -

日興ロックフェラー・グローバル・エナジー・ファンドSM

投資明細表

2012年12月31日現在

（日本円で表示）

口数	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率 [*]
投資信託			日本円	日本円	%
1,038,287	NRGE トレーディング・リミテッド	日本円	10,262,938,465	8,677,411,047	100.53
投資信託合計			10,262,938,465	8,677,411,047	100.53
投資合計			10,262,938,465	8,677,411,047	100.53

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

（＊）純資産合計に対する時価の比率（％）

日興オフショア・ファンズ -

日興ロックフェラー・グローバル・エナジー・ファンドSM

投資の分類（無監査）

投資の国別および業種別分類

国名	業種	比率(%) [*]
ケイマン諸島		
	投資信託	100.53
		100.53
投資合計		100.53

（＊）純資産合計に対する時価の比率（％）

< NRGEトレーディング・リミテッドの財務書類 >

NRGEトレーディング・リミテッド

純資産計算書

2012年12月31日現在

（日本円で表示）

	注	日本円
資産		
投資		
取得原価		7,830,741,742
時価	2.2	8,683,805,202
銀行預金		42,361,191
未収配当金	2.4	8,022,925
資産合計		8,734,189,318
負債		
未払買戻代金		56,778,268
負債合計		56,778,268
純資産合計		8,677,411,050
発行済投資証券口数		1,038,287 口
投資証券1口当たり純資産価格		8,357 円

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

NRGEトレーディング・リミテッド

損益および純資産変動計算書

2012年12月31日に終了した会計年度

（日本円で表示）

	注	日本円
収益		
配当金	2.4	170,001,169
その他の収益		352,871
収益合計		170,354,040
費用		
保管費用	3	1,666,029
取引費用	3	278,241
その他の費用	3	563,092
費用合計		2,507,362
投資純利益		167,846,678
以下に係る実現純損益：		
投資損失		(53,345,066)
為替差損		(6,110,077)
当期実現純利益		108,391,535
以下に係る未実現損益の純変動：		
投資評価益		1,696,325,694
営業による純資産の純増加		1,804,717,229
元本の変動		
投資証券発行		3,375,073
投資証券買戻し		(3,004,097,522)
元本の純変動		(3,000,722,449)
期首現在純資産		9,873,416,270
期末現在純資産		8,677,411,050

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

NRGEトレーディング・リミテッド

統計情報（無監査）

期末現在発行済投資証券口数：

2010年12月31日	1,784,721 □
2011年12月31日	1,431,932 □
発行投資証券口数	432 □
買戻投資証券口数	(394,077) □
2012年12月31日	1,038,287 □

日本円

期末現在純資産合計：

2010年12月31日	13,612,421,527
2011年12月31日	9,873,416,270
2012年12月31日	8,677,411,050

日本円

期末現在投資証券 1 口当たり純資産価格：

2010年12月31日	7,627
2011年12月31日	6,895
2012年12月31日	8,357

NRGEトレーディング・リミテッド

財務書類に対する注記

2012年12月31日現在

注１．活動

NRGEトレーディング・リミテッド（以下「当社」という。）は、ケイマン諸島の法律に基づき設立された免税会社である。当社は、主として日興オフショア・ファンズ - 日興ロックフェラー・グローバル・エナジー・ファンドSM（以下「サブ・ファンド」という。）の投資会社として従事するように指定されている。

投資の目的および方針

当社の投資目的および方針は、サブ・ファンドと同様に、適度な成長を果たしながら長期的な元本の維持を目指すことである。

投資目的は、エネルギーの生産および供給に従事する大手有力企業、ならびにエネルギー産業を支援する製品およびサービスを提供する企業またはその他のエネルギー産業に関連する企業の株式および固定利付債券に対する投資を通じて達成される。

当社は、これらの証券への直接投資、またはかかる証券への投資を投資方針とするファンドの受益証券もしくは投資証券への投資を行っている。

当社の指示的資産配分は、以下の通りである。

- ・ 50%から100% - 世界株式および株式関連証券
- ・ 0 %から50% - 固定利付債券（現金を含む。）
- ・ 0 %から50% - 2012年 9 月27日まで：ヘッジ・ファンドまたは流動性の低い証券（流動性の低い証券の場合は15%を越えないものとする。）
2012年 9 月28日以降：0 %から15%を流動性の低い証券へ。

投資運用会社は、市場、経済または政情の悪化に応じて、一時的に防御ポジションを取ることで、上記の資産配分を変更することができる。そのような場合、当社は、資産の大部分を現金または投資適格債券で保有することがあり、投資目的を達成できない可能性がある。

注２．重要な会計方針

2.1 財務書類の表示

当財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成されている。

2.2 有価証券および金融商品に対する投資の評価

- （a）集合投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、評価日現在において入手可能な純資産価額で評価される（評価日現在の純資産価額が入手できない場合は、直近日の純資産価額を使用する）。
- （b）証券取引所で取引されている有価証券は、かかる証券取引所または管理事務代行会社と協議した上で管理会社が選んだ証券取引所の最新の入手可能な市場価格で評価される。
- （c）証券取引所では取引されていないものの、店頭市場で取引されている有価証券は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が選任した信頼できる情報源に基づいて評価される。

- (d) スワップ等の店頭商品は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が適当と判断するディーラーから入手した価格に基づいて、管理会社の裁量により誠実に評価される。
- (e) 短期金融商品および銀行預金は、取得原価に経過利息を加えた額で評価される。

2.3 受取利息

受取利息は、日次ベースで未収計上される。

2.4 配当利息

配当金は、配当落ち日に収益に計上される。

2.5 為替予約

為替予約は、純資産計算書日現在適用可能な先物レートで、満期日までの残存期間に関して評価される。為替予約から生じた損益は、損益および純資産変動計算書上で認識される。

2.6 外貨換算

日本円以外の通貨で表示されている資産および負債は、期末日の実勢為替レートで換算される。外貨建取引は、取引日の実勢為替レートにより日本円に換算される。

組入投資有価証券の時価評価により生じる未実現為替差損益は、投資有価証券にかかる未実現評価損益の純変動に含まれる。その他の為替差損益は、損益および純資産変動計算書に直接計上される。

外貨換算に係る未実現および実現損益は、当期の業績を決定する際に損益および純資産変動計算書上で認識される。

2012年12月31日現在、日本円以外の通貨建である当社の資産および負債の外貨換算に使用された為替レートは以下の通りである。

通貨	為替レート	通貨	為替レート
豪ドル	89.5525	香港ドル	11.1258
ブラジル・リアル	42.2056	韓国ウォン	0.0806
カナダ・ドル	86.6958	ノルウェー・クローネ	15.4398
ユーロ	113.9426	米ドル	86.2450
英ポンド	138.8415		

注３．費用

サブ・ファンドと当社との間の費用負担契約に従って、当社に關係する一定の報酬および費用は、サブ・ファンドで計上される。

注４．税金

4.1 ケイマン諸島

ケイマン諸島における現行の税法の下では、当社が支払うべき税金は特にない。したがって、財務書類上で所得税の引当計上は行われていない。

4.2 その他の国々

当社は、その他の国々を源泉とする特定の収益に対し、源泉徴収税またはその他の税金を課される場合がある。投資証券を購入しようとする者は、各々の法域で適用される法律の下で、投資証券の購入、保有および買戻しに対し発生が見込まれる税金およびその他の影響を判断するため、自己の市民権、住居および住所を有する国の法律および税務専門家に相談するべきである。

注５．2012年12月31日現在の投資の評価

2012年12月31日現在の当社の純資産価額は、当社の定款に記載されている評価方法に従って計算される。特に、証券取引所で取引される有価証券は、当該取引所または市場における直近の入手可能な市場価格で評価される。

投資がその関連する市場における2012年12月31日現在の終値で評価された場合、投資金額は合計8,692,594,459円となり、その結果、2012年12月31日現在の当社の純資産総額は8,686,200,307円、投資証券１口当たり純資産価格は8,366円になる。

NRGEトレーディング・リミテッド

投資明細表

2012年12月31日現在

（訳者注）

以下の表中の各通貨については、以下を参照のこと。

GBP = 英ポンド	EUR = ユーロ
CAD = カナダ・ドル	HKD = 香港ドル
NOK = ノルウェー・クローネ	JPY = 日本円
USD = 米ドル	KRW = 韓国ウォン
AUD = 豪ドル	BRL = ブラジル・リアル

数量	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
公認の証券取引所への上場が認められている、またはその他の規制された市場で取引される譲渡性のある有価証券					
株式			日本円	日本円	%
472,260	AFREN PLC	GBP	78,477,264	86,551,487	1.00
215,830	AFRICA OIL CORP	CAD	41,907,562	132,852,092	1.53
54,520	AKER SOLUTIONS ASA	NOK	90,838,088	95,036,662	1.10
35,960	ANADARKO PETROLEUM CORP	USD	182,864,905	228,787,987	2.64
24,980	APACHE CORP	USD	192,665,393	168,560,195	1.94
47,830	ATWOOD OCEANICS INC	USD	173,753,746	185,959,358	2.14
58,900	BAKER HUGHES INC	USD	270,921,972	203,548,725	2.35
367,513	BEACH ENERGY LTD	AUD	48,707,134	49,367,556	0.57
119,790	BG GROUP PLC	GBP	264,219,602	167,565,674	1.93
27,957	BOSKALIS WESTMINSTER-CVA	EUR	117,782,966	108,943,854	1.26
50,990	BP PLC - SPONS ADR	USD	158,553,624	183,029,392	2.11
12,620	BRISTOW GROUP INC	USD	47,012,798	57,685,807	0.66
45,520	CAMERON INTL CORP	USD	144,336,208	215,176,979	2.48
71,570	CANADIAN NATURAL RESOURCES	USD	295,395,797	176,720,168	2.04
489,630	CENTRICA PLC	GBP	166,641,616	230,455,542	2.66
33,120	CHENIERE ENERGY INC	USD	37,356,083	53,043,965	0.61
87,360	CHEVRON CORP	USD	733,519,372	817,628,774	9.41
494,000	CHINA OILFIELD SERVICES LTD -H-	HKD	59,451,328	88,488,014	1.02
697,240	CNOOC LTD	HKD	83,674,025	130,633,934	1.51
69,930	COBALT INTERNATIONAL ENERGY	USD	48,592,243	147,882,827	1.70
12,020	CONSOLIDATED EDISON INC	USD	50,471,806	57,451,945	0.66
13,880	CONTINENTAL RESOURCES INC OK	USD	36,241,778	86,776,337	1.00
33,000	DEVON ENERGY CORP	USD	172,739,201	148,736,342	1.71
24,440	DRESSER RAND GROUP INC	USD	73,347,695	116,942,239	1.35
10,580	DRIL-QUIP INC	USD	66,052,394	65,059,234	0.75
9,410	EOG RESOURCES INC	USD	88,559,190	98,710,665	1.14
56,720	GALP ENERGIA SGPS SA -B-	EUR	151,818,049	76,584,457	0.88
27,140	HALLIBURTON CO	USD	60,112,682	80,987,817	0.93
51,310	HELIX ENERGY SOLUTIONS GROUP	USD	66,737,319	89,433,881	1.03
10,600	HELMERICH AND PAYNE	USD	48,808,551	50,628,209	0.58
23,000	HESS CORP	USD	118,106,900	104,041,613	1.20
170	INPEX CORPORATION	JPY	126,136,843	77,775,000	0.90
51,135	JOHNSON MATTHEY PLC	GBP	173,502,890	169,184,955	1.95
71,510	KOREA ELECTRIC POWER CORP (KEPCO)	KRW	150,847,440	175,493,978	2.02
56,580	KOREA ELECTRIC POWER CORP -SP ADR-	USD	55,590,910	66,462,060	0.77
21,730	NATIONAL OILWELL VARCO INC	USD	70,041,380	125,508,684	1.45
15,770	NOBLE ENERGY INC	USD	100,181,250	136,946,767	1.58

有価証券届出書（外国投資信託受益証券）					
19,830	OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	USD	114,427,950	131,585,685	1.52
41,670	OCEANEERING INTL INC	USD	89,095,355	191,694,769	2.21
177,607	OIL SEARCH LIMITED	AUD	102,235,666	111,654,147	1.29
351,320	OPHIR ENERGY PLC	GBP	112,243,682	242,572,058	2.80
5,825,200	PANCONTINENTAL OIL AND GAS NL	AUD	87,680,409	47,992,827	0.55
87,080	PETROLEUM GEO-SERVICES	NOK	125,190,707	129,138,927	1.49
34,900	PLAINS EXPLORATION AND PRODUCTION	USD	90,486,569	139,571,348	1.61
26,310	QUESTAR CORP	USD	26,266,712	44,247,548	0.51
264,560	ROYAL DUTCH SHELL PLC -A- (GBP)	GBP	1,000,060,548	788,266,989	9.07
163,380	SANTOS LTD	AUD	203,045,574	162,405,053	1.87
16,300	SCHLUMBERGER LTD	USD	55,994,774	97,238,697	1.12
141,920	STATOIL ASA	NOK	265,867,262	305,674,489	3.52
75,700	SUBSEA 7 SA	NOK	118,273,106	156,033,744	1.80
88,530	TOTAL SA-SPON -ADR-	USD	308,127,569	400,087,978	4.61
113,570	TULLOW OIL PLC	GBP	136,473,023	200,256,576	2.31
100,330	WEG SA	BRL	74,672,477	117,422,310	1.35
59,140	WILLIAMS COMPANIES INC	USD	74,632,355	163,318,882	1.88
株式合計			7,830,741,742	8,683,805,202	100.07
有価証券に対する投資合計			7,830,741,742	8,683,805,202	100.07

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

（＊）純資産合計に対する時価の比率（％）

NRGEトレーディング・リミテッド

投資の分類（無監査）

投資の国別および業種別分類		
国名	業種	比率(%) [*]
アメリカ合衆国		
	石油	36.19
	エネルギー・公益事業	7.44
	コングロマリットエネルギー関連	1.88
	運輸	0.66
		46.17
イギリス		
	石油	10.13
	エネルギー・公益事業	4.45
	化学エネルギー関連	1.95
		16.53
オランダ		
	石油	9.07
	各種サービスエネルギー関連	1.26
		10.33
ノルウェー		
	石油	5.01
	エネルギー・公益事業	1.10
		6.11
フランス		
	石油	4.61
		4.61

（＊）純資産合計に対する時価の比率（％）

国名	業種	比率(%) [*]
オーストラリア		
	石油	4.28
		4.28
カナダ		
	石油	2.04
	エネルギー・公益事業	1.53
		3.57
韓国		
	エネルギー・公益事業	2.79
		2.79
中国		
	石油	2.53
		2.53
ブラジル		
	機械・装置製造	1.35
		1.35
日本		
	石油	0.90
		0.90
ポルトガル		
	石油	0.90
		0.90
投資合計		100.07

(*) 純資産合計に対する時価の比率(%)

独立監査人の報告書

NRGEトレーディング・リミテッドの投資証券保有者 各位

私どもは、NRGEトレーディング・リミテッド（以下「会社」という。）の添付の財務書類、すなわち2012年12月31日現在の純資産計算書および投資明細表、ならびに同日をもって終了する会計年度の損益および純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針の要約およびその他の説明情報から構成される注記について監査を行った。

財務書類に対する管理会社の責任

管理会社は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠し、真正かつ適正な概観を与える財務書類の作成および、不正または誤謬による重要な虚偽の表示のない財務書類を作成するために、管理会社が必要と判断する内部統制について責任を負う。

監査人の責任

私どもの責任は、私どもの監査に基づいて、これらの財務書類に意見を表明することである。私どもは、国際監査基準に準拠して監査を行った。当該基準は、財務書類に重要な虚偽の表示がないかどうかについての合理的な保証を得るために、私どもが倫理規定に従い、監査を計画し実施することを求めている。

監査は、財務書類上の金額および開示内容に関する監査証拠を得るための手続の実施を含んでいる。不正または誤謬による財務書類の重要な虚偽の表示のリスク評価を含む、選択された手続は監査人の判断による。これらのリスク評価を行うにあたり、監査人は、事業体による真正かつ適正な概観を与える財務書類の作成に関する内部統制を考慮に入れるが、これは状況に照らして適切である監査手続を策定するためであって事業体の内部統制の有効性についての意見を表明することが目的ではない。監査は、管理会社が採用した会計方針の適切性および管理会社によって行われた会計上の見積りの合理性についての評価も含め、全体としての財務書類の表示を検討することを含んでいる。

私どもは、私どもが入手した監査証拠が、私どもの監査意見表明のための合理的な基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

意見

私どもの意見では、添付の財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して2012年12月31日現在の会社の財政状態および同日をもって終了する会計年度の経営成績および純資産の変動について真実かつ適正な概観を与えている。

〔 署 名 〕

プライスウォーターハウスクーパース

2013年6月10日

（財務書類については、原文（英語版）のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文（英語版）のみである。財務書類の原文（英語版）の翻訳は、管理会社の取締役会の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および／または財務書類の原文（英語版）と日本語の間に相違があった場合には、原文（英語版）が優先される。）

[次へ](#)

NIKKO OFFSHORE FUNDS

Statement of net assets as at December 31, 2012

Nikko Offshore Funds - Nikko Rockefeller Global Energy Fund SM

(Expressed in Japanese Yen)

	Notes	JPY
Assets		
Investments		
At cost		10,262,938,465
At market value	2.2	8,677,411,047
Receivable on securities sold		56,778,268
Total assets		8,734,189,315
Liabilities		
Payable on redemptions		56,778,268
Investment Manager fees payable	6	20,855,053
Distributor fees payable	8	12,494,745
Printing and publishing expenses payable		3,582,994
Administrator fees payable	5	2,705,083
Agent Company fees payable	9	2,082,704
Legal expenses payable		1,800,280
Professional expenses payable		1,583,450
Trustee fees payable	3	313,117
Custodian fees payable	7	208,251
Manager fees payable	4	208,250
Total liabilities		102,612,195
Total net assets		8,631,577,120
Number of units outstanding		1,169,214
Net assets per unit		7,382

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO OFFSHORE FUNDS**Statement of operations and changes in net assets for the year ended December 31, 2012****Nikko Offshore Funds - Nikko Rockefeller Global Energy Fund SM****(Expressed in Japanese Yen)**

	Notes	JPY
Expenses		
Investment Manager fees	6	90,129,090
Distributor fees	8	54,118,139
Administrator fees	5	11,700,477
Agent Company fees	9	9,008,483
Legal expenses		5,353,285
Printing and publishing expenses		5,179,688
Professional expenses		3,398,059
Trustee fees	3	1,354,642
Custodian fees	7	900,768
Manager fees	4	900,759
Other expenses		68,907
Total expenses		182,112,297
Net investment loss		(182,112,297)
Net realised on:		
Loss on investments		(891,719,617)
Loss on foreign exchange		(24,163)
Net realised loss for the year		(1,073,856,077)
Net change in unrealised on:		
Appreciation on investments		2,696,083,970
Net increase in net assets as result of operations		1,622,227,893
Movement in capital		
Subscription of units		3,401,950
Redemption of units		(2,816,418,725)
Net movement in capital		(2,813,016,775)
Net assets at the beginning of the year		9,822,366,002
Net assets at the end of the year		8,631,577,120

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO OFFSHORE FUNDS**Statistical information****UNAUDITED****Nikko Offshore Funds - Nikko Rockefeller Global Energy Fund SM****Number of units outstanding at the end of the year:**

December 31, 2010	1,932,269
December 31, 2011	1,581,670
Units issued	490
Units redeemed	(412,946)
December 31, 2012	1,169,214

Total net assets at the end of the year:**JPY**

December 31, 2010	13,546,490,380
December 31, 2011	9,822,366,002
December 31, 2012	8,631,577,120

Net assets per unit at the end of the year:**JPY**

December 31, 2010	7,011
December 31, 2011	6,210
December 31, 2012	7,382

NIKKO OFFSHORE FUNDS**Notes to the financial statements**

(As of December 31, 2012)

Nikko Offshore Funds - Nikko Rockefeller Global Energy Fund SM**Note 1 - Activity**

Nikko Offshore Funds - Nikko Rockefeller Global Energy Fund SM (the "Series Trust") is a series trust of the Trust constituted pursuant to the Master Trust Deed and the Supplemental Trust Deed.

Investment objective and policies

The Series Trust seeks to provide a long-term preservation of capital with reasonable growth.

The Series Trust invests all its assets, for legal, liability or other reasons, through a single trading company, called NRGE Trading Ltd. (the "Company"). The Company is wholly owned by the Series Trust and the shares of the Company form part of the assets of the Series Trust.

The financial statements of the Series Trust should be read in conjunction with the financial statements of the Company, wholly owned by the Series Trust, and disclosed hereafter.

Note 2 - Significant accounting policies**2.1 - Presentation of financial statements**

The financial statements are prepared in accordance with Luxembourg generally accepted accounting principles applicable to investment funds.

2.2 - Valuation of the investments in securities

The investment in the Company is valued at fair value based on its net asset value as prepared by the Administrator.

2.3 - Formation expenses

Formation expenses have been fully amortised.

2.4 - Interest income

Interest income is accrued on a daily basis.

NIKKO OFFSHORE FUNDS**Notes to the financial statements (continued)**

(As of December 31, 2012)

Nikko Offshore Funds - Nikko Rockefeller Global Energy Fund SM**Note 2 - Significant accounting policies (continued)****2.5 - Foreign currency translation**

Assets and liabilities expressed in other currencies than the Japanese Yen ("JPY") are translated at exchange rates ruling at year-end. Transactions in foreign currencies are translated into JPY at exchange rates ruling at the transaction dates. Unrealised and realised gains and losses on foreign currencies are recorded in the statement of operations and changes in the net assets for the year.

Unrealised exchange gains/losses arising on the valuation of the securities in portfolio at market value are included in net changes in unrealised on appreciation/depreciation on investments. Other exchange gains/losses are directly taken into the statement of operations and changes in net assets.

Note 3 - Trustee fee

The Trustee is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at the rate of 0.015% per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears with a minimum of USD 15,000 per annum and a maximum of USD 30,000 per annum.

Note 4 - Manager fee

The Manager is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at the rate of 0.01% per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears.

Note 5 - Administrator fee

The Administrator is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at the rate of 0.13% per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears.

Note 6 - Investment Manager fee

The Investment Manager is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at the below mentioned rates per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears as follows :

For portion of net asset value equal to or less than JPY 10 billions	1.00%
For portion of net asset value over JPY 10 billions to equal to or less than JPY 30 billions	0.90%
For portion of net asset value over JPY 30 billions to equal to or less than JPY 50 billions	0.80%
For portion of net asset value over JPY 50 billions	0.70%

NIKKO OFFSHORE FUNDS**Notes to the financial statements (continued)**

(As of December 31, 2012)

Nikko Offshore Funds - Nikko Rockefeller Global Energy FundSM**Note 7 - Custodian fee**

The Custodian is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at the rate of 0.01% per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears.

Note 8 - Distributor fee

The Distributor is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at the below mentioned rates per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears as follows :

For portion of net asset value equal to or less than JPY 10 billions	0.60%
For portion of net asset value over JPY 10 billions to equal to or less than JPY 30 billions	0.70%
For portion of net asset value over JPY 30 billions to equal to or less than JPY 50 billions	0.80%
For portion of net asset value over JPY 50 billions	0.90%

Note 9 - Agent Company fee

The Agent Company is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at the rate of 0.10% per annum of the net asset value attributable to the Series Trust accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears.

Note 10 - Expenses

Pursuant to an expenses agreement between the Series Trust and the Company, certain fees and expenses relating to the Company are booked at the Series Trust level.

Note 11 - Taxation**11.1 - Cayman Islands**

Under current tax laws in the Cayman Islands, there are no other taxes payable by the Series Trust. As a result, no provision for income taxes has been made in the accounts.

11.2 - Other Countries

The Series Trust may be subject to withholding or other taxes on certain income sourced in other countries. Prospective purchasers should consult legal and tax advisors in the countries of their citizenship, residence and domicile to determine the possible tax or other consequences of purchasing, holding and repurchasing units under the laws of their respective jurisdiction.

NIKKO OFFSHORE FUNDS**Notes to the financial statements (continued)**

(As of December 31, 2012)

Nikko Offshore Funds - Nikko Rockefeller Global Energy FundSM**Note 12 - Valuation of the investments as at December 31, 2012**

The net asset value of the Series Trust as at December 31, 2012 has been calculated in accordance with the valuation principles as foreseen in the Trust Deed of the Series Trust. In particular, securities held by the Company, which are traded on a securities exchange, are valued at their last available price on such securities exchange.

If the underlying investments of the Company had been valued at the closing price of December 31, 2012 on the relevant markets, the net assets value of the Company would have amounted to JPY 8,686,200,307 resulting in total net assets of the Series Trust of JPY 8,640,366,380 and a net asset value per unit of JPY 7,390 as at December 31, 2012.

NIKKO OFFSHORE FUNDS**Statement of investments as at December 31, 2012****Nikko Offshore Funds - Nikko Rockefeller Global Energy Fund SM**

(Expressed in Japanese Yen)

Quantity	Description	Currency	Cost	Market value	Ratio*
Investment funds			JPY	JPY	%
1,038,287	NRGE TRADING Ltd.	JPY	10,262,938,465	8,677,411,047	100.53
Total investment funds			10,262,938,465	8,677,411,047	100.53
Total investments			10,262,938,465	8,677,411,047	100.53

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

NIKKO OFFSHORE FUNDS**Classification of investments****UNAUDITED****Nikko Offshore Funds - Nikko Rockefeller Global Energy Fund SM****Classification of investments by country and by economical sector**

Country	Economical sector	Ratio (%) *
Cayman Islands		
	Investment funds	100.53
		100.53
Total investments		100.53

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

NRGE TRADING LTD.**Statement of net assets as at December 31, 2012****NRGE Trading Ltd.**

(Expressed in Japanese Yen)

	Notes	JPY
Assets		
Investments		
At cost		7,830,741,742
At market value	2.2	8,683,805,202
Cash at bank		42,361,191
Dividend receivable	2.4	8,022,925
Total assets		8,734,189,318
Liabilities		
Payable on redemptions		56,778,268
Total liabilities		56,778,268
Total net assets		8,677,411,050
Number of shares outstanding		1,038,287
Net assets per share		8,357

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NRGE TRADING LTD.**Statement of operations and changes in net assets for the year ended December 31, 2012**

NRGE Trading Ltd.

(Expressed in Japanese Yen)

	Notes	JPY
Income		
Dividends	2.4	170,001,169
Other income		352,871
Total income		170,354,040
Expenses		
Safekeeping fees	3	1,666,029
Transaction fees	3	278,241
Other expenses	3	563,092
Total expenses		2,507,362
Net investment gain		167,846,678
Net realised on:		
Loss on investments		(53,345,066)
Loss on foreign exchange		(6,110,077)
Net realised gain for the year		108,391,535
Net change in unrealised on:		
Appreciation on Investments		1,696,325,694
Net increase in net assets as result of operations		1,804,717,229
Movement in capital		
Subscription of shares		3,375,073
Redemption of shares		(3,004,097,522)
Net movement in capital		(3,000,722,449)
Net assets at the beginning of the year		9,873,416,270
Net assets at the end of the year		8,677,411,050

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NRGE TRADING LTD.**Statistical information****UNAUDITED****NRGE Trading Ltd.****Number of shares outstanding at the end of the year:**

December 31, 2010	1,784,721
December 31, 2011	1,431,932
Shares issued	432
Shares redeemed	(394,077)
December 31, 2012	1,038,287

Total net assets at the end of the year:**JPY**

December 31, 2010	13,612,421,527
December 31, 2011	9,873,416,270
December 31, 2012	8,677,411,050

Net assets per share at the end of the year:**JPY**

December 31, 2010	7,627
December 31, 2011	6,895
December 31, 2012	8,357

NRGE TRADING LTD.**Notes to the financial statements**

(As of December 31, 2012)

NRGE Trading Ltd.**Note 1 - Activity**

NRGE Trading Ltd. (the "Company") is an exempted company incorporated under the laws of the Cayman Islands. The Company is designed to act primarily as the trading vehicle for Nikko Offshore Funds - Nikko Rockefeller Global Energy FundSM (the "Series Trust").

Investment objective and policies

The investment objective and policies of the Company are identical to those of the Series Trust, which are to provide a long-term preservation of capital with reasonable growth.

The investment objective is achieved through investments in equity and fixed income securities of large established issuers that are engaged in the production and distribution of energy, as well as those companies whose products and services support or are otherwise related to the energy industry.

The Company invests either directly in these instruments or in units or shares of funds, the investment policy of which is to invest in such instruments.

The indicative asset allocation of the Company is set forth below :

- Between 50% and 100% in global equities and equity related securities
- Between 0% and 50% in fixed income securities (including cash)
- Between 0% and 50% in Hedge Funds or illiquid securities (in case of illiquid securities no more than 15%) until September 27, 2012; between 0% and 15% in illiquid securities from September 28, 2012.

The Investment Manager may vary the asset allocation referenced above by taking temporary defensive positions in response to adverse market, economic or political conditions. When doing so, the Company may hold a substantial portion of its assets in cash or investment grade fixed income securities and may not be pursuing its investment objective.

Note 2 - Significant accounting policies**2.1 - Presentation of financial statements**

The financial statements are prepared in accordance with Luxembourg generally accepted accounting principles applicable to investment funds.

NRGE TRADING LTD.**Notes to the financial statements (continued)**

(As of December 31, 2012)

NRGE Trading Ltd.**Note 2 - Significant accounting policies (continued)****2.2 - Valuation of the investments in securities and financial instruments**

- (a) Collective investment schemes, investment funds and mutual funds are valued at the net asset value available as of the relevant Valuation Day (or if a net asset value as of such Valuation Day is not available, a net asset value as of the immediately preceding day is used);
- (b) Securities which are traded on a securities exchange are valued at their latest available market price on such securities exchange or whichever securities exchange are selected by the Manager in consultation with the Administrator;
- (c) Securities not traded on a securities exchange but traded over-the-counter are valued as determined from any reliable source selected by the Manager in consultation with the Administrator;
- (d) "Swaps" and other over-the-counter instruments are valued in the good faith discretion of the Manager based on quotations received from dealers deemed appropriate by the Manager in consultation with the Administrator;
- (e) Short-term money market instruments and bank deposits are valued at the cost plus accrued interest.

2.3 - Interest income

Interest income is accrued on a daily basis.

2.4 - Dividend income

Dividends are recorded in income on the ex-dividend date.

2.5 - Forward foreign exchange contracts

Forward foreign exchange contracts are valued at the forward rate applicable at the date of the statement of net assets for the remaining period until maturity. Gains or losses resulting from forward foreign exchange contracts are recognised in the statement of operations and changes in net assets.

NRGE TRADING LTD.**Notes to the financial statements (continued)**

(As of December 31, 2012)

NRGE Trading Ltd.**Note 2 - Significant accounting policies (continued)****2.6 - Foreign currency translation**

Assets and liabilities expressed in other currencies than the Japanese Yen ("JPY") are translated at exchange rates ruling at year-end. Transactions in foreign currencies are translated into JPY at exchange rates ruling at the transaction dates.

Unrealised exchange gains/losses arising on the valuation of the securities in portfolio at market value are included in net change in unrealised on appreciation/depreciation on investment. Other exchange gains/losses are directly taken into the statement of operations and changes in net assets.

Unrealised and realised gains or losses on foreign currencies are recorded in the statement of operations and changes in net assets in determining the result of the year.

The exchange rates used for the translation of the Company's assets and liabilities not denominated in JPY as of December 31, 2012 are as follows :

Currency	Exchange rate	Currency	Exchange rate
AUD	89.5525	HKD	11.1258
BRL	42.2056	KRW	0.0806
CAD	86.6958	NOK	15.4398
EUR	113.9426	USD	86.2450
GBP	138.8415		

Note 3 - Expenses

Pursuant to an expenses agreement between the Series Trust and the Company, certain fees and expenses relating to the Company are booked at the Series Trust level.

Note 4 - Taxation**4.1 - Cayman Islands**

Under current tax laws in the Cayman Islands, there are no other taxes payable by the Company. As a result, no provision for income taxes has been made in the accounts.

4.2 - Other Countries

The Company may be subject to withholding or other taxes on certain income sourced in other countries. Prospective purchasers should consult legal and tax advisors in the countries of their citizenship, residence and domicile to determine the possible tax or other consequences of purchasing, holding and repurchasing units under the laws of their respective jurisdiction.

NRGE TRADING LTD.**Notes to the financial statements (continued)**

(As of December 31, 2012)

NRGE Trading Ltd.**Note 5 - Valuation of the investments as at December 31, 2012**

The net asset value of the Company as at December 31, 2012 has been calculated in accordance with the valuation principles as foreseen in the Articles of association of the Company. In particular, securities, which are traded on a securities exchange, are valued at their last available market price on such stock exchange or market.

If the investments had been valued at the closing price of December 31, 2012 on the relevant markets, the total investments would have amounted to JPY 8,692,594,459 resulting in total net assets of the Company of JPY 8,686,200,307 and a net asset value per unit of JPY 8,366 as at December 31, 2012.

NRGE TRADING LTD.

Statement of investments as at December 31, 2012

NRGE Trading Ltd.

(Expressed in Japanese Yen)

Quantity	Description	Currency	Cost	Market value	Ratio*
Transferable securities admitted to an official stock exchange or dealt in on another regulated market					
Shares			JPY	JPY	%
472,260	AFREN PLC	GBP	78,477,264	86,551,487	1.00
215,830	AFRICA OIL CORP	CAD	41,907,562	132,852,092	1.53
54,520	AKER SOLUTIONS ASA	NOK	90,838,088	95,036,662	1.10
35,960	ANADARKO PETROLEUM CORP	USD	182,864,905	228,787,987	2.64
24,980	APACHE CORP	USD	192,665,393	168,560,195	1.94
47,830	ATWOOD OCEANICS INC	USD	173,753,746	185,959,358	2.14
58,900	BAKER HUGHES INC	USD	270,921,972	203,548,725	2.35
367,513	BEACH ENERGY LTD	AUD	48,707,134	49,367,556	0.57
119,790	BG GROUP PLC	GBP	264,219,602	167,565,674	1.93
27,957	BOSKALIS WESTMINSTER-CVA	EUR	117,782,966	108,943,854	1.26
50,990	BP PLC - SPONS ADR	USD	158,553,624	183,029,392	2.11
12,620	BRISTOW GROUP INC	USD	47,012,798	57,685,807	0.66
45,520	CAMERON INTL CORP	USD	144,336,208	215,176,979	2.48
71,570	CANADIAN NATURAL RESOURCES	USD	295,395,797	176,720,168	2.04
489,630	CENTRICA PLC	GBP	166,641,616	230,455,542	2.66
33,120	CHENIERE ENERGY INC	USD	37,356,083	53,043,965	0.61
87,360	CHEVRON CORP	USD	733,519,372	817,628,774	9.41
494,000	CHINA OILFIELD SERVICES LTD -H-	HKD	59,451,328	88,488,014	1.02
697,240	CNOOC LTD	HKD	83,674,025	130,633,934	1.51
69,930	COBALT INTERNATIONAL ENERGY	USD	48,592,243	147,882,827	1.70
12,020	CONSOLIDATED EDISON INC	USD	50,471,806	57,451,945	0.66
13,880	CONTINENTAL RESOURCES INC OK	USD	36,241,778	86,776,337	1.00
33,000	DEVON ENERGY CORP	USD	172,739,201	148,736,342	1.71
24,440	DRESSER RAND GROUP INC	USD	73,347,695	116,942,239	1.35
10,580	DRIL-QUIP INC	USD	66,052,394	65,059,234	0.75
9,410	EOG RESOURCES INC	USD	88,559,190	98,710,665	1.14
56,720	GALP ENERGIA SGPS SA -B-	EUR	151,818,049	76,584,457	0.88
27,140	HALLIBURTON CO	USD	60,112,682	80,987,817	0.93
51,310	HELIX ENERGY SOLUTIONS GROUP	USD	66,737,319	89,433,881	1.03
10,600	HELMERICH AND PAYNE	USD	48,808,551	50,628,209	0.58
23,000	HESS CORP	USD	118,106,900	104,041,613	1.20
170	INPEX CORPORATION	JPY	126,136,843	77,775,000	0.90
51,135	JOHNSON MATTHEY PLC	GBP	173,502,890	169,184,955	1.95
71,510	KOREA ELECTRIC POWER CORP (KEPCO)	KRW	150,847,440	175,493,978	2.02
56,580	KOREA ELECTRIC POWER CORP -SP ADR-	USD	55,590,910	66,462,060	0.77
21,730	NATIONAL OILWELL VARCO INC	USD	70,041,380	125,508,684	1.45
15,770	NOBLE ENERGY INC	USD	100,181,250	136,946,767	1.58
19,830	OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	USD	114,427,950	131,585,685	1.52
41,670	OCEANEERING INTL INC	USD	89,095,355	191,694,769	2.21
177,607	OIL SEARCH LIMITED	AUD	102,235,666	111,654,147	1.29
351,320	OPHIR ENERGY PLC	GBP	112,243,682	242,572,058	2.80
5,825,200	PANCONTINENTAL OIL AND GAS NL	AUD	87,680,409	47,992,827	0.55
87,080	PETROLEUM GEO-SERVICES	NOK	125,190,707	129,138,927	1.49
34,900	PLAINS EXPLORATION AND PRODUCTION	USD	90,486,569	139,571,348	1.61
26,310	QUESTAR CORP	USD	26,266,712	44,247,548	0.51

NRGE TRADING LTD.**Statement of investments as at December 31, 2012 (continued)****NRGE Trading Ltd.**

(Expressed in Japanese Yen)

Quantity	Description	Currency	Cost	Market value	Ratio*
Transferable securities admitted to an official stock exchange or dealt in on another regulated market (continued)					
Shares (continued)			JPY	JPY	%
264,560	ROYAL DUTCH SHELL PLC -A- (GBP)	GBP	1,000,060,548	788,266,989	9.07
163,380	SANTOS LTD	AUD	203,045,574	162,405,053	1.87
16,300	SCHLUMBERGER LTD	USD	55,994,774	97,238,697	1.12
141,920	STATOIL ASA	NOK	265,867,262	305,674,489	3.52
75,700	SUBSEA 7 SA	NOK	118,273,106	156,033,744	1.80
88,530	TOTAL SA-SPON -ADR-	USD	308,127,569	400,087,978	4.61
113,570	TULLOW OIL PLC	GBP	136,473,023	200,256,576	2.31
100,330	WEG SA	BRL	74,672,477	117,422,310	1.35
59,140	WILLIAMS COMPANIES INC	USD	74,632,355	163,318,882	1.88
Total shares			7,830,741,742	8,683,805,202	100.07
Total investments in securities			7,830,741,742	8,683,805,202	100.07

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

NRGE TRADING LTD.**Classification of investments****UNAUDITED****NRGE Trading Ltd.****Classification of investments by country and by economical sector**

Country	Economical sector	Ratio (%) *
USA		
	Petroleum	36.19
	Energy & Public Utilities	7.44
	Conglomerates Energy Related	1.88
	Transportation	0.66
		46.17
United Kingdom		
	Petroleum	10.13
	Energy & Public Utilities	4.45
	Chemicals Energy Related	1.95
		16.53
Netherlands		
	Petroleum	9.07
	Miscellaneous Services Energy Related	1.26
		10.33
Norway		
	Petroleum	5.01
	Energy & Public Utilities	1.10
		6.11
France		
	Petroleum	4.61
		4.61
Australia		
	Petroleum	4.28
		4.28
Canada		
	Petroleum	2.04
	Energy & Public Utilities	1.53
		3.57
Republic of Korea		
	Energy & Public Utilities	2.79
		2.79

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

NRGE TRADING LTD.**Classification of investments (continued)****UNAUDITED****NRGE Trading Ltd.****Classification of investments by country and by economical sector (continued)**

Country	Economical sector	Ratio (%) *
China		
	Petroleum	2.53
		2.53
Brazil		
	Machine & Apparatus Construction	1.35
		1.35
Japan		
	Petroleum	0.90
		0.90
Portugal		
	Petroleum	0.90
		0.90
Total investments		100.07

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.



Independent Auditor's Report

To the shareholders of NRG Trading Ltd.

We have audited the accompanying financial statements of NRG Trading Ltd. (the "Company"), which comprise the statement of net assets and the statement of investments as at December 31, 2012, and the statement of operations and changes in net assets for the year then ended, and notes, comprising a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Management's Responsibility for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation of financial statements that give a true and fair view in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditor's Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditor's judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation of financial statements that give a true and fair view in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of the Company as at December 31, 2012, and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds.

A handwritten signature in black ink that reads "PricewaterhouseCoopers".

June 10, 2013

PricewaterhouseCoopers, PO Box 258, Strathvale House, Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands
T: +1 (345) 949 7000, F: +1 (345) 949 7352, www.pwc.com/ky

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(平成26年4月末日現在)

資産総額	8,849,603,479円
負債総額	20,704,836円
純資産総額（ - ）	8,828,898,643円
発行済受益証券口数	832,823口
1口当たり純資産価格（ / ）	10,601円

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

（イ）ファンド証券の名義書換

サブ・ファンドの記名式受益証券の名義書換機関は次のとおりである。

取扱機関 S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社

取扱場所 ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグL-2557 ロベルトシュトゥンパー通り9A

日本の受益者については、受益証券の保管を販売会社または販売取扱会社に委託している場合、その販売取扱会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は受益者から徴収されない。

（ロ）受益者集会

受託会社または管理会社は、いつでも受益者集会を招集することができる。すべてのサブ・ファンドに関する発行済受益証券の純資産総額の51%以上を保有する受益者は、書面により、受託会社または管理会社に、すべてのサブ・ファンドの受益者集会の招集を要求することができる。また、いずれか一つのサブ・ファンドの全受益者からの書面による要求がある場合、受託会社または管理会社に対し、当該サブ・ファンドの受益者集会の招集を要求することができる。受益者集会の少なくとも21日前には受益者に通知が行われる。

すべての受益者集会における出席者数、定足数および議決権数の要件ならびに受益者の議決権は各信託証書に記載されている。

（ハ）受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はない。

受益証券は、F A T C Aを遵守する参加外国金融機関である（受益証券の登録名義人となる）販売会社および販売取扱会社によってのみ販売される。管理会社は、1933年米国証券法を遵守するために適切とみなされる場合には、米国人により保有される受益証券を買い戻すことまたは米国人への譲渡を登録することを拒絶することができる。

管理会社は、いかなる者（米国人および（制限付例外がある）ケイマン諸島の居住者または所在地事務代行会社を含む。）による受益証券の取得も制限することができる。

第三部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1) 資本金の額

管理会社の資本金は、5,446,220ユーロ（約7億7,195万円）で、平成26年3月末日現在全額払込済である。なお、1株20ユーロ（約2,835円）の記名式株式272,311株を発行済である。

最近5年間における資本金の額の増減は、以下のとおりである。

平成21年3月31日	446,220ユーロ
平成22年3月31日	446,220ユーロ
平成23年3月31日	446,220ユーロ
平成24年3月31日	446,220ユーロ
平成25年3月31日	446,220ユーロ
平成26年1月16日	5,446,220ユーロ

(2) 会社の機構

定款に基づき、3名以上の取締役により構成される取締役会が管理会社を運営する。取締役は管理会社の株主であることを要しない。取締役は適法に招集された株主総会において株主によって選任され、その任期は、次の年次株主総会終了時までであり、再任されるか後任者が選任され就任するまでは、その地位に留まるが、株主総会の決議により理由のいかんを問わずいつでも解任される。

取締役会は、互選により、会長1名を選出し、また副会長数名を選出することができる。また、取締役会および株主総会の議事録の保管に責任を負う秘書役を選任することができる。秘書役は取締役である必要はない。取締役会は、会長または取締役2名が招集し、招集通知に記載された場所において開催される。取締役会は管理会社の業務運営および経営に必要とみなされる場合にはジェネラル・マネジャー1名、秘書役1名、ジェネラル・マネジャー補佐、秘書役補佐または他の役員数名を随時任命することができる。

取締役会の通知は、書面により、緊急の場合を除き、少なくとも会議開催時刻の24時間以上前にすべての取締役にあててなされる。緊急の場合には、当該緊急事由について招集通知に記載する。かかる通知は、書面または電報により各取締役の同意が得られた場合には省略することができる。取締役会の決議によりあらかじめ採択された予定表に明記された時間および場所で開催されるものについては、各々について個別の通知をする必要はない。

取締役は、書面、電報、テレファックスまたは代理権を証明することができるその他の電磁的方法により、別の取締役を取締役に代理出席させることができる。取締役会は、取締役の過半数が出席または代理出席している場合にのみ適法に審議し、または行為することができる。決議は取締役会に出席または代理出席している取締役の議決権の多数決によるものとする。上記にかかわらず、取締役の決議は書面により行うこともでき書面決議はまた、各取締役および全取締役の署名がされた決議を含む一つもしくはいくつかの書類によって構成される。

取締役会は、管理会社の経営方針ならびにその運営および業務の実施方法を決定する権限を有する。ただし、取締役は、取締役会決議により特別に認められた場合を除き、取締役個人の行為により管理会社を拘束することができない。

取締役会は、管理会社の日常の運営および業務を行う権限ならびに管理会社の方針および目的を促進するための行為を実行する権限を会社役員に委任することができる。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社は、ルクセンブルグの法律の規定に基づき設立され、投資信託の管理運営を行うための免許を有する会社である。管理会社は、1915年法に基づき平成4年2月27日に設立された。

管理会社は、A I F M Dおよび2013年法に基づき、ファンドに関しA I F Mとして業務を提供する。管理会社は、ファンドの投資資産の管理運営について責任を負っている。管理会社は、ファンドのポートフォリオ運用機能を投資運用会社に委託している。

管理会社はS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社の完全所有子会社である。

管理会社の目的は、ルクセンブルグ国内または同国外を住所地とするか否かにかかわらず（2010年法第125-2条に規定された）U C Iを管理することである。ただし、管理会社は、最低でも1つのルクセンブルグのU C Iを管理しなければならない。管理会社は、U C Iの管理、運営および販売に関するあらゆる活動を行うことができる。

管理会社は、サブ・ファンドおよび受益者のために、有価証券の購入、売却、申込みおよび交換ならびにサブ・ファンド資産に直接または間接に関連するすべての権利の行使を含む管理、運営および販売に関する業務を行うことができる。

管理会社は、関連するサブ・ファンドの費用で、関連する信託証書に基づく一部または全部の職務を、一または複数の個人または企業（投資運用会社またはその他の業務提供会社を含む。）に委託する権限を有する。ただし、管理会社は、適用ある限り上記の委託先が信託証書に定める規定を遵守することを確保しなければならない。管理会社は、委託先または再委託先の業務遂行を監督する義務を負うものとし、管理会社によるその義務に係る故意の不履行または詐欺行為による場合を除き、委託先または再委託先の不正行為、重過失または不履行により生じたサブ・ファンドに対する損失について、責任を負わない。

信託証書に定める規定に従って、管理会社および管理会社の関係会社ならびにそれらの取締役、役員、従業員または代理人は何らかの理由でいずれかの時点でサブ・ファンドに関係する信託財産もしくは信託財産の一部または信託財産の収益に発生した損失または損害に関して、かかる損失または損害が管理会社、管理会社の関係会社またはそれらの取締役、役員もしくは従業員の詐欺、重過失または故意の不履行に起因しない限り、一切責任を負わない。また、管理会社はいかなる場合も間接損害、特別損害または派生的損害に関して責任を負わない。

管理会社およびその関係会社ならびにそれらの取締役、役員、従業員および代理人は、それぞれサブ・ファンドの管理会社もしくはその関係会社としてまたはそれらの取締役、役員、従業員または代理人として被り、かつ関連するサブ・ファンドの信託証書に基づきまたは当該サブ・ファンドに関連して適切に権限および義務を履行する過程で発生した法的措置、訴訟、債務、コスト、請求、損失、費用（すべての合理的な弁護士報酬、専門家報酬およびその他の同様の費用を含む。）または要求の全部または一部について、各サブ・ファンドの信託財産から補償を受けるものとする。かかる補償は、管理会社またはその関係会社およびそれらの取締役、役員または従業員の故意の不履行、重過失または詐欺による作為もしくは不作為により生じ、管理会社が被ったあらゆる法的措置、訴訟、債務、コスト、請求、損失または要求には適用されない。

ファンドの管理会社の任期は、受益者決議による事前承認により受託会社により解任されない限り、ファンドの信託期間中とする。管理会社は、受託会社に対し90日前までに書面による通知を行うことにより辞任することができる。

管理会社は有価証券届出書「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金（3）管理報酬等」の項に定める報酬を受け取る権利を有する。

管理会社の権利および義務については、ミューチュアル・ファンド規則および信託証書に定められている。管理会社はミューチュアル・ファンド規則に定める規定に拘束され、かつミューチュアル・ファンド規則に定める事項を実施し、かかる事項に関して責任を負うことに同意している。

管理会社は、平成26年4月末日現在、15本のファンドを管理および運営している。

管理会社が管理および運営しているファンドは以下のとおり、分類される。

分類		内訳
A分類	通貨建て別	米ドル建：2,777,530,151米ドル

	運用金額	ユーロ建：10,659,966ユーロ 日本円建：264,919,842,118円 豪ドル建：2,065,677,603豪ドル ニュージーランド・ドル建：608,655,375ニュージーランド・ドル カナダ・ドル建：76,916,624カナダ・ドル
B分類	ファンドの種類 （基本的性格）	3本がルクセンブルグ籍・契約型・オープン・エンド型であり、12本がケイマン籍・契約型・オープン・エンド型である。

3【管理会社の経理状況】

- a . 管理会社の直近2事業年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるケーピーエムジー・ルクセンブルグ サールから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c . 管理会社の原文の財務書類は、ユーロで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、平成26年4月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝141.74円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

（１）【貸借対照表】

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

貸借対照表

2013年３月31日現在

（単位：ユーロ）

	注	2013年３月31日		2012年３月31日	
		ユーロ	千 円	ユーロ	千 円
資産					
流動資産					
- 債権					
売掛金					
１年以内に支払期限の到来するもの	3	248,271	35,190	286,778	40,648
- 現金および預金		2,227,201	315,683	2,213,620	313,758
前払金および未収収益		11,250	1,595	0	0
資産合計		<u>2,486,722</u>	<u>352,468</u>	<u>2,500,398</u>	<u>354,406</u>
負債					
資本金および準備金					
- 払込資本金	4	446,220	63,247	446,220	63,247
- 準備金					
法定準備金	5	44,622	6,325	44,622	6,325
その他の積立金	6	<u>1,369,115</u>	<u>194,058</u>	<u>998,765</u>	<u>141,565</u>
		1,413,737	200,383	1,043,387	147,890
- 当期損益		<u>(430,245)</u>	<u>(60,983)</u>	<u>370,350</u>	<u>52,493</u>
		1,429,712	202,647	1,859,957	263,630
引当金					
- 納税引当金	7	93,657	13,275	452,411	64,125
- その他の引当金	9.3	<u>784,895</u>	<u>111,251</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
		878,552	124,526	452,411	64,125
非劣後債務					
- 買掛金					
１年以内に支払期限の到来するもの		45,000	6,378	27,566	3,907
- その他の債務					
１年以内に支払期限の到来するもの	9	<u>133,458</u>	<u>18,916</u>	<u>160,464</u>	<u>22,744</u>
		178,458	25,295	188,030	26,651
負債合計		<u>2,486,722</u>	<u>352,468</u>	<u>2,500,398</u>	<u>354,406</u>

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

（２）【損益計算書】

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ
損益計算書

2013年３月31日に終了した年度

（単位：ユーロ）

	注	2013年３月31日		2012年３月31日	
		ユーロ	千 円	ユーロ	千 円
費用					
その他の外部費用	9.2	681,417	96,584	1,623,157	230,066
流動資産要素に係る評価調整	3	9,515	1,349	23,320	3,305
その他の営業費用	9.3	829,895	117,629	0	0
		1,520,827	215,562	1,646,477	233,372
損益に係る税金	7	13,150	1,864	148,146	20,998
		1,533,977	217,426	1,794,623	254,370
当期利益		0	0	370,350	52,493
費用合計		1,533,977	217,426	2,164,973	306,863
収益					
純売上高	9.1	1,099,616	155,860	2,148,067	304,467
その他の利息および財務収益					
その他の未収利息および類似収益		1,677	238	16,906	2,396
その他の営業収益		2,439	346	0	0
		1,103,732	156,443	2,164,973	306,863
当期損失		430,245	60,983	0	0
収益合計		1,533,977	217,426	2,164,973	306,863

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

オフ・バランスシート

2013年 3 月31日に終了した年度

（単位：ユーロ）

	注	2013年 3 月31日			2012年 3 月31日		
		ユーロ		千 円	ユーロ		千 円
第三者のために保有される資産	10	0		0	-		-

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

年次財務書類に対する注記

2013年3月31日に終了した年度

注1．事業活動

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ（以下「当社」という。）は、1992年2月27日、ルクセンブルグ大公国の法律に基づき株式会社として設立された。

当社の目的は、当社が、最低でも一本のルクセンブルグの投資信託を管理することを条件に、投資信託の管理（2010年12月17日法（以下「ルクセンブルグ法」という。）の第125条の意味における）を行うことである。当社は、これら投資信託の管理、運営、マーケティングに関連するいかなる活動も引き受けることができる。当社は、その他の目的を遂行するために有益であると思われるいかなる活動も実施することができるが、ルクセンブルグ法第16章の制限の範囲内とされる。

当社は2013年3月31日現在、ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド、コーディアル・アロー・ファンド、ニッコウ・スキル・インベストメンツ・トラスト（ルクセンブルグ）、SMBCニッコウ・インベストメント・ファンド（ルクセンブルグ）、日興グローバル・ファンズ、日興リアル・アセット・ファンド、日興 拡大欧州株式ファンド、日興アクティビスト・ファンド 2005 - 05（清算手続中）、日興アクティビスト・ファンド 2005 - 08（清算手続中）、クオンティティティブ・マルチ・ストラテジー・プログラム、日興・プレミアム・ファンド、日興グローバル・アロケーション・ファンド、ニッコウ・プロプラエタリー・インベストメント・ファンド、日興アロー・ファンド、日興オフショア・ファンズ、日興カンントリー・ファンズ、プレミアム・ファンズ、日興ワールド・トラスト、ザ・NCS・インベストメンツ・トラストおよび日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファンズの20の投資信託を管理・運営している。

注2．重要な会計方針

当社は、その会計帳簿をユーロ（以下「ユーロ」という。）で維持し、当期財務書類は、以下の重要な会計方針を含め、ルクセンブルグの法律および規制の要求に準拠して作成されている。

2.1 外貨換算

ユーロ以外の通貨建の取引は、取引時の実勢為替レートでユーロに換算される。

ユーロ以外の通貨建の長期資産は、取引時の実勢為替レートでユーロに換算される。貸借対照表日付現在、かかる資産は取得時の為替レートで換算されている。

現金および預金は、貸借対照表日付現在の実勢為替レートで換算される。為替差損益は損益計算書に計上される。

短期債権および債務は、それぞれの流動性の基準に従って、貸借対照表日付現在の実勢為替レートに基づき換算される。よって未実現為替差益および差損は、損益計算書に計上される。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートで換算された額または為替に基づき決定された額のいずれか低い額または高い額で、それぞれ別々に換算される。

実現為替差益は、実現された時点で損益計算書に計上される。

資産と負債の間に経済的な関連がある場合には、それらは、上述の方法に従って総額で評価され、未実現純損失は損益計算書に計上される。

2.2 流動債権

債権は、その額面価額で評価される。それらは、回収が困難な場合には、評価調整の対象となる。かかる評価調整は、評価調整が行われた事由が適用されなくなる場合には、継続されない。

2.3 負債引当金および費用引当金

負債引当金および費用引当金は、その性質が明白に規定され、貸借対照表日付現在で発生する可能性が高いかまたは確実に発生するが、発生する金額または日付は不確定である損失または債務を補填することを目的としている。

注 3 . 債権

2013年 3 月31日および2012年 3 月31日現在の債権は、未収管理報酬である。

流動性の低いファンド、すなわち、日興オフショア・ファンズ - 日興フロンティア・ファイナンス・ファンドおよび日興・プレミア・ファンド（ABLファンド・シリーズ）のシリーズ・トラストからの償還過程における未収管理手数料総額に充当するために、不良債権に関する評価調整が行われた。

これらの債権のクオリティは、将来において債務不履行の可能性があり得るリスク、または可能性が高いリスクを示している。当期中、これらの流動性の低いファンドに関して行われた追加評価調整合計は、9,515ユーロ（2012年 3 月31日に終了した年度：23,320ユーロ）にのぼった。

注 4 . 払込資本金

払込資本金は、額面金額24.79ユーロの発行済および全額払込済の株式18,000株で表章され、446,220ユーロに固定されていた。

注 5 . 法定準備金

ルクセンブルグ法により、当社は毎年その純利益の少なくとも 5 %を法定準備金として、当該準備金が発行済資本金の10%に達するまで、積立てなければならない。10%の上限は達成された。

この法定準備金を配当金に利用することはできない。

注 6 . 資本金および準備金

	資本金	法定 準備金	任意 積立金 (1)	特別納税 引当金 (2)	その他の 積立金 (1) + (2)	当期 損益
	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ
2012年 3 月31日現在残高	446,220	44,622	745,740	253,025	998,765	370,350
損益の繰入額	-	-	373,325	-	373,325	(373,325)
支払配当金	-	-	-	-	-	-
振替額	-	-	-	(2,975)	(2,975)	2,975
当期利益	-	-	-	-	-	(430,245)
2013年 3 月31日現在残高	446,220	44,622	1,119,065	250,050	1,369,115	(430,245)

2012年 5 月31日に開催された年次株主総会は、2012年 3 月31日に終了した年度の利益処分を承認した。

2002年 1 月 1 日以降、当社は、施行された新税法に準拠して、純資産税（NWT）負債を控除した。当該法律に従い、当社は、純資産税の控除額の 5 倍に相当する金額を配当不能引当金（「特別納税引当金」科目）のもとに繰入れることを決定した。当該引当金は、純資産税が控除された年に続く 5 年間は配当に利用することはできない。

注 7 . 税金

当社は、ルクセンブルグ所得税、都市事業税および純資産税の課税対象となっている会社である。

税金負債は、貸借対照表上で「納税引当金」として計上されている。ルクセンブルグ税務当局は、所得税、都市事業税および純資産税について、2010年まで（同年を含む。）査定を行っている。

注 8 . その他の債務

2013年 3 月31日および2012年 3 月31日現在のその他の債務の内訳は、以下のとおりである。

	2013年 3 月31日 ユーロ	2012年 3 月31日 ユーロ
未払投資顧問報酬	80,075	96,278
未払販売報酬	53,383	64,186
	133,458	160,464

注9．純売上高およびその他の営業費用

9.1 純売上高

	2013年3月31日	2012年3月31日
	ユーロ	ユーロ
受領管理報酬	1,089,349	1,341,386
受領実績報酬	10,267	806,681
	<u>1,099,616</u>	<u>2,148,067</u>

9.2 その他の外部費用

	2013年3月31日	2012年3月31日
	ユーロ	ユーロ
払戻し投資顧問および販売会社報酬	562,958	764,805
払戻し実績報酬	10,267	806,681
その他の費用	108,192	51,671
	<u>681,417</u>	<u>1,623,157</u>

2013年3月31日現在の適用ある報酬料率は、以下のとおりである。

当社は、日興リアル・アセット・ファンドおよび日興カントリー・ファンズ - 日興ロシア・プロスパリティ・ファンドから、当該四半期中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.01%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

2012年6月30日まで、当社は、ニッコウ・スキル・インベストメンツ・トラスト（ルクセンブルグ）から、当該四半期中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.01%の年次管理報酬を受領していた。報酬は、四半期毎に支払われる。2013年7月1日以降、当社は、ニッコウ・スキル・インベストメンツ・トラスト（ルクセンブルグ）から、当該四半期中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.02%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、コーディアル・アロー・ファンドから、当該期間中のかかるファンドの日々の平均純資産価額に対して0.01%の年次管理報酬を受領する。報酬は、3月と9月に支払われる。

当社は、日興オフショア・ファンズ - アジア・インカム・プラス・エクイティ・ストラテジー、日興オフショア・ファンズ - アジア・パシフィック・インカム・プラス・リアル・エステート、日興オフショア・ファンズ - 日興グローバル・ハイイールド・カレンシー・ファンド（毎月分配型）、および日興オフショア・ファンズ - 日興ロックフェラー・グローバル・エナジー・ファンド（SM）から、当該四半期中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.01%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。2012年10月31日付で、当社および日興オフショア・ファンズの受託会社は、日興オフショア・ファンズ - 日興グローバル・ハイイールド・カレンシー・ファンド（毎月分配型）を終了させることを決定した。

当社は、日興・プレミアム・ファンドから、当該四半期中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.01%の年次管理報酬を受領する。報酬は、各評価日に計算され、四半期毎に支払われる。しかし、2009

年3月31日に終了した期間および別途通知があるまで、日興・プレミア・ファンド - 日興ABLファンド（円）および日興・プレミア・ファンド - 日興ABLファンド（米ドル）からの管理報酬のすべての支払が停止されており、また、2009年12月31日に終了した期間および別途通知があるまで、日興・プレミア・ファンド - 日興ABLファンド2（円）および日興・プレミア・ファンド - 日興ABLファンド2（米ドル）からの管理報酬のすべての支払が停止されている。2012年6月18日付で、当社および日興・プレミア・ファンドの受託会社は、日興・プレミア・ファンド - 日興ABLファンド（円）、日興・プレミア・ファンド - 日興ABLファンド（米ドル）、日興・プレミア・ファンド - 日興ABLファンド2（円）および日興・プレミア・ファンド - 日興ABLファンド2（米ドル）を終了させることを決議した。当社は、当該四半期中のこれらのファンドの平均純資産価額に対して0.01%（年間最低報酬は250ユーロとする。）の年次管理報酬を受領する権利を有する。

当社は、プレミアム・ファンズ - プロフェッショナル通貨取引ファンド、プレミアム・ファンズ - ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建て、プレミアム・ファンズ - ピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て（ヘッジあり）、プレミアム・ファンズ - キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンド、プレミアム・ファンズ - ヨーロピアン・ハイイールド、プレミアム・ファンズ - グローバル・コーポレート・ボンド、日興ワールド・トラスト - 日興グリーン・ニューディール・ファンド、日興ワールド・トラスト - ニューワールド・エクイティ・ファンド（円建て）/（円ヘッジあり）、日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファンズ - 日興ダイナミック・ボンド、日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファンズ - 日興ダイナミック・エクイティ、ザ・NCS・インベストメンツ・トラスト - フラットアイロン・ハイ・グレード・クレジット・ファンドおよびSMBCニッコウ・インベストメント・ファンド（ルクセンブルグ）から、これらのファンドの純資産価額に対して0.01%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎月支払われる。

当社は、日興グローバル・アロケーション・ファンドから、当該月中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.02%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、日興アロー・ファンドおよび日興 拡大欧州株式ファンドから、当該四半期中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.02%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、ニッコウ・プロプラエタリー・インベストメント・ファンドから、当該月中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.05%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、クオンティティティブ・マルチ・ストラテジー・プログラム から、当該月中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.12%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、日興アクティビスト・ファンド 2005 - 05および日興アクティビスト・ファンド 2005 - 08から500米ドルの年次管理報酬を受領する。2010年12月21日付で、当社は管理会社として、受託会社と、日興アクティビスト・ファンド 2005 - 05および日興アクティビスト・ファンド 2005 - 08の両ファンドを終了させることを決定した。

2012年6月18日付で、当社および日興オフショア・ファンズの受託会社は、日興オフショア・ファンズ - 日興フロンティア・ファイナンス・ファンドを終了させることを決議した。当社は、当該四半期中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.035%（年間最低報酬は3,000ユーロとする。）の年次管理報酬を受領する権利を有する。

当社は、日興オフショア・ファンズ - CS GTAAファンドから、当該四半期中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.035%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、日興オフショア・ファンズ - CS GTAAファンドから、各四半期末において実現化され、支払われる実績報酬を受領する。2013年3月31日に終了した期間の実績報酬は、10,267ユーロ（1,084,923円）であった。かかる実績報酬は、同ファンドの投資顧問会社および仲介機関に対して6対4の割合で全額払い戻される。2012年3月31日に終了した期間において、当社は806,681ユーロ（82,848,709円）の実績報酬を受領した。

当社は、日興グローバル・ファンズから、当該四半期中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.51%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。当社は、同ファンドの投資運用会社および販売会社に対して合計で0.50%の年次報酬を払戻す。

当社は、ニッコウ・マネー・マーケット・ファンドから、以下のとおり計算される年次管理報酬を受領する権利を有する。すなわち、日々計算されるグロス・イールド（その他の費用控除後）が年率1%未満の場合、当社に対する報酬は、当該グロス・インカム（その他の費用控除後）の1%である。日々計算されるグロス・イールド（その他の費用控除後）が年間1%以上の場合、当社に対する報酬は、当該四半期中のかかるファンドの資産の日々の平均純資産価額の0.01%を上限とする。「グロス・イールド（その他の費用控除後）」とは、ファンドの総利回り（グロス・イールド）より、ファンドの関係当事者に対する報酬以外の費用の日々の償却率を控除し、当社により日々計算される料率をいう。また、「グロス・インカム（その他の費用控除後）」とは、（a）ファンドの総利益（有価証券のキャピタル・ゲイン/ロスを含む。）より、（b）ファンドの関係当事者に対する報酬以外の費用の日々の償却額を控除し、当社により日々計算される金額をいう。

9.3 その他の営業費用

	2013年3月31日 ユーロ	2012年3月31日 ユーロ
取締役報酬	45,000	0
運用に係る引当金	784,895	0
	<u>829,895</u>	<u>0</u>

2012年6月18日付で、当社ならびに日興オフショア・ファンズおよび日興・プレミア・ファンドの受託会社は、日興オフショア・ファンズ・日興フロンティア・ファイナンス・ファンドおよび日興・プレミア・ファンド（ABLファンド・シリーズ）のシリーズ・トラストを終了させることを決議した。

SMBC日興ルクセンブルク銀行株式会社と当社との間で締結された質権設定契約を受けて、これらの債権のクオリティが将来において債務不履行の可能性があり得るリスク、または可能性が高いリスクを示していることを考慮し、償還手続中のこれらの流動性の低いファンドおよびその対象となるトレーディング・カンパニーの当座借越額に充当するために、784,895ユーロの引当金が設定された。

注10．オフ・バランスシート項目

2012年7月31日付で、当社は管理していたひとつのシリーズ・トラスト（以下「シリーズ・トラスト」という。）を終了させることを決定した。

当該終了を受けて、変動資本を有する会社型投資信託（SICAV）の投資有価証券を除いて、シリーズ・トラストのすべての投資有価証券が換金された。2009年5月29日以降、かかるSICAVの評価額は、ゼロと決定されていた。

当該シリーズ・トラストの最終純資産価額は2012年10月3日付で計算され、最終償還手取金は2012年10月10日付で支払われた。

SICAVにおいては換金が不可能であり、当該換金の可能日が不確実であることから、当社は、シリーズ・トラストの受益者の利益のために、2012年10月3日付でかかる資産をSMBC日興ルクセンブルク銀行株式会社の保護管理下に置くことを決議した。将来のいずれかの時点でかかる資産が換金された場合、当該換金により受領する手取金は、シリーズ・トラストがなお存在しているものとして、2012年7月31日付のシリーズ・トラストの帳簿に登録されているシリーズ・トラストの受益者に対して支払われる予定である。

したがって、かかる資産を、SMBC日興ルクセンブルク銀行株式会社の保護管理下に置くことができるように、2013年3月26日付でSICAVの受益権が当社に対して譲渡されることが決議された。かかる譲渡以降、シリーズ・トラストは資産および負債を保有せず、ケイマン諸島の法律上、存在しないものとする。

かかるSICAVに関して将来現金が受領された場合、当社は、初めに、当該現金をかかる資産に関連し生じた債務の支払に充て、次に、シリーズ・トラストが存在していた場合に当該現金を受領する権利を得ていたであろう受益者への支払に充てる。

（財務書類については、原文（英語版）のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文（英語版）のみである。財務書類の原文（英語版）の翻訳は、管理会社の取締役会の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および／または財務書類の原文（英語版）と日本文の間に相違があった場合には、原文（英語版）が優先される。）

[次へ](#)

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.

Balance sheet as at March 31, 2013

(expressed in euro)

	Note(s)	March 31, 2013 EUR	March 31, 2012 EUR
ASSETS			
Current assets			
- Debtors			
. Trade debtors			
- becoming due and payable after less than one year	3	248 271	286 778
- Cash at bank		2 227 201	2 213 620
Prepayments and accrued income		11 250	0
Total assets		2 486 722	2 500 398
LIABILITIES			
Capital and reserves			
- Subscribed capital	4	446 220	446 220
- Reserves			
. legal reserve	5	44 622	44 622
. other reserves	6	1 369 115	998 765
		1 413 737	1 043 387
- Result for the financial year		(430 245)	370 350
		1 429 712	1 859 957
Provisions			
- Provisions for taxation	7	93 657	452 411
- Other provisions	9.3	784 895	0
		878 552	452 411
Non-subordinated debts			
- Trade creditors			
. becoming due and payable after less than one year		45 000	27 566
- Other creditors			
. becoming due and payable after less than one year	9	133 458	160 464
		178 458	188 030
Total liabilities		2 486 722	2 500 398

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.

Profit and loss account for the year ended March 31, 2013

(expressed in euro)

	Note(s)	March 31, 2013 EUR	March 31, 2012 EUR
CHARGES			
Other external charges	9.2	681 417	1 623 157
Value adjustments on elements of current assets	3	9 515	23 320
Other operating charges	9.3	829 895	0
		<u>1 520 827</u>	<u>1 646 477</u>
Tax on profit or loss	7	13 150	148 146
		<u>1 533 977</u>	<u>1 794 623</u>
Profit for the financial year		<u>0</u>	<u>370 350</u>
Total charges		<u><u>1 533 977</u></u>	<u><u>2 164 973</u></u>
INCOME			
Net turnover	9.1	1 099 616	2 148 067
Other interests and other financial income			
. Other interest receivable and similar income		1 677	16 906
Other operating income		2 439	0
		<u>1 103 732</u>	<u>2 164 973</u>
Loss for the financial year		<u>430 245</u>	<u>0</u>
Total income		<u><u>1 533 977</u></u>	<u><u>2 164 973</u></u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Off - balance sheet as at March 31, 2013
(expressed in euro)**

	Note(s)	March 31, 2013	March 31, 2012
		EUR	EUR
Assets held for third parties	10	0, --	-

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.

Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2013

Note 1 - Activity

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A. (the “Company”) was incorporated under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg as “Société Anonyme” on February 27, 1992.

The purpose of the Company is the management (within the meaning of article 125 of the law of December 17, 2010 (the “Luxembourg Law”) of undertakings for collective investment provided that the Company must manage at least one Luxembourg undertaking for collective investment. The Company may undertake any activities relating to the management, administration and marketing of those undertakings for collective investment. The Company may carry out any activities deemed useful for the accomplishment of its object remaining, however, within the limitations of chapter 16 of the Luxembourg Law.

The Company manages at March 31, 2013, 20 investment funds: Nikko Money Market Fund, Cordial Arrow Fund, Nikko Skill Investment Trust (Lux), SMBC Nikko Investment Fund (Lux), Nikko Global Funds, Nikko Real Asset Fund, Nikko European Convergence Equity Fund, Nikko Activist Fund 2005-05 (in liquidation), Nikko Activist Fund 2005-08 (in liquidation), Quantitative Multi-Strategy Program II, Nikko Premier Fund, Nikko Global Allocation Fund, Nikko Proprietary Investment Fund, Nikko Arrow Fund, Nikko Offshore Funds, Nikko Country Funds, Premium Funds, Nikko World Trust, NCS investment Trust, Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Fund.

Note 2 - Significant accounting policies

The Company maintains its books in Euro (“EUR”) and these annual accounts have been prepared in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements including the following significant accounting policies.

2.1 Foreign currency translation

Transactions expressed in currencies other than EUR are translated into EUR at the exchange rate effective at the time of the transaction.

Long-term assets expressed in currencies other than EUR are translated into EUR at the exchange rate effective at the time of the transaction. At the balance sheet date, these assets remain translated at historic exchange rate.

Cash at bank is translated at the exchange rate effective at the balance sheet date. Exchange losses and gains are recorded in the profit and loss account.

Short-term debtors and creditors are, according to their liquid criteria, translated on the basis of the exchange rates effective at the balance sheet date. The unrealised exchange gains and losses are thus recorded in the profit and loss account.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2013 (continued)****Note 2 - Significant accounting policies****2.1 Foreign currency translation**

Other assets and liabilities are translated separately respectively at the lower or at the higher of the value converted at historical exchange rate or the value determined on the basis of the exchange.

The realised exchange gains are recorded in the profit and loss account at the moment of their realisation.

Where there is an economic link between an asset and a liability, these are valued in total according to the method described above and the net unrealised loss is recorded in the profit and loss account.

2.2 Current debtors

Debtors are valued at their nominal value. They are subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

2.3 Provisions for liabilities and charges

Provision for liabilities and charges are intended to cover losses or debts, the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

Note 3 - Debtors

Debtors as at March 31, 2013 and March 31, 2012 represent management fees receivable.

Value adjustments in respect of doubtful receivables has been made in order to cover the total amount of management commission receivable from illiquid funds under liquidation process, namely Nikko Offshore Funds - Nikko Frontier Finance Fund and the series trusts of Nikko Premier Fund (ABL Fund series).

The quality of these debtors indicates a risk of possible or probable default in the future. The total additional value adjustment made during the year regarding these illiquid funds amounts to EUR 9 515(year ended March 31, 2012 : EUR 23 320).

Note 4 - Subscribed capital

The subscribed capital was fixed at EUR 446 220, represented by 18 000 issued and fully paid shares at a par value of EUR 24.79.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2013 (continued)****Note 5 - Legal reserve**

Under Luxembourg law, the Company is required to transfer to the legal reserve a minimum of 5% of its net profit each year until this reserve equals 10% of the issued share capital. The limit of 10% is reached.

The legal reserve is not available for distribution.

Note 6 - Capital and reserves

	Capital	Legal reserve	Free reserve (1)	Special tax reserve (2)	Other reserve (1) + (2)	Result for the year
	EUR	EUR	EUR	EUR	EUR	EUR
Balance at March 31, 2012	446 220	44 622	745 740	253 025	998 765	370 350
Allocation of the result	-	-	373 325	-	373 325	(373 325)
Dividend distributed	-	-	-	-	-	-
Transfer	-	-	-	(2 975)	(2 975)	2 975
Result for the financial year	-	-	-	-	-	(430 245)
Balance at March 31, 2013	446 220	44 622	1 119 065	250 050	1 369 115	(430 245)

The Annual General Meeting of Shareholders held on May 31, 2012 approved the allocation of the result for the year ended March 31, 2012.

As from January 1, 2002, the Company reduced the Net Worth Tax(NWT) liability in accordance with the new tax law in force. In order to comply with the law, the Company decided to allocate under non-distributable reserves(item “special tax reserve”) an amount that corresponds to five times the amount of reduction of the Net Worth Tax. This reserve is non-distributable for a period of five years from year following the one during which the Net Worth Tax was reduced.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2013 (continued)****Note 7 - Taxation**

The Company is a corporation, subject to Luxembourg income tax, to municipal business tax and to net worth tax.

Tax liabilities are recorded under “Provisions for taxation” in the balance sheet. The Luxembourg tax authorities have issued assessments for the years up to and including 2010 for income tax, municipal business tax and net worth tax.

Note 8 - Other creditors

Other creditors as at March 31, 2013 and March 31, 2012 is analysed as follows:

	March 31, 2013	March 31, 2012
	EUR	EUR
Advisory fees payable	80 075	96 278
Distribution fees payable	53 383	64 186
	133 458	160 464

Note 9 - Net turnover and other operating charges**9.1 Net turnover**

	March 31, 2013	March 31, 2012
	EUR	EUR
Management fees received	1 089 349	1 341 386
Performance fees received	10 267	806 681
	1 099 616	2 148 067

9.2 Other external charges

	March 31, 2013	March 31, 2012
	EUR	EUR
Advisory and distributor fees reimbursed	562 958	764 805
Performance fees reimbursed	10 267	806 681
Other expenses	108 192	51 671
	681 417	1 623 157

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2013 (continued)****Note 9 - Net turnover and other operating charges (continued)**

The related applicable fee rates as at March 31, 2013 are as follows:

The Company receives from Nikko Real Asset Fund, and Nikko Country Funds - Nikko Russia Prosperity Fund an annual management fee of 0.01% of the average net assets of these funds during the relevant quarter. The fee is paid quarterly.

Until 30th June 2012, the Company received from Nikko Skill Investments Trust (Lux), an annual management fee of 0.01% of the average net assets of these funds during the relevant quarter. The fee is paid quarterly. Since 1st July 2013, the Company receives from Nikko Skill Investments Trust(Lux), an annual management fee of 0.02% of the average net assets of these funds during the relevant quarter. The fee is paid quarterly

The Company receives from Cordial Arrow Fund an annual management fee at the rate of 0.01% of the average daily net assets of the fund during the relevant period. The fee is paid in March and September.

The Company receives from Nikko Offshore Funds - Asia Income Plus Equity Strategy, Nikko Offshore Funds -Asia Pacific Income Plus Real Estate, Nikko Offshore Funds - Nikko Global High Yield Currency Fund(Monthly Distribution) and Nikko Offshore Funds - Nikko Rockefeller Global Energy FundSM an annual management fee of 0.01% of the average net assets of these funds during the relevant quarter. The fee is paid quarterly.

On 31st October 2012, the Company and the trustee of Nikko Offshore Funds determine to terminate Nikko Offshore Funds - Nikko Global High Yield Currency Fund(Monthly Distribution).

The Company receives from Nikko Premier Fund an annual management fee of 0.01% of the average net assets of this fund during the relevant quarter. The fee is calculated as at each valuation day and paid quarterly. However, all payments of management fees from Nikko Premier Fund - Nikko ABL Fund (Yen) and Nikko Premier Fund - Nikko ABL Fund(US\$) for the period ended March 31, 2009 and until further notice have been suspended and all payments of management fee from Nikko Premier Fund - Nikko ABL Fund 2 (Yen) and Nikko Premier Fund - Nikko ABL Fund 2 (US\$) for the period ended December 31, 2009 and until further notice have been suspended. . On 18th June 2012, the Company and the trustee of Nikko Premier Fund resolved to terminate Nikko Premier Fund - Nikko ABL Fund (Yen), Nikko Premier Fund - Nikko ABL Fund (US\$), Nikko Premier Fund - Nikko ABL Fund 2(Yen) and Nikko Premier Fund - Nikko ABL Fund 2(US\$). The Company is entitled to an annual management fee of 0.01% of the average net assets of these funds during the relevant quarter with a minimum of € 250 per year.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2013 (continued)****Note 9 - Net turnover and other operating charges (continued)**

The Company receives from Premium Funds - The Professional Currency Trade Fund, Premium Funds - Pimco Total Return Strategy USD, Premium Funds - Pimco Total Return Strategy JPY (Hedged), Premium Funds - Capital US Growth and Income Fund, Premium Funds - European High Yield, Premium Funds - Global Corporate Bond, Nikko World Trust - Nikko Green New Deal Fund; Nikko World Trust - New World Equity Fund (JPY)/(JPY Hedged); Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds - Nikko Dynamic Bond, Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds - Nikko Dynamic Equity, The NCS Investments Trust - Flatiron High Grade Credit Fund and SMBC Nikko Investment Fund (Lux), an annual management fee of 0.01% of the net asset value of these funds. The fee is paid monthly.

The Company receives from Nikko Global Allocation Fund an annual management fee at the rate of 0.02% of the average net assets of this fund during the relevant month. The fee is paid quarterly.

The Company receives from Nikko Arrow Fund and Nikko European Convergence Equity Fund an annual management fee of 0.02% of the average net assets of these funds during the relevant quarter. The fee is paid quarterly.

The Company receives from Nikko Proprietary Investment Fund an annual management fee at the rate of 0.05% of the average net assets of these funds during the relevant month. The fee is paid quarterly.

The Company receives from Quantitative Multi-Strategy Program II an annual management fee at the rate of 0.12% of the average net assets of this fund during the relevant month. The fee is paid quarterly.

The Company receives from Nikko Activist Fund 2005-05 and Nikko Activist Fund 2005-08 an annual management fee of US\$ 500. On December 21, 2010 the manager and the Trustee of both Nikko Activist Fund 2005-05 and Nikko Activist Fund 2005-08 determined to terminate the funds.

On June 18, 2012, the Company and the trustee of Nikko Offshore Funds resolved to terminate Nikko Offshore Funds - Nikko Frontier Finance Fund. The Company is entitled to receive an annual management fee of 0.035% of the average net assets of this fund during the relevant quarter with a minimum of € 3,000 per year.

The Company receives from Nikko Offshore Funds - Nikko Offshore Funds - CS GTAA Fund an annual management fee of 0.035% of the average net assets of these funds during the relevant quarter. The fee is paid quarterly.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2013 (continued)****Note 9 - Net turnover and other operating charges (continued)**

The Company receives from Nikko Offshore Funds - CS GTAA Fund a performance fee realised and paid at the end of each quarter. The performance fee for the period ended March 31, 2013 amounts to EUR 10 267 (JPY 1 084 923). Such performance fee is wholly paid back to the investment advisor and the intermediary of this fund in a 60/40 % ratio. For the period ended March 31, 2012, the Company received performance fee of EUR 806 681 (JPY 82 848 709).

The Company receives from Nikko Global Funds an annual management fee of 0.51% of the average net assets of this fund during the relevant quarter. The fee is paid quarterly. The Company pays back to the investment manager and the distributor of this fund an annual fee rate of 0.50% in total.

The Company is entitled to receive annual management fee from Nikko Money Market Fund calculated as follows: if daily GYLOE is below 1% per annum, the fee payable to the Company is 1% of such GILOE. If daily GYLOE is 1% per annum or above, the fee payable to the Company is up to an annual rate of 0.01% of the average daily net asset value of the assets of the fund during the relevant quarter. "GYLOE"(Gross Yield Less Other Expenses) means a rate calculated daily by the Company, which shall be equal to the gross yield of the fund less the rate of daily amortization amount of expenses other than fees payable to the funds' related parties and "GILOE" (Gross Income Less Other Expenses) means an amount, calculated daily by the Company, which shall be equal to the difference between:

- (a) the gross income of the fund, including the capital gain/loss on securities, and
- (b) the daily amortisation amount of expenses other than fees payable to the fund's related parties.

9.3 Other operating charges

	March 31, 2013	March 31, 2012
	EUR	EUR
Director's fees	45 000	0
Operating provisions	784 895	0
	<u>829 895</u>	<u>0</u>

On the June 18, 2012, the Company and the trustee of Nikko Offshore Funds and Nikko Premier Fund resolved to terminate Nikko Offshore Funds - Nikko Frontier Finance Fund and the series trusts of Nikko Premier Fund(ABL Fund series).

Following a pledge agreement signed between SMBC Nikko Bank(Luxembourg) S.A. and the Company, a provision of EUR 784 895 has been made in order to cover the overdraft amounts of these illiquid funds in liquidation and their underlying trading companies, considering that the quality of these debtors indicates a risk of possible or probable default in the future.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2013 (continued)****10. Off balance sheet items**

On July 31, 2012, the Company decided to terminate a series trust under its administration (the “Series Trust”).

Following the termination, all investments of the Series Trust was realised aside from an investment in a SICAV. The value of this investment was determined at zero since May 29, 2009.

The final net asset value of such Series Trust was calculated on October 3, 2012 and final liquidation proceeds were paid on October 10, 2012.

On October 3, 2012, the Company resolved that since the SICAV cannot be realised and since there is no certainty as to a possible date for such realisation, this asset will be held in custody by SMBC Nikko Bank(Luxembourg) S.A. for the benefit of the unitholders of the Series Trust. If at any time in the future, this asset is realised, any proceeds received from such realisation will be paid to the unitholders of the Series Trust registered in the books of the Series Trust on July 31, 2012, as if the Series Trust were still in existence.

Consequently it has been resolved on March 26, 2013 that the beneficial interest in the SICAV be transferred so that this asset is held in custody by SMBC Nikko Bank (Luxembourg) S.A. for the Company and following this transfer, the Series Trust will have no assets and no liabilities and will cease to exist as a matter of Cayman Islands Law.

If any cash is received in respect of the SICAV in the future, the Company will use such cash, firstly, to pay any liabilities incurred in respect of this asset and, secondly, to pay the unitholders who would have been entitled to such cash as if the Series Trust were still in existence.

中間財務書類

- a . 管理会社の日本文の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . 管理会社の原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c . 管理会社の原文の中間財務書類は、ユーロで表示されている。日本文の中間財務書類には、平成26年4月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝141.74円）を使用して換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

(1) 資産及び負債の状況

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

貸借対照表

2013年9月30日現在

(単位：ユーロ)

	2013年9月30日		2013年3月31日	
	ユーロ	千 円	ユーロ	千 円
資産				
流動資産				
- 債権				
- 売掛金				
1年以内に支払期限の 到来するもの	226,410	32,091	248,271	35,190
- 現金および預金	2,123,806	301,028	2,227,201	315,683
- 前払金および未収収益	3,750	532	11,250	1,595
- その他の資産	0	0	0	0
資産合計	<u>2,353,966</u>	<u>333,651</u>	<u>2,486,722</u>	<u>352,468</u>
負債				
資本金および準備金				
- 払込資本金	446,220	63,247	446,220	63,247
- 繰越利益	0	0	0	0
- 準備金				
法定準備金	44,622	6,325	44,622	6,325
その他の積立金	938,870	133,075	1,369,115	194,058
	<u>983,492</u>	<u>139,400</u>	<u>1,413,737</u>	<u>200,383</u>
- 当期損益	<u>(76,930)</u>	<u>(10,904)</u>	<u>(430,245)</u>	<u>(60,983)</u>
	1,352,782	191,743	1,429,712	202,647
引当金				
- 納税引当金	40,134	5,689	93,657	13,275
- その他の引当金	759,502	107,652	784,895	111,251
	<u>799,636</u>	<u>113,340</u>	<u>878,552</u>	<u>124,526</u>
非劣後債務				
- 買掛金				
1年以内に支払期限の 到来するもの	82,173	11,647	45,000	6,378
- その他の債務				
1年以内に支払期限の 到来するもの	119,375	16,920	133,458	18,916
	<u>201,548</u>	<u>28,567</u>	<u>178,458</u>	<u>25,295</u>
負債合計	<u>2,353,966</u>	<u>333,651</u>	<u>2,486,722</u>	<u>352,468</u>

(2) 損益の状況

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

損益計算書

2013年9月30日に終了した期間

(単位：ユーロ)

	2013年9月30日		2013年3月31日	
	ユーロ	千 円	ユーロ	千 円
費用				
その他の外部費用	374,406	53,068	681,417	96,584
流動資産要素に係る評価調整	262	37	9,515	1,349
その他の営業費用	174,889	24,789	829,895	117,629
	549,557	77,894	1,520,827	215,562
未払利息および類似費用				
- その他の未払利息および類似費用				
損益に係る税金	6,575	932	13,150	1,864
	556,132	78,826	1,533,977	217,426
当期利益	0	0	0	0
費用合計	556,132	78,826	1,533,977	217,426
収益				
純売上高	485,785	68,855	1,099,616	155,860
その他の利息および財務収益				
- その他の未収利息および類似収益	(6,583)	(933)	1,677	238
- その他の営業収益	0	0	2,439	346
	479,202	67,922	1,103,732	156,443
当期損失	76,930	10,904	430,245	60,983
収益合計	556,132	78,826	1,533,977	217,426

4【利害関係人との取引制限】

管理会社が、シリーズ・ユニット・トラストのために管理会社または受益者以外の第三者の利益のために行う取引等、受益者の保護に欠け、またはサブ・ファンド資産の運用の適正を害する取引は禁止される。

投資家は、以下の潜在的利益相反に注意する必要がある。

受託会社、管理会社および両社の持株会社、持株会社の株主、持株会社の子会社およびそれぞれの取締役、役員、従業員、代理人および関連会社（以下「利害関係者」という。）は、時にサブ・ファンドと利益が相反するその他の金融、投資またはその他の専門的活動に従事する場合がある。かかる活動には、他のファンドの運用、有価証券の売買、投資顧問・経営顧問サービス、仲介サービスの提供およびその他のファンドまたは会社の取締役、役員、顧問または代理人を務めることなどを含む。特に、受託会社または管理会社は、サブ・ファンドと同様のまたは重複する投資目的を有するその他の投資ファンドに助言を行う可能性がある。また、受託会社または管理会社は、サブ・ファンドに提供するサービスと同様のサービスを第三者に提供することができるが、かかるサービスから得た利益について説明する責任を負わない。利益相反が発生する場合、受託会社または管理会社は、公正に解決するよう努力するものとする。サブ・ファンドを含めた様々な顧客に対する投資機会の配分に関連して、受託会社または管理会社は、上記の職務に関連して利益相反に直面する場合があるが、受託会社または管理会社は、こうした状況下において投資機会が公正に配分されるように注意を払うものとする。

受託会社、管理会社や各社の関連会社は、関係法で認められる範囲内で、代理人として受託会社または管理会社とファンド取引を行うことができ、その場合、通常の総合サービス料を超えないことを条件として、通常の仲介手数料や現金リベートを受け取り、保持するほか、通常の市場慣行に従って、本人として受託会社または管理会社と取引を行うことができる。

受託会社、管理会社やそれぞれの関連会社は、受託会社、管理会社やそれぞれの関連会社のために物品、サービスまたはその他の便益（調査サービス、顧問サービス、特殊なソフトウェアまたは調査サービスに関連するコンピュータ・ハードウェアおよびパフォーマンス測定などを含む。）を提供する取決めを行った者またはかかる者の代理人を通じて取引を行う権利を留保する。ただし、かかる取引の性格が全体として受託会社または管理会社の利益になることが合理的に予想でき、サブ・ファンドのパフォーマンスの改善に貢献できること、直接的な支払いを行う代わりに受託会社、管理会社やそれぞれの関連会社が仕事を発注することを約束することを条件とする。疑義を避けるため、上記の物品およびサービスには、旅行、宿泊、接待、一般管理用の物品およびサービス、一般的な事務機器または建物、会費、従業員の給与または間接的な金銭の支払いは含まれない。

受託会社または受託会社の関連会社は、事前に書面で管理会社の承認を得た上で、利害関係者または利害関係者が運用もしくは助言を行う投資ファンドもしくはアカウントから有価証券を購入し、または売却することができる。また受託会社または管理会社以外の利害関係者は、適当と判断する場合、受益証券を保有し、または取引することができるほか、受託会社または受託会社の子会社が同様の投資対象を保有している場合でも、自己勘定でかかる投資対象を購入し、保有し、取引することができる。受託会社または管理会社は、信託財産を用いて自己の計算で取引を実行してはならない。

利害関係者は、受益者または受託会社が有価証券を保有している法人と金融取引等の取引を行い、または契約を締結し、またはかかる取引もしくは契約に利害関係を持つことができる。更に、利害関係者は、サブ・ファンドの計算で受託会社に代わって利害関係者が執行する投資対象の売買に関連して利害関係者が交渉した手数料または利益を受け取ることができ、かかる手数料または利益がサブ・ファンドの利益になる場合もあれば、利益にならない場合もある。

5【その他】

（１）定款の変更

管理会社の定款の変更または解散に関しては、ルクセンブルグの法律が規定する定足数および議決する要件に従い、株主総会の決議が必要である。

（２）営業譲渡または営業譲受

ルクセンブルグ監督当局の事前承認を条件として、管理会社は、ルクセンブルグの一般原則に基づき、契約型投資信託を管理運用する権限を授与されている他のルクセンブルグの会社にその業務を譲渡することができる。かかる場合、営業を譲渡した会社は、なお、法人として存続する。

（３）出資の状況

該当なし。

（４）訴訟事件その他の重要事項

本書提出前１年以内において、訴訟事件その他管理会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えることが予想される事実はない。

管理会社の会計年度は、３月末日に終了する１年である。

管理会社の存続期間は無期限である。ただし、株主総会の決議によりいつでも解散することができる。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）メイプルズ・エフエス・リミテッド（「受託会社」）

（イ）資本金の額

平成26年4月末日現在、500,000米ドル（約5,131万円）

（注）米ドルの円換算額は便宜上、平成26年4月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝102.61円）による。以下同じ。

（ロ）事業の内容

受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（2013年改正）の規定に基づき、適式に設立され有効に存続し信託業務を行うための免許を受けている信託会社である。受託会社は、ミューチュアル・ファンド法に基づく免許投資信託管理事務代行会社でもある。

（2）S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社（「保管会社」および「管理事務代行会社」）

（イ）資本金の額

平成26年3月末日現在、90,154,448ユーロ（約128億円）

（ロ）事業の内容

S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社は、ルクセンブルグで昭和49年2月14日に株式会社として設立された銀行であり、またS M B C日興証券株式会社の100%子会社である。

（3）S M B C日興証券株式会社（「代行協会員」および「販売会社」）

（イ）資本金の額

平成26年4月末日現在、100億円

（ロ）事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。なお、S M B C日興証券は、証券投資信託受益証券を取扱っており、複数の外国投資信託証券について、日本における代行協会員業務および販売等の業務を行っている。

（4）ロックフェラー・アンド・カンパニー・インク（「投資運用会社」）

（イ）資本金の額

平成26年3月末日現在、14,119,000米ドル（約14億4,875万円）

（ロ）事業の内容

投資運用会社は、デラウェア州法に基づき設立されたニューヨークを本拠地とする会社であり、米国証券取引委員会に投資顧問として登録されているニューヨークの会社である。投資運用会社の株主、経営および事業に関する詳細はフォームADVに記載されており、その写しは請求により適格投資家に提供され、また、<http://www.adviserinfo.sec.gov>にアクセスすることにより入手することができる。

2【関係業務の概要】

（1）メイプルズ・エフエス・リミテッド

受託会社は、信託証書に基づき、サブ・ファンドの受託業務を行う。

（2）S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社

管理事務代行会社は、サブ・ファンドに関して管理事務、登録および名義書換業務を行う。また、管理事務代行契約に基づき、受託会社および管理会社の監督のもと、サブ・ファンドの業務を行い、サブ・ファンドの会計記録を維持し、サブ・ファンドの純資産価格の算定を行う。

保管会社は、保管契約に定めるとおり、保管する証券の処理、評価および報告業務を行う。かかる業務には、信託および保護預り、資金管理および証券移動、ならびに評価といった業務が含まれる。

（3）S M B C日興証券株式会社

日本における代行協会員業務および日本におけるファンド証券の募集に関し、サブ・ファンドの日本における販売・買戻業務を行う。

（４）ロックフェラー・アンド・カンパニー・インク

管理会社は、その総合的な指図、監督および責任の下でサブ・ファンドの資産の投資および再投資の運用を行う投資運用会社としてロックフェラー・アンド・カンパニー・インクを任命している。

投資運用契約により、投資運用会社およびその関係会社、ならびにそれらの取締役、役員、従業員および代理人は、故意の失当行為、詐欺または重過失がない限り、サブ・ファンドに関する作為、不作為に係る責任から免責される。投資運用会社の故意の失当行為、詐欺または重過失による場合を除き、管理会社は、投資運用会社または投資運用契約に基づく義務または職務を履行しているその取締役、役員、従業員にまたは関連会社に課されるか、生じるか、または主張される一切の債務、責任、損失、損害、違約金、訴訟、判決、費用、報酬（合理的な弁護士報酬を含む）またはあらゆる種類または性質の出費につき、サブ・ファンドの資産により投資運用会社に対して補償する。投資運用会社は、サブ・ファンドのために何らかの取引を行うために投資運用会社によって誠実に選任されたいかなるブローカーまたはエージェントによる作為、不作為または支払能力について責任を負わないものとする。

投資運用会社は、投資運用契約に定めるその他の状況において、60日前に管理会社に対し書面で通知することにより、投資運用契約を解約することができる。

投資運用会社は、サブ・ファンドの投資運用会社の資格で行為し、別途締結されるライセンス契約に定められた条項に従う限りにおいて、管理会社およびサブ・ファンドに対して、サブ・ファンドに関連して「ロックフェラー」という名称およびマークの限定的な使用権を付与している。

投資運用会社ならびにその取締役、役員、従業員および関連会社は、サブ・ファンドと利益が相反する可能性のある、別の金融、投資または専門的活動に従事することができる。また、投資運用会社は、サブ・ファンドの投資目的と類似するかまたは重なり合う投資目的を有する別の投資ファンドまたはクライアントに対する助言業務に従事することができる。さらに、投資運用会社は、サブ・ファンドに対して提供するのと同様のサービスを第三者に提供することができ、かかるサービスの提供により収益を得たことにより責任を問われることはないものとする。投資運用会社は、利益の相反が生じた場合には、公正に解消するよう努めるものとする。投資運用会社は、サブ・ファンドを含む異なる複数のクライアント間における投資機会の配分に関しては、利益の相反に直面する可能性があるが、かかる状況における投資機会が公正に配分されるようにするものとする。

ブローカー・ディーラーは、投資運用会社の方針に従って、評判、財務状態、最良執行を遂行する能力ならびにリサーチ・サービスの性格およびクオリティを基準として選定されるが、同様のサービスを提供する他の業者と比べて報酬体系に競争力があると認められる場合に限られる。かかるサービスには、当該業者のリサーチ・アナリストおよびリサーチ・レポートへのアクセス、インダストリー・コンファレンスへの参加、第三者のサービス（財務データおよび財務システム、消費者データ、独自のリスクモデリングおよびリスク管理サービス、ブローカー・レポート、企業収益予測の編集、開示情報レポート・サービス、書籍およびリサーチの出版、コンサルティング・サービスなど）によるソフト・ダラーの提供などの直接的なサービスが含まれる。ブローカーによって提供されるリサーチ・サービスは、投資運用会社のすべてのクライアント一般の利益のために利用することが可能であり、かかるサービスを提供している特定のブローカーに対して報酬を支払っているクライアントに対してのみ利用されるものではない。

３【資本関係】

管理会社の全株式を所有している S M B C 日興ルクセンブルク銀行株式会社は、S M B C 日興証券株式会社の100%子会社である。

第3【投資信託制度の概要】

1．ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 ミューチュアル・ファンド法が制定された1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を規制する単独法は存在しなかった。それ以前は、投資信託は特別な規制には服していなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行・信託会社法（2013年改訂）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行・信託会社法（2013年改訂）、会社管理法（2003年改訂）または地域会社（管理）法（2007年改訂）の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃から設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」という。）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
- 1.3 2013年12月31日現在、活動中の規制を受けているオープン・エンド型投資信託の数は11,379であった。
- 1.4 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会（マネー・ロンダリング）およびオフショア・バンキング監督者グループ（銀行規制）のメンバーである。

2．投資信託規制

- 2.1 1993年に最初に制定されたミューチュアル・ファンド法（2013年改訂）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）は、オープンエンド型の投資信託に対する規則および投資信託管理者に対する規則を制定している。クローズドエンド型ファンドは、ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制の対象ではない。銀行、信託会社、保険会社および会社のマネージャーをも監督しており金融庁法（2013年改訂）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）が、ミューチュアル・ファンド法のもとでの規制の責任を課せられている。ミューチュアル・ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。
- 2.2 投資信託とは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買い戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。
- 2.3 ミューチュアル・ファンド法第4（4）条のもとで規制を免除されている投資信託は、その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によって投資信託の取締役、受託会社もしくはジェネラル・パートナーを選任または解任することができる投資信託およびケイマン諸島外で設立され、ケイマン諸島において公衆に対して勧誘を行う一定の投資信託である。

3．規制を受ける投資信託の三つの型

3.1 免許投資信託

この場合、投資信託によってCIMAに対して、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を記述した法定の様式（MF3）による目論見書がその概要とともに提出され、登録時および毎年4,268米ドルの手数料が納入されなければならない。設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するのに十分な専門性を有した健全な評判の者が存在しており、かつファンドの業務および受益権を募ることが適切な方

法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。それぞれの場合に応じて、投資信託の取締役、受託会社およびジェネラル・パートナーに関する詳細な情報が要求される。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島の免許を受けた者が選任されない投資信託に適している（下記第3.2項参照）。

3.2 管理投資信託

この場合、投資信託は、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する。同管理者および投資信託により作成された目論見書が、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を要約した法定様式（MF2およびMF2A）とともにCIMAに対して提出されなければならない。投資信託管理者は、設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判の者により管理されること、投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われること、および投資信託がケイマン諸島において設立または設定されていない場合には、CIMAにより承認された国または領土において設立または設定されていることを満たしていることが要求される。当初手数料および年間手数料は4,268米ドルである。投資信託管理者は主たる事務所を提供している投資信託（もしくはいずれかの設立計画推進者、その取締役、受託会社、もしくはジェネラル・パートナー）がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

3.3 登録投資信託（第4条3項投資信託）

（a）規制投資信託の第三の類型はさらに三つの類型に分けられる。

（ ）一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの

（ ）受益権が公認の証券取引所に上場されているもの

（ ）投資信託が（ミューチュアル・ファンド法で定義される）マスター・ファンドであり、下記のいずれかに該当するもの

（A）一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの、または

（B）受益権が公認の証券取引所に上場されているもの

（b）上記の（i）および（ ）に分類される投資信託は、投資信託と業務提供者の一定の詳細内容をCIMAに対して届け出なければならず、かつ4,268米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。上記の（ ）に分類される投資信託で、販売用書類が存在しない場合、投資信託は、マスター・ファンドの一定の詳細内容をCIMAに対して届け出なければならず（MF4様式）、かつ3,049米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。

4 . 投資信託の継続的要件

4.1 いずれの規制投資信託も、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が投資するか否かの判断を十分情報を得た上でなし得るようにするために必要なその他の情報を記載した目論見書を発行しなければならない。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモンロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更、例えば、取締役、受託会社、ジェネラル・パートナー、投資信託管理者、監査人等の変更の場合には改訂目論見書を提出する義務を負っている。

4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならず、決算終了から6か月以内に監査済み会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。

（a）投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合

- (b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
- (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
- (e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則（2013年改訂）または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。

4.4 2006年12月27日に効力を生じた2006年投資信託（年次申告書）規則に従って、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは当該期間の延長を許可することができる。申告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、CIMAにより承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。

5. 投資信託管理者

5.1 免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。ケイマン諸島においてまたはケイマン諸島から投資信託の管理を行う場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてまたは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供することを含むものとし、管理と定義される。

5.2 いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、マネージャーまたは役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行うことができる。

5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託にのみ主たる事務所を提供し、上記第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。

5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する数の免許投資信託に関し管理者として行為することができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託・マネージャーの会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連のファミリー・投資信託を管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、ミューチュアル・ファンド法第4（3）条（上記第3.3項参照）に基づき規制されていない場合またはミューチュアル・ファンド法第4（4）条（上記第2.3項参照）に基づく例外にあたる場合は、別個に免許を受けなければならない。

5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならない、決算期末から6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託管理者が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。

- (a) 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
- (b) 投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようと意図している場合
- (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
- (e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則（2013年改訂）または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。

5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはジェネラル・パートナーの変更についてはCIMAの承認が必要である。

5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う当初手数料は、24,390米ドルまたは30,488米ドルであり（管理する投資信託の数による。）、また、制限的投資信託管理者の支払う当初手数料は8,536米ドルである。一方、非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う年間手数料は、36,585米ドルまたは42,682米ドルであり（管理する投資信託の数による。）、また、制限的投資信託管理者の支払う年間手数料は8,536米ドルである。

6．ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている法的類型は以下のとおりである。

6.1 免除会社

- (a) 最も一般的な投資信託の手段は、会社法（2013年改訂）に従って通常額面株式を発行する（無額面株式の発行も認められる）伝統的有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免除会社は、投資信託にしばしば用いられており、以下の特性を有する。
- (b) 設立手続には、会社の基本憲章の制定（会社の目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款）、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。
- (c) 存続期限のある／存続期間限定会社 - 存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上（例えば米国）非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
- (d) 投資信託がいったん登録された場合、会社法（2013年改訂）の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。
 - () 各会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
 - () 取締役、代理取締役および役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。

- () 会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
- () 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
- (v) 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
- () 会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
- (e) 会社は、株主により管理されていない限り、取締役会を持たなければならない。取締役は、コモン・ロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ会社の最善の利益のために行うしなければならない。
- (f) 会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g) 額面株式または無額面株式の発行が認められる（ただし、会社は額面株式および無額面株式の両方を発行することはできない。）。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 収益または払込剰余金からの株式の償還または買戻しの支払に加えて、会社は資本金から株式の償還または買戻しをすることができる。ただし、会社は、資本金からの支払後においても、通常の事業の過程で支払時期が到来する債務を支払うことができる（すなわち、支払能力を維持する）ことを条件とする。
- (k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (l) 免除会社は、今後30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。実際には、ケイマン諸島の当局が与える本約定の期間は20年間である。
- (m) 会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、所定の期間内に会社登記官に報告しなければならない。
- (n) 免除会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2 免除ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行・信託会社法（2013年改訂）に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、この問題に関する英国の信託法の相当程度の部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法（2011年改訂）は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、（受益者である）投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。
- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。

- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免除信託」として登録申請される。その場合、信託証書およびケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とし、ない旨宣言した受託者の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に提出される。
- (g) 免除信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服しないと約定を取得することができる。
- (h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3 免除リミテッド・パートナーシップ

- (a) 免除リミテッド・パートナーシップは、少人数の投資者のベンチャーキャピタルにおいて一般的に用いられる。
- (b) リミテッド・パートナーシップの概念は、基本的に米国において採用されている概念に類似している。それは法によって創設されたものであり、その法とは、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基礎を置き、今日では他の法域（特に米国）のリミテッド・パートナーシップ法の諸側面を組み込んでいるケイマン諸島の免除リミテッド・パートナーシップ法（2013年改訂）である。
- (c) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー（その一人はケイマン諸島の居住者であるか、同島において登録されているかまたは同島で設立されたものでなければならない。）およびリミテッド・パートナーにより形成され、免除リミテッド・パートナーシップ法（2013年改訂）により登録されることによって形成される。登録はジェネラル・パートナーが、リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。
- (d) ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して免除リミテッド・パートナーシップの業務の運営を行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態（例えば、リミテッド・パートナーが業務の運営に積極的に参加する場合）がない限り、有限責任たる地位を享受する。ジェネラル・パートナーの機能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
- (e) ジェネラル・パートナーは、誠意をもってパートナーシップの利益のために行為する法的義務を負っている。また、たとえばコモンローの下での、またはパートナーシップ法（2013年改訂）の下での、ジェネラル・パートナーシップの法理が適用される。
- (f) 免除リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。
 - (i) ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
 - () 出資額および譲渡の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を登録事務所に維持する。
 - () リミテッド・パートナーによるリミテッド・パートナーシップの権利に対する担保設定の詳細を示す担保記録簿を登録事務所に維持する。
- (g) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- (h) リミテッド・パートナーシップの権利は、パートナーシップを解散せずに買い戻すことができる。ただし、パートナーシップが支払不能にならないことを条件とする。パートナーシップが支払不能となったときは、上記買い戻しは6か月以内に取り消しすることができる。
- (i) 免除リミテッド・パートナーシップは、50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- (j) 免除リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更およびその解散についてリミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- (k) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

7 . ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁（CIMA）による規制と監督

- 7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までにCIMAにそれを提出するように指示できる。

- 7.2 規制投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー）は、上記1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 7.3 ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行なっているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、（高等裁判所の管轄下にある）グランドコート（以下「グランドコート」という。）に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。
- 7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。
- （a）規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合
 - （b）規制投資信託がその投資者もしくは債権者に有害な方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的にその事業を解散する場合
 - （c）免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合
 - （d）規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合
 - （e）規制投資信託の取締役、マネージャーまたは役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合
- 7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。
- （a）CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること
 - （b）会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること
 - （c）所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと
 - （d）CIMAに指示されたときに、会計監査を受けるか、または監査済会計書類をCIMAに対して提出すること
- 7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとる行為は以下のとおりとする。
- （a）第4（1）（b）条（管理投資信託）または第4（3）条（第4（3）条投資信託）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと
 - （b）投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること
 - （c）投資信託の推進者または運営者の入替えを求めること
 - （d）事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること
 - （e）投資信託の事務を支配する者を選任すること

- 7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。
- 7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが实际的である場合は、CIMAは投資信託に関し必ずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。
- 7.12 第7.9（d）項または第7.9（e）項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。
- 7.13 第7.9（e）項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 7.15 第7.9（d）項または第7.9（e）項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- （a）CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - （b）選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をCIMAに対して行う。
 - （c）第7.15（b）項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。
- 7.16 第7.9（d）項または第7.9（e）項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- （a）CIMAが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること
 - （b）投資信託が会社の場合、会社法（2013年改訂）の第94（4）条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - （c）投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - （d）投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - （e）また、CIMAは、第7.9（d）項または第7.9（e）項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるよう命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9（a）項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17（c）項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託として事業を行うこともしくは行おうとすることを終了または清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、第4（1）（b）条（管理投資信託）または第4（3）条（第4（3）条投資信託）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。

8．投資信託管理に対するCIMAの規制および監督

- 8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるのかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
- (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
 - (b) 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。
- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
- (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合
 - (b) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
 - (c) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのように意図している場合
 - (d) 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合。
 - (e) 免許投資信託管理業務について取締役、マネージャーまたは役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合
 - (f) 上場されている免許投資信託管理業務を支配しまたは所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合
- 8.9 CIMAは、第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについて注意を払うために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
- (a) 免許投資信託管理者の以下の不履行
 - (i) CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと
 - () CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること
 - () 投資信託、またはファンドの設設計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること

- () 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと
 - (v) CIMAの命令に従い、名称を変更すること
 - () 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること
 - () 少なくとも2人の取締役をおくこと
 - () CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること
 - (b) CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること
 - (c) CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ジェネラル・パートナーを選任すること
 - (d) CIMAの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること
- 8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下の通りである。
- (a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること
 - (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更しまたは取り消すこと
 - (c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはジェネラル・パートナーの交代を請求すること
 - (d) 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること
 - (e) 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること
- 8.11 CIMAが第8.10項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。
- 8.12 第8.10 (d) 項または第8.10 (e) 項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10 (e) 項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために（管財人、清算人を除く）他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。
- 8.15 第8.10 (d) 項または第8.10 (e) 項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をCIMAに対して行う。
 - (c) 第8.15 (b) 項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推奨をCIMAに対して提供する。
- 8.16 第8.10 (d) 項または第8.10 (e) 項により選任された者が、
- (a) 第8.15項の義務に従わない場合、または
 - (b) 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合、CIMAは、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること
 - (b) 投資信託管理者が会社の場合、会社法（2013年改訂）の第94（4）条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること

（c）CIMAは、第8.10（d）項または第8.10（e）項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。

8.18 CIMAが第8.16項の措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。

8.19 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。

（a）CIMAは、免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことまたは行おうとすることをやめてしまっているという要件を満たした場合

（b）免許の保有者が、解散、または清算に付された場合

8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。

8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行・信託会社法（2013年改訂）によりCIMAによっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。

9．ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的法の執行

9.1 下記の解散の申請がCIMA以外の者によりなされた場合、CIMAは、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に出廷することができる。

（a）規制投資信託

（b）免許投資信託管理者

（c）規制投資信託であった人物、または

（d）免許投資信託管理者であった人物

9.2 解散のための申請に関する書類および9.1（a）項から9.1（d）項に規定された人物またはそれぞれの債権者に送付が要求される書類はCIMAにも送付される。

9.3 CIMAにより当該目的のために任命された人物は、以下を行うことができる。

（a）9.1（a）項から9.1（d）項に規定された人物の債権者会議に出席すること

（b）仲裁または取り決めに審議するために設置された委員会に出席すること

（c）当該会議におけるあらゆる決済事項に関して代理すること

9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、ミューチュアル・ファンド法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。

（a）必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること

（b）それらの場所またはその場所にいる者を搜索すること

（c）必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して搜索すること

（d）ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること

（e）ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと

- 9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。
- 9.6 何人もCIMAがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

10．CIMAによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示

10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法により、CIMAは、下記のいずれかに関係する情報を開示することができる。

（a）ミューチュアル・ファンド法のもとでの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請。

（b）投資信託に関する事柄

（c）投資信託管理者に関する事柄

ただし、これらの情報は、CIMAがミューチュアル・ファンド法により職務を行い、その任務を実行する過程で取得したもので次のいずれかの場合に限られる。

（a）CIMAがミューチュアル・ファンド法により付与された職務を行うことを援助する目的の場合

（b）例えば秘密関係（保護）法（2009年改訂）、犯罪収益に関する法律（2008年）または薬物濫用法（2010年改訂）等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されまたは許可された場合

（c）開示される情報が投資者の身元を開示することなく（当該開示が許される場合を除く）、要約または統計的なものである場合

（d）ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、CIMAにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合。ただし、CIMAは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。

（e）投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合

11．ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込み者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば（場合に応じ）ファンド、取締役、運用者、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 欺罔的な不実表明

事実の欺罔的な不実表明（約束、予想、または意見の表明でなくとも）に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。ここにいう「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。

11.3 契約法（1996年改訂）

（a）契約法の第14（1）条では、当該表明が欺罔的に行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14（2）条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。

（b）一般的に、関連契約はファンド自身（または受託会社）とのものであるため、ファンド（または受託会社）は、次にそのマネージャー、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者またはア

ドバイザーに対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

- (a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し（契約上でなく不法行為上の民事請求権）、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。
 - (i) 重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。
 - () そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。
- (b) 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。だます意図があったことまたは欺罔的な不実表明が投資者を受益権購入に誘引した唯一の原因であったことを証明する必要はない。
- (c) 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。
- (d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。
- (e) 事実の表明とは違い、意見または期待の表明は、本項の責任を生じることはないであろうが、表現によっては誤っていれば不実表示を構成する事実の表明となることもありうる。

11.5 契約上の債務

- (a) 販売書類もファンド（または受託会社）と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ジェネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。
- (b) 一般的事柄としては、当該契約はファンド（または受託会社）そのものと締結するので、ファンドは取締役、運用者、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド（または受託会社）である。

11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集 / 販売に関する一般刑事法

12.1 刑法（2013年改訂）第257条

会社の役員（もしくはかかる者として行為しようとする者）が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 刑法（2013年改訂）第247条、第248条

- (a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。
- (b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。

（ｃ）両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

12.3 秘密関係（保護）法（2009年改訂）第5（3）条

秘密情報を保有している者で、これを許可なく個人的利益のためまたは他の者のため使用する者は、罪に問われるとともに4年間の拘禁刑に処せられ、さらに1万ケイマン諸島ドルの罰金および発生した利益に相当する罰金を課される。

13. 清 算

13.1 会 社

会社の清算（解散）は、会社法（2013年改訂）、2008年公司清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの（すなわち、株主の議決に従うもの）、または債権者、出資者（すなわち、株主）または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する（参照：上記第7.17（b）項および第8.17（b）項）。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。（参照：第7.17（c）項）剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

13.3 リミテッド・パートナーシップ

免除リミテッド・パートナーシップの解散は、免除リミテッド・パートナーシップ法（2013年改訂）およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令（参照：第7.17（d）項）を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ジェネラル・パートナーは解散後、パートナーシップを解散する法的責任を負っている。

13.4 税 金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島の投資信託に対してまたはよって行われるあらゆる支払に適用されるいかなる国との間でも二重課税防止条約を締結していない。免除会社、受託会社、およびリミテッド・パートナーシップは、将来の課税に対して誓約書を取得することができる（上記第6.1（1）項、第6.2（g）項および第6.3（i）項参照）。

14. 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）

14.1 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）（一般投資家向け投資信託（日本）規則（2012年改正）により改正済。）（以下、総称して「本規則」という。）は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、ミューチュアル・ファンド法第4条（1）（a）項に基づく免許を受け、その証券が日本の公衆に対して既に販売され、または販売されることが予定されている信託、会社またはパートナーシップである投資信託をいう。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日現在存在している投資信託、または同日現在存在し、同日後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択（当該選択は撤回不能である）をすることができる。

14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。

かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。

14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。

14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。

14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日に、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。

14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのジェネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。

14.7 管理事務代行会社

(a) 本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。

() 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること

() 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること

() 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること

() 本規則、会社法（2013年改訂）およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること

(v) 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること

() 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること

() 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること

() 一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の配分が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること

(b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。

- (c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。
- (d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または別表3の領域で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。「別表3の領域」とは、マナー・ロンダリング防止規則（2013年改訂）の別表3に記載するリストに含まれている法域をいう。

14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。
- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。
- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9 投資顧問会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。本規則の解釈上、「投資顧問会社」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関する投資運用業務を提供する目的で、一般投資家向け投資信託により、または一般投資家向け投資信託のために任命された事業体をいう。かかる事業体により任命された副投資顧問会社はこれに含まれない。本規則の解釈上、「投資運用業務」には、ケイマン諸島の証券投資業法（2011年改正）の別表2第3項に規定される活動が含まれる。
- (b) 投資顧問会社を変更する場合には、変更の1か月前までにCIMA、投資家およびその他の業務提供者に当該変更について通知しなければならない。更に、投資顧問会社の取締役を変更する場合には、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー）の事前の承認を要する。運営者は、かかる変更について、変更の1か月前までに書面でCIMAに通知することが要求される。
- (c) 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。

- () 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
- () 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社に送金されるようにすること
- () 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
- () 一般投資家向け投資信託の資産が、当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に記載される当該投資信託の投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること
- (v) 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること
- (d) 本規則は、現在、一般投資家向け投資信託の投資顧問会社がユニット・トラストに対して投資顧問業務を行っているか、または会社に対して行っているかを区別しており、それに応じて、異なる投資制限が適用されている。
- (e) 投資信託がユニット・トラストである場合、本規則第21条（ 4 ）項は投資顧問会社がかかるユニット・トラストのために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
 - (i) 結果的に当該一般投資家向け投資信託のために空売りされるすべての有価証券の総額がかかる空売りの直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の空売りを行ってはならない。
 - () 結果的に当該投資信託のために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後に当該投資信託の純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはならない。ただし、
 - (A) 特殊事情（一般投資家向け投資信託と別の投資信託、投資ファンドまたはそれ以外の種類の集団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られない。）において、12か月を超えない期間に限り、本（ ）項において言及される借入制限を超えてもよいものとし、
 - (B) 1 当該一般投資家向け投資信託が、有価証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、
 - 2 投資顧問会社が、当該一般投資家向け投資信託の資産の健全な運営または当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合、
- 本（ ）項において言及される借入制限を超えてもよいものとする。
- () 株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する一会社（投資会社を除く。）の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
- () 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならないが、投資顧問会社は、当該投資対象の評価方法が当該一般投資家向け投資信託の目論見書において明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限されないものとする。
- (v) 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引（投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。）を行ってはならない。
- () 本人として自社またはその取締役と取引を行ってはならない。
- (f) 一般投資家向け投資信託が会社である場合、本規則第21条（ 5 ）項は、投資顧問会社が当該会社のために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。

- (i) 株式取得の結果、当該一般投資家向け投資信託が保有する一会社（投資会社を除く。）の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
- () 当該一般投資家向け投資信託が発行するいかなる証券も取得してはならない。
- () 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引（当該一般投資家向け投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。）を行ってはならない。
- (g) 上記にかかわらず、本規則第21条（ 6 ）項は、本規則第21条（ 4 ）項または第21条（ 5 ）項によって、投資顧問会社が、一般投資家向け投資信託のために、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者のすべてのまたはいずれかの株式、証券、持分またはその他の投資対象を取得することを妨げないことを明記している。
 - (i) 投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合
 - () マスター・ファンド、フィード・ファンド、その他の類似の組織もしくは会社または事業体のグループの一部を構成している場合
 - () 一般投資家向け投資信託の投資目的または投資戦略を、全般的にまたは部分的に、直接促進する特別目的事業体である場合
- (h) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他の業務提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

- (a) 本規則パート は一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。
- (b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- (c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監 査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。
- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。
- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

- (a) 本規則パート は、ミューチュアル・ファンド法第4条（ 1 ）および第4条（ 6 ）に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見

書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければならない。

(b) ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。

() 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所

() 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日（存続期間に関する制限の有無を表示する）

() 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述

() 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日

(v) 監査人の氏名および住所

() 下記の()、()および()に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有する取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所

() 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授權株式および発行済株式資本の詳細（該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む）

() 証券に付与されている主な権利および制限の詳細（通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む）

() 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述

() 証券の発行および売却に関する手続および条件

() 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況

() 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明

() 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述

() 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明

(v) 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定（取引の頻度を含む）に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明

() 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報

() 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明

() 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合（または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合）、その旨の記述

() 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細

() 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則

() 以下の記述

「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」

() 管理事務代行会社（管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む）

- () 保管会社および副保管会社（下記事項を含む）
 - (A) 保管会社および副保管会社（該当する場合）の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動
- () 投資顧問会社（下記事項を含む）
 - (A) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定
 - (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定

第4 【外国投資信託受益証券の様式】

受益証券の券面は発行されない。

第5 【その他】

- (1) 交付目論見書および請求目論見書の表紙および／または裏表紙に、管理会社、投資運用会社、販売会社および／またはファンドのロゴ・マークを表示し、図案を使用することがある。また、ロゴ・マークの意味に関する説明を記載する場合がある。
- (2) 交付目論見書の表紙に以下の事項を記載する。
 - ・購入にあたっては目論見書の内容を十分に読むべき旨
- (3) 交付目論見書に、投資リスクとして次の事項を記載することがある。
 - ・サブ・ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）は適用されない旨
- (4) 交付目論見書に、運用実績として最新の数値を記載することがある。
- (5) 交付目論見書の表紙および投資リスクの項ならびに請求目論見書の表紙に以下の趣旨の文章を記載することがある。

「サブ・ファンドは、外貨建の株式、公社債、投資信託等を投資対象としている。サブ・ファンドの1口当たり純資産価格は、サブ・ファンドに組入れられた株式、公社債、投資信託等の値動き、為替相場の変動、金利や通貨価値の変動等の影響により上下するので、これにより投資元本を割り込むことがある。また、株式や公社債、その他有価証券の発行者等の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により値動きするため、サブ・ファンドの1口当たり純資産価格も変動し、投資元本を割り込むことがある。したがって投資者の投資元本は保証されているものではなく、サブ・ファンドの1口当たり純資産価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがある。これらの運用および為替相場の変動による損益はすべて投資者に帰属する。投資信託は預貯金と異なる。

また、サブ・ファンドの換金が可能な日は限定されており、原則として特定日にのみ換金を受け付けている。また、事前の申込みも必要である。サブ・ファンドの1口当たり純資産価格の変動要因としては、主に「投資リスク」、「管理会社および投資運用会社への依存」、「クロス・ライアビリティ」、「マーケットタイミングおよび時間外取引」、「株式への投資に関するリスク」、「グローバル投資のリスク」、「集中投資リスク」、「金利リスク」、「信用リスク」、「通貨リスク」、「流動性リスク」、「買戻しによる損失の可能性」および「運用リスク」などがある。」

【別紙 A】

定義

文脈上別途の意味となるべき場合を除き、本書中で別途定義されている用語以外の用語は以下の意味を有する。

決算日	毎年12月31日または管理会社が随時決定した毎年のその他の日をいう。
計算期間	サブ・ファンドの開始時点または前決算日の翌暦日（場合に応じて）から始まり、決算日（同日を含む。）に終了する期間をいう。
管理事務代行契約	管理会社および受託会社がファンドに関する管理事務代行業務を提供する管理事務代行会社を任命した契約をいう。
管理事務代行会社	ルクセンブルグの法律に基づいて設立された会社であるS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社、または追補信託証書およびミューチュアル・ファンド規則に定める規定に従って管理会社および受託会社がサブ・ファンドの管理事務代行に任命したその他の個人もしくは法人をいう。
代行協会員	S M B C日興証券株式会社、または管理会社が随時サブ・ファンドに関する代行協会員として任命したその他の個人もしくは法人をいう。
A I F M	A I F M Dで定められた意味を有する。
A I F M D	オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011/61/EUをいう。
営業日	ニューヨーク、ルクセンブルグおよびケイマン諸島で銀行が営業している日で、かつ日本において金融商品取引業者が営業している日（土曜日および日曜日を除く。）、またはサブ・ファンドに関して管理会社が随時決定するその他の日をいう。
ケイマン諸島	英国の海外領土であるケイマン諸島をいう。
券面	サブ・ファンドの受益証券の口数に対する、その登録受益者の権原を証明する券面をいう。
保管会社	ルクセンブルグの法律に基づいて設立された会社であるS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社、または追補信託証書およびミューチュアル・ファンド規則に定める規定に従って随時管理会社および受託会社からサブ・ファンドの保管人に任命されたその他の個人もしくは法人をいう。
保管契約	受託会社および管理会社がサブ・ファンドに関連して管理会社および受託会社に保管業務を提供する保管会社を任命した契約をいう。

分配日	各分配基準日の後4営業日目、または管理会社がサブ・ファンドに関して決定する各年のその他の日をいう。
分配期間	前分配基準日の翌暦日から開始し、分配基準日（同日を含む。）に終了する期間をいう。
分配基準日	管理会社がサブ・ファンドに関して随時決定する各年のいずれかの日もしくはその他の日をいう。
販売会社	英文目論見書に定める条件に従って管理会社がサブ・ファンドの販売者に任命した個人もしくは法人をいう。
適格投資家	（a）（ ）米国人、（ ）ケイマン諸島の市民もしくは住民またはケイマン諸島に住所を有する個人もしくは法人（ケイマン諸島で設立された免税会社もしくは非移住法人を除く。）、または（ ）（ ）もしくは（ ）記載の個人もしくは法人の保管者、名義人もしくは受託者のいずれにも該当しない個人、法人もしくは法主体、または（b）現時点において「適格投資家」の項に記載される者に該当し、受益証券を保有する資格を有しているものとして、管理会社により随時決定され、受託会社に通知された者をいう。
F A T C A	（i）1986年米国内国歳入法第1471条ないし第1474条、およびこれに関連する法律、規則もしくは指針、または類似の税務報告および／もしくは源泉徴収税制度の実施を追求するいずれかの法域において制定された類似の法律、規則もしくは指針、（ ）前記（i）に記載される法律、規則または指針の遵守、促進、補足または実施のため、ケイマン諸島（またはケイマン諸島のいずれかの政府機関）と米国、英国またはその他の法域（当該法域のあらゆる政府機関を含む。）との間で締結された政府間の協定、条約、規則、指針またはその他のあらゆる合意、ならびに（ ）前記（i）および（ ）に概略が記載された法律、協定等を実施するケイマン諸島の法律、規則または指針をいう。
投資対象	個人、団体（法人格の有無を問わない。）、ファンド、信託、世界中の国、州もしくは地域の政府もしくは政府機関が発行したあらゆる種類の株式、債券、ディベンチャー、ディベンチャースtock、ワラント、転換社債、ローン・ストック、ユニット・トラストの受益証券もしくはサブ受益証券、パートナーシップの持分、オプション契約もしくは先物契約、通貨スワップ、金利スワップ、先物為替予約、レボ取引、逆レボ取引、譲渡性預金証書、手形、ノート、コマーシャル・ペーパーもしくは有価証券またはその他の商品（派生商品を含む。）、またはローン（もしくはローン・パーティシペーション）、またはミューチュアル・ファンドもしくは類似のスキームの参加および短期金融市場で利益を稼得するすべての短期投資または短期の預金（定期預金、銀行引受手形およびその他銀行の債務を含む。）をいう。

投資運用契約	管理会社がファンドに関連して管理会社に投資運用業務を提供する投資運用会社を任命した契約をいう。
投資運用会社	ロックフェラー・アンド・カンパニー・インクをいう。
発行日	すべての営業日または管理会社が随時決定したその他の日をいう。
発行価格	「申込（販売）手続等」の項に記載される価格をいう。
日本	日本、日本の領土および属領をいう。
管理会社	ルクセンブルグの法律に基づいて設立された会社であるS M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ、または追補信託証書およびミューチュアル・ファンド規則に定める規定に従ってサブ・ファンドに関する管理者に任命されたその他の個人もしくは法人をいう。
純資産総額	サブ・ファンドの受益証券に関して、サブ・ファンドの信託財産（場合によっては当該クラスまたはシリーズに帰属する信託財産の一部）に含まれるすべての資産の額からサブ・ファンドの信託財産から適正に支払われるべきすべての負債（場合によっては当該クラスまたはシリーズに帰属する負債）の額を差し引いた各評価日現在の価値をいい、追補信託証書および本書に従って、管理事務代行会社または管理事務代行会社の代理人が関係する基準通貨で計算する。
受益証券１口当たり 純資産価格	サブ・ファンドの基準通貨による受益証券１口当たりの価格をいい、サブ・ファンドの信託財産の純資産価額を発行されているサブ・ファンドの受益証券の口数で除して計算され、英文目論見書に異なる定めがない限り、四捨五入して小数第２位まで算出される。当サブ・ファンドでは１円単位まで算出される。
英文目論見書	平成26年７月付のファンドに関する英文目論見書（随時改訂または補完され、添付される別紙を含む。）をいう。
基準通貨	サブ・ファンドに関する受益証券の表示通貨をいう。
受益者名簿	各サブ・ファンドの信託証書に定める条件に従って記帳する義務を負う受益者の名簿をいう。
ミューチュアル・ ファンド規則	ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2013年改正）および一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）（一般投資家向け投資信託（日本）規則（2012年）により改正済）をいう。
買戻日	各週の最終営業日または管理会社が決定するその他の日をいう。
買戻請求通知	サブ・ファンドの証券に関する買戻請求の通知をいう。

買戻価格	「買戻し手続等」の項に記載される価格をいう。
サブ・ファンド	受託会社と管理会社の間で平成18年2月1日に作成された基本信託証書および平成18年8月1日に作成された追補信託証書（それぞれ随時改訂および/または補足される。）に基づいて設定されたファンドのサブ・ファンドである日興オフショア・ファンズ - 日興ロックフェラー・グローバル・エナジー・ファンド SM をいう。
サブ・ファンド決議	（a）サブ・ファンドの発行済受益証券の純資産総額の単純過半数を保有する者が書面で承認した決議、または（b）サブ・ファンドの受益者集会において、本人または代理人が出席しており、議決権を有しかつ当該集会で議決権を行使する受益者で、サブ・ファンドの受益証券の純資産総額の単純過半数（当該集会の基準日（ただし、当該基準日が評価日ではない場合、基準日の直前評価日）の受益証券1口当たり純資産価格を参照して計算される。）を保有する者により可決された決議をいう。
取得申込通知	サブ・ファンドの受益証券に関して、管理会社、販売会社または管理事務代行会社が随時決定した書式で作成された受益証券の購入を申し込む通知をいう。
一時停止	管理会社または受託会社の決定に従って、サブ・ファンドの受益証券の純資産価額の計算、受益証券の発行および/または買戻しを停止することをいう。
信託財産	サブ・ファンドの信託によって受託会社が保有する資産をいい、受益証券の発行手取金および追補信託証書に基づいて各サブ・ファンドの信託によって受託会社が保有し、または保有しているとみなされるすべての投資対象、現金およびその他の資産を含む。
受託会社	メイプルズ・エフエス・リミテッド、または追補信託証書に定める規定に従って各サブ・ファンドの受託者に任命されたその他の個人もしくは法人をいう。
受益証券	サブ・ファンドの受益証券をいう。
米国	アメリカ合衆国、アメリカ合衆国の領土および属領をいい、各州およびコロンビア特別区を含む。
受益者	その時点における受益証券の登録保有者をいい、受益証券に関して共同で登録されている者を含む。

受益者決議	（ a ）すべてのサブ・ファンドの発行済受益証券の純資産価額の単純過半数を保有する者が書面で承認した決議、または（ b ）すべてのサブ・ファンドの受益者集会において、本人または代理人が出席しており、議決権を有しかつ当該集会で議決権を行使する受益者で、すべてのサブ・ファンドの受益証券の純資産総額の単純過半数（当該集会の基準日（ただし、当該基準日が評価日ではない場合、基準日の直前評価日）の受益証券1口当たり純資産価格を参照して計算される。）を保有する者により可決された決議をいう。
米ドル	米国の法定通貨をいう。
米国人	受託会社が異なる決定を下さない限り下記の者をいう。（ ）米国に居住する自然人、（ ）米国の法律に基づいて設立されたパートナーシップまたは法人、（ ）遺言執行者または遺産管理人が米国人である遺産、（ ）受託者が米国人である信託、（ ）米国に所在する外国の法主体の代理人または支店、（ ）米国人の利益のためにディーラーまたはその他の被信託人が保有する一任禁止勘定または類似の勘定（遺産または信託を除く。）、（ ）米国で設立され、また（個人の場合は）米国に居住するディーラーまたはその他の被信託人が保有する一任勘定または類似の勘定（遺産または信託を除く。）、および（ ）パートナーシップまたは法人で（ A ）外国の法域の法律に基づいて設立され、また（ B ）米国証券法に基づく登録がされていない証券に投資することを主たる目的として米国人が設立したもの（ただし、自然人、遺産または信託以外の適格投資家（米国証券法に基づくルール501（ a ）の定義に従う。）が設立し、または所有している場合を除く。）。
評価日	各営業日または管理会社が随時決定するその他の日をいう。
日本円	日本の法定通貨をいう。

【別紙 B】

当ファンドの特長

1. 世界中から厳選したエネルギー関連型企業の株式および債券に投資を行い長期的に元本の維持および合理的な成長を目指します。

・全ての資産をNRGEトレーディング・リミテッドを通じて投資します。

・エネルギー関連型の企業には、石油、天然ガス、石炭のほか再生可能エネルギー（地熱、バイオ燃料、太陽光、風力等）の調査、生産および販売の事業を行っている会社が含まれます。

2. 当ファンドの運用は、米国におけるファミリーオフィス*の名門、ロックフェラー・アンド・カンパニー社の運用部門が担当します。

・運用を担当するロックフェラー・アンド・カンパニー・インク（以下、「ロックフェラー・アンド・カンパニー社」といいます）は、1954年以前にロックフェラー家の資産運用を目的として創設されたファミリーオフィスの後継会社です。

*ファミリーオフィスとは、個人または少数の投資家が、自らの資産を運用するために設立する投資会社を指します。当ファンドは、ロックフェラー家の資産運用を目的として創設されたファミリーオフィスの後継会社です。

当ファンドについて

投資方針

グローバル株式…下記のポイントに着目して、銘柄を厳選します。

- ・エネルギー企業の割合
- ・エネルギー資源の豊富および削減
- ・エネルギー関連およびサービス
- ・電力における高収益的役割を果たすエネルギーセクター
- ・代替エネルギー（バイオ燃料、太陽光、風力、地熱、電池）
- ・効率性向上を目指す技術開発（エネルギー貯蔵、最先端センサー）

グローバル債券…価格変動が大きい場合に安定性を提供するために投資を行います。

銘柄選定プロセス

（グローバル株式）

参考資産配分比率

グローバル株式（世界株式および関連証券）など：
50～100%
グローバル債券（現金を含む）など：0～50%
流動性の低い証券：0～15%



ファンドの実際の資産配分は市場の状況により異なる場合があります。過去の業績は将来の業績を予測するものではありません。流動性の低い証券は流動性を確保するものではありません。実際のポートフォリオの流動性は、報告される資産の流動性によります。

独立監査人の監査報告書

メイブルス・エフエス・リミテッド 御中
（日興オフショア・ファンズのサブ・ファンドである日興オフショア・ファンズ - 日興ロックフェ
ラー・グローバル・エナジー・ファンドSMの受託会社としての資格においてのみ）

私どもは、日興オフショア・ファンズ - 日興ロックフェラー・グローバル・エナジー・ファンドSM（日興
オフショア・ファンズのサブ・ファンド）（以下「サブ・ファンド」という。）の添付の財務書類、すなわ
ち2013年12月31日現在の純資産計算書および投資明細表、ならびに同日をもって終了する会計年度の損益お
よび純資産変動計算書ならびに重要な会計方針の要約およびその他の説明情報で構成される注記について監
査を行った。

財務書類に対する管理会社の責任

管理会社は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠し、真
正かつ適正な外観を与える財務書類の作成および、不正または誤謬による重要な虚偽の表示のない財務書類
を作成するために、管理会社が必要と判断する内部統制について責任を負う。

監査人の責任

私どもの責任は、私どもの監査に基づいて、これらの財務書類に意見を表明することである。私どもは、
国際監査基準に準拠して監査を行った。当該基準は、財務書類に重要な虚偽の表示がないかどうかについて
の合理的な保証を得るために、私どもが倫理規定に従い、監査を計画し実施することを求めている。

監査は、財務書類上の金額および開示内容に関する監査証拠を得るための手続の実施を含んでいる。不正
または誤謬による財務書類の重要な虚偽の表示のリスク評価を含む、選択された手続は監査人の判断によ
る。これらのリスク評価を行うにあたり、監査人は、事業体による真正かつ適正な概観を与える財務書類の
作成に関する内部統制を考慮に入れるが、これは状況に照らして適切である監査手続を策定するためであ
って事業体の内部統制の有効性についての意見を表明することが目的ではない。監査は、管理会社が採用した
会計方針の適切性および管理会社によって行われた会計上の見積りの合理性についての評価も含め、全体と
しての財務書類の表示を検討することを含んでいる。

私どもは、私どもが入手した監査証拠が、私どもの監査意見表明のための合理的な基礎を得るのに十分か
つ適切であると判断している。

意見

私どもの意見では、添付の財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に公正妥当と認めら
れる会計原則に準拠して2013年12月31日現在のサブ・ファンドの財政状態および同日をもって終了する会計
年度の経営成績および純資産の変動について真実かつ適正な概観を与えている。

[署 名]

プライスウォーターハウスクーパース

2014年4月30日

（財務書類については、原文（英語版）のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が
言及しているのは、原文（英語版）のみである。財務書類の原文（英語版）の翻訳は、管理会社の取締役会
の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書およ
び／または財務書類の原文（英語版）と日本文の間に相違があった場合には、原文（英語版）が優先され
る。）

Independent Auditor's Report

To MaplesFS Limited solely in its capacity as trustee of Nikko Offshore Funds - Nikko Rockefeller Global Energy FundSM, a series trust of Nikko Offshore Funds

We have audited the accompanying financial statements of Nikko Offshore Funds - Nikko Rockefeller Global Energy FundSM (the "Series Trust") (a series trust of Nikko Offshore Funds), which comprise the statement of net assets and the statement of investments as at December 31, 2013, and the statement of operations and changes in net assets for the year then ended, and notes, comprising a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Management's Responsibility for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation of financial statements that give a true and fair view in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditor's responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditor's judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation of financial statements that give a true and fair view in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of the Series Trust as at December 31, 2013, and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds.

PricewaterhouseCoopers
April 30, 2014

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[次へ](#)

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

株主各位

ルクセンブルグ L-2557 ロベルトシュトゥンパー通り 9 A

公認の監査人報告書

我々は、2013年3月31日現在の貸借対照表、ならびに同日に終了した年度に関する損益計算書および重要な会計方針の概要およびその他の説明情報から構成されるS M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイの年次財務書類を監査した。

年次財務書類に対する取締役会の責任

取締役会は、年次財務書類の作成に関するルクセンブルグの法律および規制の要求に準拠した本年次財務書類の作成および公正な表示、ならびに不正または誤謬による重大な虚偽記載がない年次財務書類の作成を可能にするために必要であると取締役会が判断する内部統制について責任を負う。

公認の監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて本年次財務書類に対し意見を表明することである。我々は、ルクセンブルグの「金融監督委員会」によって採用された国際監査基準に従って監査を行った。当該基準は、関連する倫理規定を遵守することならびに年次財務書類についての重要な虚偽記載がないかどうかの合理的な確証を得るための監査計画の立案とその実施を我々に要求している。

監査は、年次財務書類中の金額および開示事項を裏付ける監査証拠を入手するための手続の実施を含んでいる。当該手続は、不正または誤謬による年次財務書類における重大な虚偽記載のリスク評価を含む公認の監査人の判断によって選定される。公認の監査人は、当該リスク評価を行うに当たって、年次財務書類の作成および公正な表示に関連する事業体の内部統制について検討する。これは、状況に適した監査手続を策定するためであって、事業体の内部統制の有効性に意見を表明することを目的とするものではない。監査はまた、取締役会により採用された会計方針の適正性および会計見積りの合理性の評価とともに、年次財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。

我々は、我々が入手した監査証拠は、我々の監査意見の基礎を提供するに十分かつ適切であると確信している。

意見

我々は、本年次財務書類は、年次財務書類の作成に関するルクセンブルグの法律および規制の要求に準拠して、S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイの2013年3月31日現在の財政状態および同日に終了した年度の期間に関する営業成績を真実かつ公正に表示しているものと認める。

ルクセンブルグ、2013年5月28日

ケーピーエムジー・ルクセンブルグ サール
公認の監査法人

ステファン・ナイ

（財務書類については、原文（英語版）のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文（英語版）のみである。財務書類の原文（英語版）の翻訳は、管理会社の取締役会の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および／または財務書類の原文（英語版）と日本文の間に相違があった場合には、原文（英語版）が優先される。）

To the Shareholders of
SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.
9A, rue Robert Stümper
L-2557 Luxembourg

REPORT OF THE REVISEUR D'ENTREPRISES AGREE

We have audited the accompanying annual accounts of SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A., which comprise the balance sheet as at March 31, 2013 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Board of Directors' responsibility for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the Réviseur d'Entreprises agréé

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the Commission de Surveillance du Secteur Financier. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgement of the Réviseur d'Entreprises agréé, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the Réviseur d'Entreprises agréé considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A. as of March 31, 2013, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts.

Luxembourg, May 28, 2013

KPMG Luxembourg S.à r.l.
Cabinet de révision agréé

Stephen Nye

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

独立監査人の監査報告書

日興オフショア・ファンズ - 日興ロックフェラー・グローバル・エナジー・ファンドSMの受益者 各位

私どもは、日興オフショア・ファンズ - 日興ロックフェラー・グローバル・エナジー・ファンドSM（日興オフショア・ファンズのサブ・ファンド）（以下「サブ・ファンド」という。）の添付の財務書類、すなわち2012年12月31日現在の純資産計算書および投資明細表、ならびに同日をもって終了する会計年度の損益および純資産変動計算書ならびに重要な会計方針の要約およびその他の説明情報で構成される注記について監査を行った。

財務書類に対する管理会社の責任

管理会社は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠し、真正かつ適正な外観を与える財務書類の作成および、不正または誤謬による重要な虚偽の表示のない財務書類を作成するために、管理会社が必要と判断する内部統制について責任を負う。

監査人の責任

私どもの責任は、私どもの監査に基づいて、これらの財務書類に意見を表明することである。私どもは、国際監査基準に準拠して監査を行った。当該基準は、財務書類に重要な虚偽の表示がないかどうかについての合理的な保証を得るために、私どもが倫理規定に従い、監査を計画し実施することを求めている。

監査は、財務書類上の金額および開示内容に関する監査証拠を得るための手続の実施を含んでいる。不正または誤謬による財務書類の重要な虚偽の表示のリスク評価を含む、選択された手続は監査人の判断による。これらのリスク評価を行うにあたり、監査人は、事業体による真正かつ適正な概観を与える財務書類の作成に関する内部統制を考慮に入れるが、これは状況に照らして適切である監査手続を策定するためであって事業体の内部統制の有効性についての意見を表明することが目的ではない。監査は、管理会社が採用した会計方針の適切性および管理会社によって行われた会計上の見積りの合理性についての評価も含め、全体としての財務書類の表示を検討することを含んでいる。

私どもは、私どもが入手した監査証拠が、私どもの監査意見表明のための合理的な基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

意見

私どもの意見では、添付の財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して2012年12月31日現在のサブ・ファンドの財政状態および同日をもって終了する会計年度の経営成績および純資産の変動について真実かつ適正な概観を与えている。

[署 名]

プライスウォーターハウスクーパース

2013年6月10日

（財務書類については、原文（英語版）のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文（英語版）のみである。財務書類の原文（英語版）の翻訳は、管理会社の取締役会の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および/または財務書類の原文（英語版）と日本文の間に相違があった場合には、原文（英語版）が優先される。）

Independent Auditor's Report

To the Unitholders of Nikko Offshore Funds - Nikko Rockefeller Global Energy FundSM

We have audited the accompanying financial statements of Nikko Offshore Funds - Nikko Rockefeller Global Energy FundSM ("the Series Trust") (a Series Trust of Nikko Offshore Funds), which comprise the statement of net assets and the statement of investments as at December 31, 2012, and the statement of operations and changes in net assets for the year then ended, and notes, comprising a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Management Responsibility for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation of financial statements that give a true and fair view in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditor's responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditor's judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation of financial statements that give a true and fair view in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of the Series Trust as at December 31, 2012, and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds.

June 10, 2013

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。